平成十二年政令第二百五十五号

第百号)及び海上保安庁法(昭和二十三年法律第百二十号)、国土交通省設置法(平成十一年法律内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第国土交通省組織令 二十八号)の規定に基づき、 目 この政令を制定す

第一章 第

第二節 一節 内部部局等 秘書官(第一条)

款大臣官房及び局並びに政策統括官 及び国際統括官の設置等 第十七条の二) (第二条

特別な職の設置等 (第十八条-第

第 款 目 課の設置等 大臣官房(第二十二条—第三十

第二目 五条) 総合政策局 (第三十六条—第六

第四目 第三目 不動産・建設経済局 国土政策局 -九条) (第六十二条 (第七十条 —第六

第五目 都市局(第八十二条——第九十条 第八十一条)

第六目 水管理・国土保全局(第九十 条—第百四条)

第七目 道路局(第百五条—第百十三

第八目 住宅局 条の二 (第百十四条—第百]

第九目 鉄道局(第百二十二条—第百

第十目 物流・自動車局(第百三十一 第百四十一条)

第十一 目 海事局(第百四十二条 五十六条) 第

第十三目 第十二目 港湾局(第百五十七条-航空局(第百六十四条—第百 六十三条) —第百

第十五目 第十四目 政策統括官 (第百九十条) 北海道局(第百八十二条—第 百八十九条) 八十一条)

第三節

審

議会等(第百九十一条)

第四節 施設等機関(第百九十二条—第二百

地方支分部局

第五節 第 一款 地方整備局 八条) (第一 一百六条—第二百

第二款 北海道開発局 (第二百九条—第1

百十一条)

第三款 地方運輸局 百十六条) (第二百十二条—第1

第四款 地方航空局 百十八条) 第一 一百十七 条・第1

第五款 航空交通管制部 第二百二十条) (第二百十九条・

第二章 外局

節 観光庁

第一款 特別な職(第二百二十一条・第1 百二十二条)

第二款 内部部局(第二百二十三条—第 百二十四条の十)

気象庁

第 一款 特別な職(第二百二十五条・第1 百二十六条)

第二款 内部部局(第二百二十七条—第1 百三十三条)

第三款 施設等機関(第二百三十四条—第 一百三十九条)

第四款 地方支分部局(第二百四十条 一百四十二条) |第

第三節 第 第 二 款 運輸安全委員会事務局 特別な職(第二百四十三条) 内部部局(第二百四十三条の二―

第四節 海上保安庁 第二百四十三条の九)

第二款 第 一款 特別な職(第二百四十四条・第1 内部部局(第二百四十六条—第1 百四十五条)

第三款 二百五十七条)施設等機関(第二 百五十三条) |百五十四条-|第

第二百五十九条)

第四

款

地方支分部局(第二

一百五十八条·

附則

第一章 第一節 本省 秘書官

第一条 (秘書官の定数) 秘書官の定数は、 一人とする。

第一款 括官及び国際統括官の設置等 大臣官房及び局並びに政策統

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに 政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。

括官の設置等)

国土政策局 総合政策局

都市局

住宅局

トワーク部、安全部及び交通管制部を置く。 局に水資源部及び砂防部を、航空局に航空ネッ 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・ 国土保

機密に関すること

務その他の人事並びに教養及び訓練に関する 服

すること 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関

関すること(総合政策局及び道路局の所掌に 国土交通省の所掌事務に関する総合調整に

するものを除く。)。 上保安庁並びに海事局及び航空局の所掌に属 国土交通省の行政の監察に関すること(海

広報に関すること。

こと。

国土交通省の機構及び定員に関するこ

第二節 内部部局等

(大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統

不動産·建設経済局

道路局 水管理・国土保全局

鉄道局

海事局の 車 局

2 航空局 局 北海道局

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさど

国土交通省の職員の任免、給与、懲戒、

五 法令案その他の公文書類の審査に関するこ 大臣の官印及び省印の保管に関すること。

属するものを除く。)。

t

国会との連絡に関すること。

十 国土交通省の保有する情報の公開に関する

十二 国土交通省の所掌に係る経費及び収入の 予算、決算及び会計並びに会計の監査に関す ること。

十四四 十三 国土交通省所管の国有財産の管理及び処 分並びに物品の管理に関すること 国土交通省所管の特別会計に属する国有

財産の管理及び処分並びに物品の管理に関す ること、

十 五 福利厚生に関すること。 国土交通省の所掌に係るものに関すること。 東日本大震災復興特別会計の経理のうち 国土交通省の職員の衛生、 医療その 他

十七 国土交通省共済組合に関すること。

関係行政機関の事務の連絡調整に関するこ 公共事業の入札及び契約の改善に関する

十九 局の所掌に属するものを除く。)。 気通信施設の整備及び管理に関すること(他準、建設工事用機械の整備及び運用並びに電関する研究及び開発、技術基準及び積算基 業(官庁営繕部、都市局、水管理・国土保全 下「直轄事業」という。) に係る建設技術に 局及び道路局の所掌に属するものに限る。以 国土交通省の所掌事務に係る国の直轄事

二十 公共工事に係る評価の適正化に係る技術 + 関すること。 事務の連絡調整に関すること。 の規定による建設機械施工管理の技術検定に 基準及び費用の縮減に関する関係行政機関の 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)

二十二 宇宙の開発に関する大規模な技術開発 のに関すること。 であって、測量その他の国土の管理に係るも

一十三 建設技術に関する研究及び開発並びに のを除く。)。 これらの助成並びに建設技術に関する指導及 び普及に関すること(他局の所掌に属するも

二十四 建設工事用機械に関する調査及び統計 に関すること。

二十五 国立研究開発法人審議会の庶務に関す ること(総合政策局の所掌に属するものを除

民の生命、身体又は財産に重大な被害が生二十六 国土交通省の所掌に係る危機管理(国 じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への 対処及び当該事態の発生の防止をいう。

案に関すること。 同じ。)に関する基本的な政策の企画及び立

一十七 国土交通省の所掌に係る危機管理に関 保全局の所掌に属するものを除く。)。 する事務の総括に関すること(水管理・国土

物質の運搬の安全の確保に関する事務の総括一十九 国土交通省の所掌事務に関する放射性 の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の一十八 運輸事業者の輸送に係る安全管理体制 確保に関する基本に関すること。

号) 第十条第一項各号に掲げるものに限る。 の設定、指導及び監督に関すること。 以下同じ。) 並びに官公庁施設に関する基準 に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一 に関すること 官公庁施設の整備(官公庁施設の建設等

等」という。)からの委託に基づき、建築物に規定する公共的団体(以下「地方公共団体 第四条第一項第二十八号の資産等を定める政一十一 地方公共団体その他国土交通省設置法 若しくは工事管理を行うこと。 令(平成十二年政令第二百九十七号)第二条 の営繕に関する建設工事又は建設工事の設計

二十二 財政投融資特別会計の特定国有財産整 備勘定の経理に関すること。

三十三 前各号に掲げるもののほか、国土交通 省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関

までに掲げる事務をつかさどる。 官庁営繕部は、前項第三十号から第三十二号

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさ

- な処理を要する事項に関する基本的な政策の 国土交通省の所掌に係る施策に関し横断的 及び国際統括官の所掌に属するものを除く。 ること(大臣官房及び他局並びに政策統括官 に必要な国土交通省の所掌事務の総括に関す 企画及び立案並びに当該政策を実施するため 通省の所掌事務の総括に関すること。 基本的な方針その他の政策の企画及び立案並国土交通省の所掌事務に関する総合的かつ びに当該政策を実施するために必要な国土交
- 三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進 に関すること(大臣官房の所掌に属するもの

- 五四 ること(都市局の所掌に属するものを除く。) 本的な計画及び地域における交通調整に関す 都市交通その他の地域的な交通に関する基 総合的な交通体系の整備に関すること。
- 号)第十三条第一項第九号に掲げる業務及び 整備支援機構法(平成十四年法律第百八十 機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設 関する総合的な事業の助成に関すること。 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援 公共交通機関の確保及びその機能の改善に
- これに附帯する業務に関すること。 究所の組織及び運営一般に関すること。 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研
- 九 する法律(平成十九年法律第三十四号)の施十 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関 び港湾局の所掌に属するものを除く。)。止に関すること(海上保安庁並びに海事局及 染等をいう。以下同じ。)及び海上災害の防 止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十 六号)第三条第十五号の二に規定する海洋汚 海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防
- 十一 宇宙の開発に関する大規模な技術開発で 関すること(気象庁及び他局の所掌に属するの発達及び改善並びに気象業務に係るものに あって、航空保安業務の高度化その他の交通 ものを除く。)。

行に関すること。

- 十二 交通安全基本計画(交通安全対策基本法 三十七条第四号において同じ。) に係る事項 の実施に関する関係行政機関の事務の調整に (昭和四十五年法律第百十号) 第二十二条第 項に規定する交通安全基本計画をいう。第
- 十三 特定工場における公害防止組織の整備に 関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第 七条に規定する資格に関すること。
- 関すること。 規定する基本方針に係る事務の取りまとめに (平成三年法律第四十八号) 第三条第一項に 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 務に関すること。 独立行政法人環境再生保全機構の行う業
- 共事業(鉄道整備事業、港湾整備事業及び空かつ計画的な実施を推進するための当該各公 港整備事業並びにこれらに関連するものを除 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑

- (二以上の部局に共通するものに限る。) に関 調整に関すること。 く。第四十七条第一号において同じ。) 間の 直轄事業の施行の合理化のための方策
- こと(不動産・建設経済局の所掌に属するも する企画及び立案、調整並びに指導に関する のを除く。)。
- 画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針 号)の規定による基本指針の策定の取りまと -八 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備 理を行う特定施設以外の特定施設に係るもの のうち建設業者の使用に供するための再生処 めに関すること並びに同法に規定する整備計 の促進に関する法律(平成四年法律第六十二 に関すること。
- るものを除く。)。 号)の施行に関すること(他局の所掌に属す 進に関する法律(平成十八年法律第九十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促
- 科会、産業分科会、住宅宅地分科会、都市計一十 社会資本整備審議会の庶務(公共用地分 関すること。 科会及び建築分科会に係るものを除く。) に 画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分
- + 航空分科会及び気象分科会に係るものを除陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、 く。)に関すること。 交通政策審議会の庶務(観光分科会)
- 運輸審議会の庶務に関すること。
- 一十三 国立研究開発法人審議会の庶務に関す 技術研究所に係るものに限る。)。 ること(国立研究開発法人海上・港湾・航空
- 二十五 国土交通省の所掌事務に関する情報化 通及び航空交通の安全に関する事項に係るも一十四 中央交通安全対策会議の庶務(海上交 <<u>°</u> ;∘ のに限る。)に関すること。 に関すること(他の所掌に属するものを除
- 二十六 管理に関すること。 国土交通省の情報システムの整備及び
- 二十七 に関すること。 国土交通省の保有する個人情報の保
- 一十八 国土交通省の所掌事務に関する調査、 に属するものを除く。)。 情報の分析及び統計に関すること (他の所掌
- 二十九 に関すること 国立国会図書館支部国土交通省図書館

- 省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の 所掌に属しないものに関すること。 こと (道路局の所掌に属するものを除く。)。 となる企画及び立案並びに総合調整に関する 議において決定された基本的な方針に基づい 重要政策について、当該重要政策に関して閣 第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の て、行政各部の施策の統一を図るために必要 国土交通省設置法(以下「法」という。) 前各号に掲げるもののほか、国土交通
- (国土政策局の所掌事務)

第五条 国土政策局は、次に掲げる事務をつかさ どる。

- び立案並びに推進に関すること。 な政策に関する関係行政機関の事務の調整に 全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及 国土の利用、開発及び保全に関する基本的 国土計画その他の国土の利用、開発及び保
- 三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方そ する総合的な政策の企画及び立案並びに推進の他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関 を除く。)。 に関すること。

関すること(政策統括官の所掌に属するもの

- 発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三 理計画及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開 八号)第十八条の二第一項に規定する処分管 整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十 十九年法律第百四十五号)第二十五条第一項 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域
- 五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地 関する関係行政機関の事務の調整に関するこ の区域内において行われるものを除く。)にの整備及び開発のための大規模事業(北海道 に規定する処分管理計画に関すること。
- 基づくものを除く。)に関する関係行政機関 の整備及び開発のための大規模事業に係る別 関すること。 の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に に政令で定める事業(北海道総合開発計画に 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地
- 七 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本 規定による解散前の日本政策投資銀行から承号)附則第十五条第一項の規定により同項の 継する資産のうち株式会社日本政策投資銀行 政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五

関すること(北海道局の所掌に属するものを 五条に規定する資産に該当するものの管理に 法施行令(平成二十年政令第二百号)附則第

局の所掌に属するものを除く。)。 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び 国土調査に関すること(不動産・建設経済

びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域に区域への産業及び人口の過度の集中の防止並区域への産業及び人口の過度の集中の防止並 政策統括官の所掌に属するものを除く。)。 推進に関すること(不動産・建設経済局及び 保全を図る観点からの、大都市の機能の改善 の所掌に属するものを除く。)。 おける近郊緑地の保全に関すること(都市局 に関する総合的な政策の企画及び立案並びに

る総合的な政策の企画及び立案並びに推進に び保全を図る観点からの、地方の振興に関す-一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及 関すること。

十二 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭 害の防除及び振興に関する総合的な政策の企規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。)の雪和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に 運営に要する経費に関する関係行政機関との-三 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに 画及び立案並びに推進に関すること。

十四 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及 連絡調整に関すること。 び改善に関すること。

第六条 不動産・建設経済局は、次に掲げる事務 (不動産・建設経済局の所掌事務)

をつかさどる ること(政策統括官の所掌に属するものを除本的な政策の企画及び立案並びに推進に関す 地価対策その他土地に関する総合的かつ基

一 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十 取引の規制その他土地利用の調整に関するこ二号)の規定による土地利用基本計画、土地

土地の使用及び収用に関すること。

法(平成十二年法律第八十七号)の施行に関 大深度地下の公共的使用に関する特別措置

公共用地取得制度に関すること。

ための方策に関する企画及び立案、調整並び六 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進の に指導に関すること。

> 七 た財産の管理に関する事務の総括に関するこ 直轄事業に係る公共物とするために取得し

先買い及び土地開発公社に関する事務を行う 十七年法律第六十六号)の規定による土地の 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四

所掌に属するものを除く。)。 四十一年法律第二十号)の規定による土地開 発公社に対する資金の貸付けに関すること。 宅地の供給及び管理に関すること(他局の 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和

(都市局の所掌に属するものを除く。)。 農住組合の設立及び業務に関すること

地価の公示に関すること。

十四四 ځ 不動産の鑑定評価に関すること。 地籍調査その他の地籍整備に関するこ

九

十六動 十 五 正化に関すること(大臣官房の所掌に属する改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適 のを除く。)。 一定取引の円滑化及び適正化に関すること。 不動産業の発達、改善及び調整並びに不 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、

とめに関すること。 る法律(平成十二年法律第百四号)第三条第 一項に規定する基本方針に係る事務の取りま 建設工事に係る資材の再資源化等に関す

十八 بح 測量業の発達、改善及び調整に関するこ

二十 直轄事業における労働力及び資材の調達 の円滑化に関する調整及び指導に関するこ 及び調整に関すること。 公共工事の前払金保証事業の発達、 改善

二十一 直轄事業の積算基準 (労働力の調達に (都市局の所掌事務) 係る積算基準に限る。)に関すること。

第七条 都市局は、 次に掲げる事務をつかさど

統括官の所掌に属するものを除く。)。 の企画及び立案並びに推進に関すること(国 土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策 大都市の機能の改善に関する総合的な政策

事業の援助及び助成に関すること。 防災のための住居の集団的移転を促進する 都市計画及び都市計画事業に関すること。

兀 の所掌に属するものを除く。)。 による良好な景観の形成に関すること(他局 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭

動、崩落又は液状化による被害の防止を図る ために行う宅地の改良をいう。第八十五条第 宅地の耐震化(地震時における地盤の滑

び水管理・国土保全局の所掌に属するものを法人都市再生機構の行う業務に関すること及 **六号において同じ。**) の推進に関すること。 土地区画整理事業に関すること(独立行政

民間都市開発事業に関すること(港湾局

整備改善に関すること(防災街区整備事業及 すること並びに住宅局及び港湾局の所掌に属 び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関 事業、流通業務団地造成事業その他市街地 前二号に掲げるもののほか、市街地再開

災街区の整備の促進に関する法律(平成九年られた防災都市施設(密集市街地における防 うち、次に掲げるものに関すること。 市施設をいう。以下同じ。)の整備を伴うも 法律第四十九号) 第三十条に規定する防災都 のに限る。)の助成及び監督に関すること。 防災街区整備事業(都市計画において定め 独立行政法人都市再生機構の行う業務

1 設の整備を伴うものに限る。) 並びに整備 併せて行うもの以外のもので重要な公共施 した敷地の管理及び譲渡に係る業務

て定められた重要な公共施設の整備を伴うせて行うもの以外のもので都市計画におい 市街地再開発事業(賃貸住宅の建設と併

のに限る。)に係る業務 て定められた防災都市施設の整備を伴うも

限る。)に係る業務

六年法律第百九十一号)の規定による宅地 景観法(平成十六年法律第百十号)の規定 記和三十 新住宅市街地開発事業に関すること。

造成等の規制に関すること。

所掌に属するものを除く。)。

するものを除く。)。

建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設と

せて行うもの以外のもので都市計画におい防災街区整備事業(賃貸住宅の建設と併 のに限る。)に係る業務

ニ 土地区画整理事業 (宅地の造成又は賃貸 住宅の建設と併せて行うもの以外のものに

業務 せて行うもの以外のものに限る。)に係る 流通業務団地造成事業(宅地の造成と併

ホ

に関すること。 律第二条第四項に規定する工業団地造成事業 及び都市開発区域の整備及び開発に関する法 工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域 の整備に関する法律第二条第五項に規定する 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域

十 五 十六 十四四 自動車局の所掌に属するものを除く。)。 駐車場に関すること(道路局及び物流・ 新都市基盤整備事業に関すること。

産・建設経済局及び住宅局の所掌に属するもの貸付け」という。)に関すること(不動 定による資金の貸付け(以下「都市開発資金 のを除く。)。 都市開発資金の貸付けに関する法律の規

十七 都市公園その他の公共空地及び保勝地 御苑にあっては、これらの整備に限る。)に整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都 関すること。

十九 市民農園のに関すること。 十八 都市における緑地の保全及び緑化の推進

史的風土の保存に関する総合的な政策の企画 市民農園の整備の促進に関すること。 屋外広告物に関すること。 古都(明日香村を含む。)における歴

一十二 地域における歴史的風致の維持及び向 第三十条を除く。)の施行に関すること。 上に関する法律(平成二十年法律第四十号。 及び立案並びに推進に関すること。

第八条 水管理・国土保全局は、次に掲げる事務 をつかさどる。 (水管理・国土保全局の所掌事務)

並びに推進に関すること。 する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案水資源開発基本計画その他の水の需給に関

関すること。 水源地域対策の企画及び立案並びに推 進に

く。)の整備、利用、保全その他の管理に関三 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除 すること。

兀 水資源の開発又は利用のための施設の整備

五 流域における治水及び水利に関する施策の 及び管理に関すること。 企画及び立案並びに推進に関すること。 公有水面 (港湾内の公有水面を除く。) の

埋立て及び干拓に関すること。

運河(港湾内の運河を除く。)に関するこ

水の利用に関すること。 水道に関することその他人の飲用に供する 下水道に関すること。

砂防に関すること。

十二 海岸の整備、利用、保全その他の管理に 十一 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並 関すること(港湾局の所掌に属するものを除 びに雪崩による災害の防止に関すること。

水防に関すること。

工事の指導を除く。)、監督及び助成に関する 旧事業の指導(道路に係るものにあっては、 百条第一号において同じ。)に関する災害復 湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。第国土交通省の所掌に係る公共土木施設

十五 公共土木施設の災害復旧事業に関する関 化計画の策定その他の防災に関する事務で国年法律第七十三号)の規定による地震防災強 と(交通に関連する防災に関する事務に係る 定、大規模地震対策特別措置法(昭和五十三 百二十三号)の規定による防災業務計画の策 係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 ものを除く。)。 土交通省の所掌に係るものの総括に関するこ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第1

建設工事の設計若しくは工事管理を行うこ 号までに掲げる事務に関連する建設工事又は 三号、第四号、第七号及び第十号から第十二 七 地方公共団体等からの委託に基づき、第

事務をつかさどる。 水資源部は、前項第一号及び第二号に掲げる

3

用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台帳 のうち海岸保全区域の指定、海岸保全区域の占 監督及び助成に係るものを除く。)、第十二号 ち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の を除く。)、第十一号(災害復旧事業の指導のう 関連する事業の指導、監督及び助成に係るもの 災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に 復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、 関することに係るものに限る。)、第十号(災害 おける低潮線の保全に関する事務のうち技術に (国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務 砂防部は、第一項第三号(低潮線保全区域に

督及び助成に係るものを除く。)及び第十七号 の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災害復 関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは 旧事業及び災害復旧に関連する事業の指導、監 つかさどる。 工事管理に係るものに限る。)に掲げる事務を (同項第十号から第十二号までに掲げる事務に

(道路局の所掌事務)

第九条 道路局は、次に掲げる事務をつかさど

業の監督及び助成に関することを除く。)。 れに関連する環境対策及び交通安全対策を含道路の整備、利用、保全その他の管理(こ うち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事 む。) に関すること (災害復旧事業の指導の 有料道路に関する事業に関すること。

軌道法(大正十年法律第七十六号)第五条

百十三条第六号において同じ。)の作成及び項に規定する自転車活用推進計画をいう。第 指定並びに同法第八条の規定による工事の執規定による工事の着手及びしゅん工の期間の の規定による工事施行の認可、同法第七条の (平成二十八年法律第百十三号) 第九条第一 行に関すること。 自転車活用推進計画(自転車活用推進法

Ŧ. 号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設 工事の設計若しくは工事管理を行うこと。 推進に関すること。 地方公共団体等からの委託に基づき、第一

づいて、行政各部の施策の統一を図るために のに限る。) について、当該重要政策に関し 閣の重要政策(自転車の活用の推進に係るも すること。 必要となる企画及び立案並びに総合調整に関 て閣議において決定された基本的な方針に基 法第三条第一項の任務に関連する特定の内

(住宅局の所掌事務)

第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさど る。

に関すること。 住宅(その附帯施設を含む。)の供給、 改良及び管理並びにその居住環境の整備 建

兀

<u>\ °</u> ° すること(都市局の所掌に属するものを除 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関

三 地方住宅供給公社の行う業務に関するこ

兀 住宅融資保険に関すること。 の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金

五 宅地の供給に関連する公共施設の整備に関 する助成に関すること。

t に関すること。 被災地における土地及び建物の権利の保全

関すること。 建築物(浄化槽を含む。)に関する基準に

建築士に関すること。

善に関すること。 建築物の質の向上その他建築の発達及び改

所掌に属するものを除く。)。 防災街区整備事業に関すること(都市局

年法律第三十八号)に基づく監督に関するこ られた重要な公共施設の整備を伴うものを除 く。) の助成及び都市再開発法 (昭和四十四 る市街地再開発事業(都市計画において定め 都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行す 区計画整備組合、再開発会社、独立行政法人 個人施行者、市街地再開発組合、防災街

(鉄道局の所掌事務) のに限る。)に関する助成に関すること。 もの及び重要な公共施設の整備を伴わないも の敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行う 独立行政法人都市再生機構が行う建築物

第十一条 鉄道局は、次に掲げる事務をつかさど

関連する環境対策に関すること(道路局の所う。)の整備並びにこれらの整備及び運行に 掌に属するものを除く。)。 鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」とい

のを除く。)。 産・建設経済局及び都市局の所掌に属するも の一体的推進に関する特別措置法(平成元年 法律第六十一号)の施行に関すること(不動 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備

達、改善及び調整に関すること。 鉄道等による運送及びこれらの事業の発

の所掌に属するものを除く。)。 鉄道等の安全の確保に関すること(道路局

Ŧi. と(運輸安全委員会の所掌に属するものを除 被害の原因を究明するための調査に関するこ 候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆

> 調整に関すること。 機器等の製造に関する事業の発達、改善及び 費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運 「陸運機器等」という。) の製造、流通及び消 の他の陸運機器(これらの部品を含む。以下 鉄道等の用に供する車両、信号保安装置そ

機構の組織及び運営一般に関すること。 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援

(物流・自動車局の所掌事務)

第十二条 物流・自動車局は、次に掲げる事務を

実施するために必要な国土交通省の所掌事務 本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を する国土交通省の所掌に係る事務に関する基 の総括に関すること。 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関

一 倉庫業その他の保管事業の発達、 調整に関すること 改善及び

を除く。)。 に関する事務で国土交通省の所掌に属するも のに関すること(港湾局の所掌に属するもの る法律(平成十七年法律第八十五号)の施行 流通業務の総合化及び効率化の促進に関す

兀 関すること。 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に

整に関すること(航空局の所掌に属するもの五 石油パイプライン事業の発達、改善及び調

達、改善及び調整に関すること。 貨物の運送に係る航空運送代理店業の

び調整に関すること。 道路運送及び道路運送事業の発達、 改善及

自動車ターミナルに関すること。

自動車車庫に関すること、

償責任共済に関すること。 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠

に関すること。 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業

十二 被害者保護増進等計画(自動車損害賠償 じ。)の作成及び変更並びに同法第七十七条計画をいう。第百三十五条第六号において同 保障法(昭和三十年法律第九十七号)第七十 の四の規定による交付並びに出資及び貸付け 七条の三第一項に規定する被害者保護増進等 並びに補助に関すること。

と。
と。
と。
と。
と。
と。
は本登録勘定の経理に関するこ
定及び自動車検査登録勘定の経理に関するこ
と。

と。 十四 自動車の登録及び自動車抵当に関するこ

十六 自動車の整備事業の発達、改善及び調整道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両による公害の防止その他の中、道路運送及び道路運送車両の安全の確

一口 圣互可女が目仂互月公然受量の受害、充に関すること。 に関すること。

に関すること。 に関する事業の発達、改善及び調整 らの製造に関する事業の発達、改善及び調整 に関する事業の発達、改善及び調整 に関する事業の発達、改善及び調整がにこれ

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさど(海事局の所掌事務)

及び運営一般に関すること。

賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害一 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶び調整に関すること。

三 海事代理士に関すること。のための国際基金に関すること。

ム1° 五 船舶のトン数の測度及び登録に関するこ四 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

と。
との他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関するこれが、船舶の安全の確保並びに船舶による危険物

関すること。

「造船に関する事業の発達、改善及び調整に

すること。 繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関 ル 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修

十一 船員の労働条件、安全衛生その他の十 モーターボート競走に関すること。

に船員手帳に関すること。 環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並び一 船員の労働条件、安全衛生その他の労働

需給調整に関すること。 職業の指導、職業の補導その他船員の労務の職業の指導、職業の補導その他船員の労務の名が、

海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに不免的資務及び定員並びに水先に関すること。者の資格及び定員並びに水先に関すること。相操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦

助に関すること。第五号及び第六号に規定する調査に対する援第五号及び第六号に規定する調査に対する援置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設

(港湾局の所掌事務)

第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。

こと。 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する

び調整に関すること。

一 統路の整備、保全及び管理に関すること。

五 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関す関すること。 関すること。 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に

ること。 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関す

七 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他へ 港湾内の運河に関すること。

によ。 備、廃油処理施設及び廃油処理事業に関する所、廃油処理施設及び廃油に係る廃油処理設の管理に関すること。

措置手引書等に関すること。 律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどの航空局の所掌事務)

就空運送及び航空に関する事業(航空運送及び航空に関する事業がびに貨物の運送に係る航空運送代理店事業がびに貨物の運送に係る航空運送代理店機製造事業者の行うものに限る。) に関する機とできる。

、。二 航空機の登録及び航空機抵当に関するこ

の確保に関すること。因する障害の防止並びに航空機の航行の安全三航空機の安全の確保及び航空機の航行に起

四 航空機及びその装備品の修理及び改造(航四 航空機及びその装備品の修理及び改造、企業者のに限る。)並び定運送事業者又は航空機使用事業者の行う自

者に関する証明に関すること。
・航空従事者の教育及び養成並びに航空従事

Ŧī.

る環境対策に関すること。とき法(昭和三十一年法律第八十号)第二を港等」という。)及び航空保安施設の設置及び管理並びに空港等の設置及び管理がある空港その他の飛行場(以下「空条に規定する空港その他の飛行場(以下「空

と。 イン事業に関する許可及び認可に関するこれ 成田国際空港株式会社が行う石油パイプラ

すること。 って、航空保安業務の高度化に係るものに関って、航空保安業務の高度化に係るものに関

2 航空ネットワーク部は、前項第一号に掲げる事務(交通管制部の所掌に属するものを除く。)及び同項第制部の所掌に属するものを除く。)

3 安全部は、第一項第三号に掲げる事務をつかさる。) 並びに同項第九号に掲げる事務、同項第六号に掲げる事務(空港等の安全の確保に関することに限る事務(空港等の安全の確保に関することに掲げる事務(交通

陸のための飛行の方式の設定に関することに限値に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着近に関する空域の指定及び航空機の離陸又は着とに限る。)、同項第三号に掲げる事務(航空交とに限る。)、同項第三号に掲げる事務(空域の効率的な利用による航空交通の円滑化(空域の効率的な利用による航空交通の円滑化

る。 同項第八号及び第十号に掲げる事務をつかさどの設置及び管理に関することに限る。)並びにの設置及び管理に関することに限る。)並びにる。)、同項第六号に掲げる事務(航空保安施設

(北海道局の所掌事務)

つを情もが引きのこうので見らずを、と写着二、総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域及び立案並びに推進に関すること。 出海道の開発に関する総合的な政策の企画

| ※各首がで書画的に写前すべき集気の地域の区域内において行われるものに限る。) にの区域内において行われるものに限る。) にの整備及び開発のための大規模事業 (北海道の整備及び開発のための大規模事業 (北海道

四 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法施行令附則第五条に規定する資策投資銀行法施行令附則第五条に規定する資策投資銀行法施行令附則第五条に規定する資産(同条営む者に係るものによって取得したて事業を営む者に係るものによって取得したものに限る。)に該当するものの管理に関すること。

五 北方領土隣接地域(北方領土問題等の解決五 北方領土隣接地域(北方領土問する法律(昭和の促進のための特別措置に関する法律(昭和の促進のための特別措置に関する法律(昭和の促進のための特別措置に関する法律(昭和の促進のための特別措置に関する法律(昭和の保護のが決している。

の普及及び啓発に関すること。 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識

の事務の運営の指導及び改善に関すること。及び契約に関する事務その他の北海道開発局工事管理並びに工事に関する調査に係る入札八 北海道開発局の行う工事、工事の設計及び

(政策統括官の職務)

第十七条 政策統括官は、 る事務を分掌する。 に関する調整に関する事務の総括に関するこ 国土交通省の所掌に係る事業に関する税制 命を受けて、 次に掲げ

な政策のうち交通施設の整備に係るものに関二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的 する関係行政機関の事務の調整に関するこ 2

三 土地に関する総合的かつ基本的な政策のう 整に関すること。 に関する企画及び立案並びに推進に関する調 条において同じ。)の活用の推進に係るもの 項に規定する地理空間情報をいう。第七十三 法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一 ち地理空間情報(地理空間情報活用推進基本 4 3

立案に関する調整に関すること。 いて同じ。) に係る総合的な政策の企画及び 国会等の移転をいう。第六十四条第四号にお (平成四年法律第百九号) 第一条に規定する 国会等の移転(国会等の移転に関する法律

に関すること。 国土交通省の所掌事務に関する政策の評価

第十七条の二 国際統括官は、国土交通省の所掌

(国際統括官の職務)

整に関する事務をつかさどる。 に属する国際関係事務のうち、重要な政策の調

第二款 特別な職の設置等

2 第十八条 大臣官房に、官房長を置く。 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌

管理・国土保全局、道路局、鉄道局、物流・自 動車局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一 総合政策局、不動産・建設経済局、

情報化審議官、審議官及び技術審議官) 官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・ ジェクト審議官、上下水道審議官、公文書監理 審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議 (総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。 危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロ 9

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総 政策立案総括審議官一人、公共 10

審議官五人を置く。 書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバー 機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジ 者をもって充てられるものとする。)及び技術 四人(うち一人は、関係のある他の職を占める セキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十 交通政策審議官一人、土地政策審議官一人、危 エクト審議官一人、上下水道審議官一人、公文

案並びに調整に関する事務を総括整理する。 掌事務に関する重要事項についての企画及び立総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所

総括整理する。 いての企画及び立案並びに調整に関する事務を の所掌事務に関する技術に関する重要事項につ 技術総括審議官は、命を受けて、国土交通省

事務を総括整理する。 政策立案の推進に関する重要事項についての企 画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係 通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交

5 る政策に関する重要事項についての企画及び立通省の所掌事務に関する交通機関の整備に関す 案並びに調整に関する事務を総括整理する。 公共交通政策審議官は、命を受けて、国土交

6 用及び管理並びに土地の取引の円滑化に関する の所掌事務に関する適正かつ合理的な土地の利 並びに調整に関する事務を総括整理する。 政策に関する重要事項についての企画及び立案 土地政策審議官は、命を受けて、国土交通省

7 び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要 る事務を総括整理する。 事項についての企画及び立案並びに調整に関す て、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受け

8 外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海 並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括 係るものに関する重要事項についての企画及び 他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に 整理する。 水道に関する重要事項についての企画及び立案 立案並びに調整に関する事務を総括整理する。 事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その 海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国 上下水道審議官は、命を受けて、水道及び下 第二十二条 大臣官房に、官庁営繕部に置くもの

所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに 公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の

関係事務を総括整理する。 項についての企画及び立案に関する事務並びに の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事 な実施の確保に関する重要事項についての事務関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省

するサイバーセキュリティをいう。)の確保並法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定 を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイ1 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命 に関する重要事項についての企画及び立案に関 と併せて行われる事務の運営の改善及び効率化 びに情報システムの整備及び管理並びにこれら バーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本

13 参画し、関係事務を総括整理する。 務に関する重要事項についての企画及び立案に する事務並びに関係事務を総括整理する。 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事

掌事務に関する技術に関する重要事項について、技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所 の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理

第二十一条 大臣官房に、参事官二十三人及び技 術参事官一人を置く。 (参事官及び技術参事官)

2 交通省の所掌事務に関する重要事項についての 企画及び立案に参画する。 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、国

3 要事項についての企画及び立案に参画する。 国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重 大臣官房に置く技術参事官は、命を受けて、

第三款 課の設置等 第一目 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

官一人及び運輸安全監理官一人を置く。 人事課

のほか、次の六課並びに監察官一人、危機管理

広報課

会計課 技術調査課 福利厚生 課

2 計質理課 官庁営繕部に、 次の四課を置

第二十三条 (人事課の所掌事務)

第二十四条 どる。 人事課は、 次に掲げる事務をつかさ

機密に関すること。

二 国土交通省の職員の任免、給与、 こと(福利厚生課の所掌に属するものを除 務その他の人事並びに教養及び訓練に関する ――二ろ延雀の飛鳥の任免、給与、懲戒、服 懲戒、

国土交通省の定員に関すること。

兀 儀式に関すること。 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び

、総務課の所掌事務)

第二十五条 総務課は、

次に掲げる事務をつかさ

どる。

官印並びに省印の保管に関すること。 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の

一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関 すること

三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に 関すること。

兀 属するものを除く。)。 関すること(総合政策局及び道路局の所掌に 国土交通省の所掌事務に関する総合調

Ŧi. 国会との連絡に関すること。

こと。 国土交通省の保有する情報の公開に関する

七 国土交通省の機構に関すること。

八 本省で使用する乗用自動車の管理に関する

九 国土交通省の事務能率の増進に関するこ

関すること。 国土交通省の所掌事務に関する官報掲載に 前各号に掲げるもののほか、国土交通省

の所掌事務で他の所掌に属しないものに関す

ること

第二十六条 さどる 二十六条 広報課は、(広報課の所掌事務) 広 報に関する事務をつ

(会計課の所掌事務)

第二十七条 会計課は、 次に掲げる事務をつかさ

国土交通省の所掌に係る経費及び収入の予 決算及び会計並びに会計の監査に関する

政策局の所掌に属するものを除く。)。 計画に関する事務の総括に関すること(総合 国土交通省の所掌事務に関する財政投融資

並びに物品の管理に関すること。 国土交通省所管の国有財産の管理及び処分

ر ح 産の管理及び処分並びに物品の管理に関する』 国土交通省所管の特別会計に属する国有財

係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 土交通省の所掌に係るものに関すること。 公共事業の入札及び契約の改善に関する関 庁内の管理に関すること。 東日本大震災復興特別会計の経理のうち国

第二十八条

(福利厚生課の所掌事務)

第二十九条 かさどる。 福利厚生課は、次に掲げる事務をつ

利厚生に関すること。 国土交通省の職員の衛生、医療その他の福

国土交通省共済組合に関すること。

関すること。 行政法人の職員を含む。) に貸与する宿舎に 国土交通省の職員(国土交通省所管の独立

国土交通省の職員の災害補償に関する

恩給に関する連絡事務に関すること。

(技術調査課の所掌事務)

第三十条

直轄事業に係る建設技術に関する研究及び 技術調査課は、次に掲げる事務をつか

一 直轄事業に係る技術基準及び積算基準 (1) 以上の部局に共通するものに限る。)に関す 開発に関すること(他局及び官庁営繕部の所 ること(不動産・建設経済局の所掌に属する 掌に属するものを除く。)。

三 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び に関すること。 運用 (二以上の部局に共通するものに限る。) ものを除く。)。

理に関すること。 直轄事業に係る電気通信施設の整備及び管

準及び費用の縮減に関する関係行政機関の事 公共工事に係る評価の適正化に係る技術基 務の連絡調整に関すること。 関すること。 成に関すること。 官庁営繕部の所掌事務に関する法令案の作

t 技術検定に関すること。 建設業法の規定による建設機械施工管理の

って、測量その他の国土の管理に係るものに宇宙の開発に関する大規模な技術開発であ

らの助成並びに建設技術に関する指導及び普へ、建設技術に関する研究及び開発並びにこれ 及に関すること(他局及び官庁営繕部の所掌

九 建設工事用機械に関する調査及び統計に関 すること。

関する事務の総括に関すること。 国土交通省の所掌事務に関する建設技術に

<u>\</u> `° こと(総合政策局の所掌に属するものを除 国立研究開発法人審議会の庶務に関する

(監察官の職務)

に関する事務(海上保安庁並びに海事局及び航第三十一条 監察官は、国土交通省の行政の監察 空局の所掌に属するものを除く。)をつかさど る。

(危機管理官の職務)

第三十一条の二 危機管理官は、 をつかさどる。 次に掲げる事務

局及び運輸安全監理官の所掌に属するものを 事務の総括に関すること(水管理・国土保全 除く。)。 基本的な政策の企画及び立案に関すること。 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する

(運輸安全監理官の職務)

第三十一条の三 運輸安全監理官は、次に掲げる 事務をつかさどる。

二 国土交通省の所掌事務に関する放射性物質 に関する基本に関すること。 価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保 運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評

三 国土交通省の所掌事務に関する交通に関連 (管理課の所掌事務) する防災に関する事務の総括に関すること。 すること。 の運搬の安全の確保に関する事務の総括に関

第三十二条 管理課は、 次に掲げる事務をつかさ

官庁営繕部の所掌事務に関する総合調整に

兀

関すること。

に属するものを除く。)。

兀 のを除く。)のうち、技術上の調査及び審査 に関すること。

Ŧi. の所掌に属するものを除く。)。 第三項に規定する指導に関すること 官公庁施設の建設等に関する法律第十三条 (整備課

(整備課の所掌事務)

|第三十四条 整備課は、 次に掲げる事務をつかさ

るものを除く。)。 営繕工事に関すること(他課の所掌に属す

一 官公庁施設に関する基準 (官公庁施設の建 位置、規模及び構造の基準に限る。)の設定 に関すること。 設等に関する法律第十三条第一項に規定する

関すること。 うち特に重要なものに係るものに限る。)に 第三項に規定する指導(国家機関の建築物の 官公庁施設の建設等に関する法律第十三条

の目において同じ。)に係る入札及び契約に 工事の設計若しくは工事管理をいう。以下こ づく建築物の営繕に関する建設工事又は建設 営繕工事(官公庁施設の整備及び委託に基

に属するものを除く。)。 監督に関すること(計画課及び整備課の所掌 官公庁施設に関する基準の設定、指導及び

定の経理に関すること。 財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘

Ŧ

所掌事務で他の所掌に属しないものに関する、前各号に掲げるもののほか、官庁営繕部の

第三十三条 計画課は、 (計画課の所掌事務) 次に掲げる事務をつかさ

絡調整に関すること。 立案並びに当該計画に関する関係機関との連 官公庁施設の整備に関する計画の企画及び

営繕工事に係る積算に関すること。

規定する営繕計画書に関すること。 監督に関する事務(整備課の所掌に属するも 官公庁施設に関する基準の設定、指導及び 官公庁施設の建設等に関する法律第九条に

、設備・環境課の所掌事務)

第三十五条 設備・環境課は、 かさどる。 次に掲げる事務を

要なものに係るものを除く。)のうち設備工

営繕工事(国家機関の建築物のうち特に重

所掌に属するものを除く。)。 事の設計に関すること(管理課及び計画課

二 営繕工事に関する事務のうち、 三 営繕工事の検査に関すること。 企画及び立案に関すること。 環境対策の

(総合政策局に置く課) 第二目 総合政策局

第三十六条 総務課 総合政策局に、

次の十五課を置く。

バリアフリー政策課社会資本整備政策課

環境政策課

交通政策課 海洋政策課

地域交通課

モビリティサー ビス推進課

公共事業企画調整課 技術政策課

情報政策課 海外プロジェクト推進

国際政策課

行政情報化推進課

(総務課の所掌事務)

第三十七条総務課は、 総合政策局の所掌事務に関する総合調整に 次に掲げる事務をつかさ

関すること(政策課の所掌に属するものを除

関係金融機関の行う投融資に関するものに限計画に関する事務の総括に関すること(政府 る。)。 国土交通省の所掌事務に関する財政投融資

掌に属するものを除く。)。 通政策課及びモビリティサービス推進課 一政策課及びモビリティサービス推進課の所総合的な交通体系の整備に関すること(交

四 交通安全基本計画に係る事項の実施に関す 五 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全 臣官房の所掌に属するものを除く。)。 の確保に関する事務の総括に関すること(大 る関係行政機関の事務の調整に関すること。

ること る事故に係る救済に関する事務の総括に関す 国土交通省の所掌事務に関する交通に関す

t 画·歷史的風土分科会、 会、産業分科会、住宅宅地分科会、都市 社会資本整備審議会の庶務(公共用地分科 河川分科会、道路分

科会及び建築分科会に係るものを除く。)に

限る。)に関すること。 象分科会に係るものを除く。)に関すること。 海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気 技術分科会、観光分科会、 び航空交通の安全に関する事項に係るものに 運輸審議会の庶務に関すること。 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及 交通政策審議会の庶務 (交通体系分科会 陸上交通分科会、

の所掌事務で他の所掌に属しないものに関す 前各号に掲げるもののほか、総合政策局

(政策課の所掌事務)

第三十八条 政策課は、次に掲げる事務をつかさ

携による社会資本整備に係るものを除く。) めに必要な国土交通省の所掌事務の総括に関 の企画及び立案並びに当該政策を実施するた に関する基本的かつ短期的な政策(官民の連 通省の所掌事務の総括に関すること。 びに当該政策を実施するために必要な国土交 基本的な方針その他の政策の企画及び立案並国土交通省の所掌事務に関する総合的かつ 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備

掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事一 前号に掲げるもののほか、国土交通省の所 所掌事務の総括に関すること。 該政策を実施するために必要な国土交通省の する事務で他の所掌に属しないもの並びに当 項に関する基本的な政策の企画及び立案に関

閣の重要政策について、当該重要政策に関し すること(道路局の所掌に属するものを除 必要となる企画及び立案並びに総合調整に関 づいて、行政各部の施策の統一を図るために て閣議において決定された基本的な方針に基 法第三条第一項の任務に関連する特定の内

(社会資本整備政策課の所掌事務)

第三十九条 社会資本整備政策課は、 事務をつかさどる。 次に掲げる

の所掌事務の総括に関すること(政策課の所 当該政策を実施するために必要な国土交通省 掌に属するものを除く。)。 に関する基本的な政策の企画及び立案並びに 国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備 第四十二条

二 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進 に関すること(大臣官房の所掌に属するもの

(バリアフリー政策課の所掌事務)

|第四十条 バリアフリー政策課は、次に掲げる事 務をつかさどる。

通省の所掌事務の総括に関すること。 びに当該政策を実施するために必要な国土交 事項に関する基本的な政策の企画及び立案並 国土交通省の所掌事務に関する次に掲げる

向上 他の施設の利用上の利便性及び安全性の ける移動上又は施設の利用上の支障を除去 の他これらの者の移動上及び公共施設その することをいう。) に資する施策の実施そ (これらの者の日常生活又は社会生活にお 移動又は施設の利用に係るバリアフリー 心して生活するために必要なこれらの者の 高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安

に関する法律の施行に関すること(他局の所 掌に属するものを除く。)。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 一般消費者の利便の増進及び利益の保護

(環境政策課の所掌事務)

第四十一条 かさどる。 環境政策課は、 次に掲げる事務をつ

に必要な国土交通省の所掌事務の総括に関す 企画及び立案並びに当該政策を実施するため の保全」という。) に関する基本的な政策の (良好な環境の創出を含む。以下単に「環境 国土交通省の所掌事務に係る環境の保全

二 特定工場における公害防止組織の整備に関 する法律第七条に規定する資格に関するこ

三 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務 に関すること。

兀 する事務で他の所掌に属しないものに関する 所掌事務に係る環境の保全に関する政策に関 前三号に掲げるもののほか、国土交通省の

Ξī りまとめに関すること 条第一項に規定する基本方針に係る事務の取 資源の有効な利用の促進に関する法律第三

(海洋政策課の所掌事務)

海洋政策課は、

次に掲げる事務をつ

かさどる。

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関するこ 交通省の所掌事務の総括に関すること。 並びに当該政策を実施するために必要な国土 び利用に関する基本的な政策の企画及び立案 国土交通省の所掌事務に係る海洋の開発及

する法律の施行に関すること。 掌に属するものを除く。)。 と(海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関

第四十三条 交通政策課は、次に掲げる事務をつ かさどる。 (交通政策課の所掌事務)

課の所掌に属するものを除く。)。 省の所掌事務の総括に関すること(地域交通 備に関する基本的な政策の企画及び立案並び に当該政策を実施するために必要な国土交通 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整

案並びに当該政策を実施するために必要な国 造の改善に関する基本的な政策の企画及び立 に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構 関連する産業をいう。第四号において同じ。) 土交通省の所掌事務の総括に関すること。 運送産業(国土交通省の所掌に係る運送に 第四十七条 公共事業企画調整課は、

ために必要な国土交通省の所掌事務の総括に 策の企画及び立案並びに当該政策を実施する に関連する運賃及び料金に関する基本的な政 関すること。 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管

務の取りまとめに関すること(政策統括官の 所掌に属するものを除く。)。 運送産業の発達、改善及び調整に関する事

すること(モビリティサービス推進課の所掌 図る観点からの総合的な交通体系の整備に関 に属するものを除く。)。 運送及び運送事業の発達、改善及び調整を

第四十四条 地域交通課は、次に掲げる事務をつ かさどる。

(地域交通課の所掌事務)

ること。 企画及び立案並びに当該政策を実施するため 関する援助及び助成に関する基本的な政策の に必要な国土交通省の所掌事務の総括に関 公共交通機関の確保及びその機能の改善に

ること(都市局の所掌に属するものを除く。) 本的な計画及び地域における交通調整に関す 都市交通その他の地域的な交通に関する基

三 公共交通機関の確保及びその機能の改善に 関する総合的な事業の助成に関すること。

整備支援機構法第十三条第一項第九号に掲げ る業務及びこれに附帯する業務に関するこ 機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援

(モビリティサービス推進課の所掌事務)

第四十五条 モビリティサービス推進課は、 推進に関するものをつかさどる。 の利便を増進するサービスをいう。)の実施 の他の当該技術の活用により交通機関の利用者 利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一 他の先端的な技術を活用して複数の交通機関 うち、モビリティサービス(情報通信技術その からの総合的な交通体系の整備に関する事務 及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点 括して行うことができるようにするサービスそ

第四十六条 削除

(公共事業企画調整課の所掌事務)

次に掲げる

事務をつかさどる。

事業間の調整に関すること。 つ計画的な実施を推進するための当該各公共 国土交通省の所掌に係る公共事業の円滑

一 直轄事業の施行の合理化のための方策 (二) と(不動産・建設経済局の所掌に属するもの 以上の部局に共通するものに限る。)に関す る企画及び立案、調整並びに指導に関するこ を除く。)。

施設整備方針のうち建設業者の使用に供する 定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び 定の取りまとめに関すること並びに同法に規 促進に関する法律の規定による基本指針の策 ための再生処理を行う特定施設以外の特定施 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の

(技術政策課の所掌事務)

設に係るものに関すること

第四十八条 かさどる。 技術政策課は、 次に掲げる事務をつ

及び立案並びに当該政策を実施するために必 る指導及び普及に関する基本的な政策の企画 要な国土交通省の所掌事務の総括に関するこ 運輸技術及び気象業務に関連する技術に関す する研究及び開発並びにこれらの助成並びに 運輸技術及び気象業務に関連する技術に関

究所の組織及び運営一般に関すること。 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研

発達及び改善並びに気象業務に係るものに関って、航空保安業務の高度化その他の交通の一 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であ のを除く。)。 すること(気象庁及び他局の所掌に属するも

五 交通政策審議会技術分科会の庶務に関する るものを除く。)。 関すること(大臣官房及び他局の所掌に属す な要因についての基礎的な調査及び分析並び確保を阻害するおそれがある人的又は技術的 国土交通省の所掌事務に係る交通の安全の に当該要因を効果的に解消する手法の開発に

研究所に係るものに限る。)。 と(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術 国立研究開発法人審議会の庶務に関するこ

(国際政策課の所掌事務)

第四十九条 国際政策課は、 次に掲げる事務をつ

び海外プロジェクト推進課の所掌に属するも 所掌事務の総括に関すること(国際統括官及 該政策を実施するために必要な国土交通省の 関する基本的な政策の企画及び立案並びに当 国土交通省の所掌に属する国際関係事務に

経済上の連携その他の対外経済関係に関する 統括官の所掌に属するものを除く。)。 ものに関する政策の調整に関すること(国際 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で

術導入契約の締結等に関するものの取りまと 第二百二十八号)第二十六条第二項に規定す 定取得及び同法第三十条第一項に規定する技 る対内直接投資等、同条第三項に規定する特 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で

る事務で他の所掌に属しないものに関するこ 所掌に属する国際関係事務に係る政策に関す 前三号に掲げるもののほか、国土交通省の

(海外プロジェクト推進課の所掌事務) 次に掲げ

海外プロジェクト推進課は、

海外におけるプロジェクトに係る我が国事業 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で

> 施するために必要な国土交通省の所掌事務の 者の事業活動の推進に係るものに関する基本 るものを除く。)。 総括に関すること(国際統括官の所掌に属す な政策の企画及び立案並びに当該政策を実

るものを除く。)。 総括に関すること(国際統括官の所掌に属す 的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実 施するために必要な国土交通省の所掌事務の 同じ。)で国際協力に係るものに関する基本 連するものを除く。)に限る。次号において (社会資本の整備に関連するもの (交通に関 国土交通省の所掌に属する国際関係事務

三 国土交通省の所掌に属する国際関係事務の うち、外国人研修生の受入れに関すること。

第五十一条 かさどる。

から第二十九号までに掲げるものに限る。) ること。 に関する基本的な政策の企画及び立案に関す 総合政策局の所掌事務(第四条第二十五号

三 国土交通省の保有する個人情報の保護に関 二 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関 すること(他の所掌に属するものを除く。)。

するものを除く。)。

(行政情報化推進課の所掌事務)

務をつかさどる。 化の推進に関する総合的な政策(情報システ国土交通省の所掌事務に関する行政の情報 の企画及び立案並びに当該政策を実施するた の効率性に関する評価に関するものを除く。) ムに係る情報の安全の確保及び情報システム

二 国土交通省の情報システムの整備及び管理 に関すること。

三 国立国会図書館支部国土交通省図書館

第五十三条から第六十一条まで 第三目 国土政策局 削除

|第六十二条 |国土政策局に、次の五課並びに計画 官一人及び特別地域振興官一人を置く。

(情報政策課の所掌事務)

情報政策課は、次に掲げる事務をつ

の分析及び統計に関すること(他の所掌に属

国土交通省の所掌事務に関する調査、情報

第五十二条 行政情報化推進課は、 次に掲げる事

めに必要な国土交通省の所掌事務の総括に関 すること。

すること。

(国土政策局に置く課等)

地方振興課 離島振興課

兀

第六十四条 総合計画課は、 かさどる。

を除く。)。 関すること(政策統括官の所掌に属するもの 課及び計画官の所掌に属するものを除く。)。 な政策に関する関係行政機関の事務の調整に 立案並びに推進に関すること(広域地方政策 国土の利用、開発及び保全に関する基本的

三 国土調査に関すること (不動産・ 局の所掌に属するものを除く。)。 建設経済

び立案に関すること(政策統括官の所掌に属 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及

兀

多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年

第六十五条 広域地方政策課は、 次に掲げる事務

広域地方政策課 総合計画課

第六十三条 どる。 (総務課の所掌事務) 総務課は、 次に掲げる事務をつかさ

関すること。 国土政策局の所掌事務に関する総合調整に

二 国土の利用、開発及び保全に関する総合的 課並びに計画官の所掌に属するものを除く。) かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進 に関すること(総合計画課及び広域地方政策

三 国土政策局の所掌事務に係る国際協力に関

帯対策分科会に係るものを除く。)に関する 道開発分科会、水資源開発分科会及び豪雪地国土審議会の庶務(土地政策分科会、北海

Ŧi. 所掌事務で他の所掌に属しないものに関する 前各号に掲げるもののほか、国土政策局の

(総合計画課の所掌事務)

次に掲げる事務をつ

国土利用計画及び国土形成計画の企画及び

するものを除く。)。

(広域地方政策課の所掌事務) 等の東京都区部からの移転等に関すること。 法律第八十三号) の規定による国の行政機関

の他の各地方のそれぞれについて定める広域 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方そ

> 地方計画をいう。)の企画及び立案並びに推 律第二百五号)第九条第二項に規定する広域 地方計画(国土形成計画法(昭和二十五年法 進に関すること。

二 国土計画その他の国土の利用、開発及び保 全に関する総合的かつ基本的な計画の企画及 査、事業その他の事務に関する調整に関する び立案並びに推進に資する関係行政機関の調

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方そ する総合的な政策の企画及び立案並びに推進 の他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関 に関すること。 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域

律第二十五条第一項に規定する処分管理計画及び都市開発区域の整備及び開発に関する法 する処分管理計画及び近畿圏の近郊整備区域 整備に関する法律第十八条の二第一項に規定 に関すること。

関する関係行政機関の事務の調整に関するこ の区域内において行われるものを除く。)にの整備及び開発のための大規模事業(北海道 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地

六 第五条第六号に規定する事業に関する関係 行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画 の調整に関すること。

道局の所掌に属するものを除く。)。 産に該当するものの管理に関すること(北海 策投資銀行法施行令附則第五条に規定する資 銀行から承継する資産のうち株式会社日本政 より同項の規定による解散前の日本政策投資 政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定に 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日

ものを除く。)。 保全を図る観点からの、大都市の機能の改善 政策統括官並びに総合計画課の所掌に属する 推進に関すること(不動産・建設経済局及び に関する総合的な政策の企画及び立案並びに 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び

九 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市 おける近郊緑地の保全に関すること(都市 びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域に 区域への産業及び人口の過度の集中の防止並 の所掌に属するものを除く。)。

こと(総合計画課の所掌に属するものを除- 多極分散型国土形成促進法の施行に関する

属するものを除く。)。 行に関すること(都市局及び港湾局の所掌に する法律(平成十九年法律第五十二号)の施一 広域的地域活性化のための基盤整備に関

(地方振興課の所掌事務)

第六十六条 かさどる。 地方振興課は、次に掲げる事務をつ

一 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総 所掌に属するものを除く。)。 すること(離島振興課及び特別地域振興官の 総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関 保全を図る観点からの、地方の振興に関する 国土の総合的かつ体系的な利用、 、開発及び 第七十一条総務課は、

合的な政策の企画及び立案並びに推進に関す

(離島振興課の所掌事務)

第六十七条 地域振興官の所掌に属するものを除く。)をつの企画及び立案並びに推進に関する事務(特別 かさどる。 地方における離島の振興に関する総合的な政策 系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、 離島振興課は、国土の総合的かつ体

画若しくは国土形成計画で全国の区域について第六十八条 計画官は、命を受けて、国土利用計 要事項の企画及び立案に参画する。 は総務課及び総合計画課の所掌事務に関する重 重要な専門的事項に係る事務をつかさどり、 定めるものの企画及び立案に関する事務のうち (計画官の職務) 又

第六十九条 特別地域振興官は、次に掲げる事務 をつかさどる。 (特別地域振興官の職務)

の企画及び立案並びに推進に関すること。 ものに限る。)の振興に関する総合的な政策 村並びに鹿児島県奄美市及び大島郡に属する 保全を図る観点からの、離島(東京都小笠原 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び

営に要する経費に関する関係行政機関との連一 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運 絡調整に関すること。

改善に関すること。 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び

第四目 不動産·建設経済

(不動産・建設経済局に置く課等)

第七十条 参事官一人を置く 不動産・建設経済局に、 次の十課及び

一及び立案に関すること。

土地政策課 情報活用推進課 国際市場課

不動産業課 地籍整備課 地価調査課

建設業課 不動産市場整備課

(総務課の所掌事務) 建設市場整備課

どる。 合調整に関すること。 不動産・建設経済局の所掌事務に関する総

次に掲げる事務をつかさ

二 不動産・建設経済局の所掌事務に関する総 合的な政策の企画及び立案に関すること 際市場課及び情報活用推進課の所掌に属する 国

策課の所掌に属するものを除く。)。 土地の使用及び収用に関すること ものを除く。)。 (土地政

法の施行に関すること。 社会資本整備審議会公共用地分科会の庶務 大深度地下の公共的使用に関する特別措置

五.

兀

経済局の所掌事務で他の所掌に属しないもの、 前各号に掲げるもののほか、不動産・建設 に関すること。 関すること。

(国際市場課の所掌事務)

第七十二条 かさどる。 国際市場課は、 次に掲げる事務をつ

係事務に関する総合的な政策の企画及び立案不動産・建設経済局の所掌に属する国際関 に関すること。 不動産・建設経済局の所掌事務に係る国際

三 不動産・建設経済局の所掌に属する国際関 動の推進に係るものに関すること。 係事務で海外における我が国事業者の事業活 協力に関すること。

力の調達(外国人に係るものに限る。)に関 条において「建設業者等」という。)の労働 する企画及び立案並びに指導に関すること。 建設業者及び建設コンサルタント(第八十

第七十三条 情報活用推進課は、 をつかさどる。 (情報活用推進課の所掌事務) 次に掲げる事務

策統括官の所掌に属するものを除く。)。 礎となる事項の調査及び研究に関すること。 土地に関する総合的かつ基本的な政策の基

地理空間情報を活用した不動産取引の円滑

(土地政策課の所掌事務)

第七十四条 かさどる。 土地政策課は、 次に掲げる事務をつ

ものを除く。)。 ること(政策統括官及び他課の所掌に属する 本的な政策の企画及び立案並びに推進に関す 地価対策その他土地に関する総合的かつ基

二 国土利用計画法の規定による土地利用基本 のを除く。)。 に関すること(地価調査課の所掌に属するも 計画、土地取引の規制その他土地利用の調整

特別措置法(平成三十年法律第四十九号) 施行に関すること。 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する の

兀 公共用地取得制度に関すること。

五. に指導に関すること。 ための方策に関する企画及び立案、調整並び 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進の

六 直轄事業に係る公共物とするために取得 た財産の管理に関する事務の総括に関するこ

七 公有地の拡大の推進に関する法律の規定に よる土地の先買い及び土地開発公社に関する 事務を行うこと。

関すること。 による土地開発公社に対する資金の貸付けに 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定

九 所掌に属するものを除く。)。 宅地の供給及び管理に関すること (他局の

十一 国土審議会土地政策分科会の庶務に関す 市局の所掌に属するものを除く。)。 農住組合の設立及び業務に関すること

(地価調査課の所掌事務)

ること。

第七十五条 地価調査課は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

地価の調査に関すること。

報通信技術の活用に関する総合的な政策の企不動産・建設経済局の所掌事務に関する情 制及び遊休土地の買取りに関する事務のう 国土利用計画法の規定による土地取引の規

> のに関すること 取引の対価の額及び買取り価格に係るも

土地に関する総合的かつ基本的な政策(地

|空間情報の活用の推進に係るものに限る。) 企画及び立案並びに推進に関すること

地価の公示に関すること。

(政

(地籍整備課の所掌事務) 四 不動産の鑑定評価に関すること。

第七十六条 地籍整備課は、 籍整備に関する事務をつかさどる。 (不動産業課の所掌事務) 地籍調査その 他の 地

第七十七条 不動産業課は、不動産業の発達、 善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正 るものを除く。)をつかさどる。 化に関する事務(他課及び参事官の所掌に属す 改

(不動産市場整備課の所掌事務)

第七十八条 不動産市場整備課は、 務をつかさどる。 不動産市場の整備に関すること。 次に掲げる事

一 不動産市場に関する情報の収集、分析及び 提供に関すること(地価調査課の所掌に属す

(建設業課の所掌事務) るものを除く。)。

第七十九条 さどる。 建設業課は、 次に掲げる事務をつか

国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属す 改善及び調整に関すること(大臣官房並びに るものを除く。)。 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達

(建設市場整備課の所掌に属するものを除く 建設工事の請負契約の適正化に関すること

三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する 兀 事務の取りまとめに関すること。 法律第三条第一項に規定する基本方針に係る 公共工事の前払金保証事業の発達、 改善及

五. すること び調整に関すること。 社会資本整備審議会産業分科会の庶務に関

(建設市場整備課の所掌事務)

第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務を つかさどる。

。)に関する企画及び立案並びに指導に関す 以外の建設業者をいう。) に係るものに限る 式工事又は建築一式工事を請け負う建設業者 っては、専ら専門工事業者(主として土木一 向上のための方策(建設業者に係るものにあ ること。 建設業者等の経営の方法の改善及び技術

- のを除く。)の適正化に関すること。 建設工事の下請契約(発注者から直接建設 事を請け負った建設業者が注文者となるも
- 三 建設業者等の労働力及び資材の調達に関す 際市場課の所掌に属するものを除く。)。 る企画及び立案並びに指導に関すること(国 の方式の改善のための方策に関する企画及び 建設コンサルタントの共同の請負又は受託
- せんに関すること。 立案並びに指導に関すること。 建設業者等が行う業務に必要な資金のあっ
- 六 建設業者等の組織する中小企業等協同組 協業組合及び商工組合に関すること。
- (国際市場課の所掌に属するものを除く。)。 直轄事業における労働力及び資材の調達の 測量業の発達、改善及び調整に関すること

円滑化に関する調整及び指導に関すること。

直轄事業の積算基準(労働力の調達に係る

第八十一条 掌事務に関する重要事項についての企画及び立どり、又は命を受けて不動産・建設経済局の所 案に参画する。 業の発達、 (参事官の職務) 積算基準に限る。) に関すること。 改善及び調整に関する事務をつかさ 参事官は、不動産の管理に関する事

第五目

(都市局に置く課等)

第八十二条 都市局に、次の八課及び参事官一

総務課

都市安全課 国際・デジタル政策課

都市計画課 まちづくり推進課

市街地整備課

公園緑地・景観課街路交通施設課

第八十三条 (総務課の所掌事務) 総務課は、 次に掲げる事務をつかさ

どる。

企画及び立案に関すること(国際・デジタル 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の 都市局の所掌事務に関する総合調整に関す

政策課及び都市安全課の所掌に属するものを 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土

分科会の庶務に関すること。

兀 事務で他の所掌に属しないものに関するこ 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌

(国際・デジタル政策課の所掌事務)

第八十四条 国際・デジタル政策課は、 る事務をつかさどる。 次に掲げ

る総合的な政策の企画及び立案に関するこ 都市局の所掌に属する国際関係事務に関す

三十五号)第二条に規定するデジタル社会を(デジタル社会形成基本法(令和三年法律第 及び立案に関すること。 いう。)の形成に関する総合的な政策の企画 都市局の所掌事務に関するデジタル社会

(都市安全課の所掌事務)

第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつ

に関する防災に係る施策の調整に関するこ 関する企画及び立案並びに都市局の所掌事務

七

二 都市局の所掌事務に関する第四十条第 該事項に係る政策の調整に関すること。 及び立案並びに都市局の所掌事務に関する当 イに掲げる事項に関する総合的な政策の企画

兀 三 防災のための住居の集団的移転を促進する 事業の援助及び助成に関すること。 誘導区域等権利設定等促進事業に関するこ 十二号)第八十一条第十三項に規定する居住 都市再生特別措置法(平成十四年法律第一

六 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定によ Ŧ. を除く。)、監督及び助成に関すること。 **号(公園に係るものにあっては、工事の指導都市局の所掌事務に係る災害復旧事業の指**

る宅地の造成等の規制に関すること。 密集市街地における防災街区の整備の促進 宅地の耐震化の推進に関すること。

章第一節、第二節及び第四節並びに第六章か 発事業に関することを除く。)。 整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開 ら第八章までを除く。)の施行に関すること に関する法律(第二章から第四章まで、第五 (防災街区計画整備組合が施行する防災街区

年法律第八十四号)に規定する緑地等の設置 に関する計画に関すること。 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十

ŦĹ

さどる。 都市局の所掌事務に関する総合的な防災に

一号

独立行政法人都市再生機構の行う業務

十二 都市開発資金の貸付けに関する法律第一 条第六項、第七項及び第九項の規定による資 による資金の貸付けにあっては、独立行政法

第八十六条 まちづくり推進課は、 (まちづくり推進課の所掌事務) 務をつかさどる。

進に関する基本的な政策の企画及び立案に関 都市局の所掌事務に関するまちづくりの推

二 官民の連携によるまちづくりの推進を図る 活動の指導及び助成に関すること。

する基本的な政策の企画及び立案に関するこ 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関

統括官の所掌に属するものを除く。)。 の企画及び立案並びに推進に関すること(国 土政策局及び不動産・建設経済局並びに政策 大都市の機能の改善に関する総合的な政策

所掌に属するものを除く。)。 民間都市開発事業に関すること(港湾局の

六 民間都市再生事業に関すること (港湾局の 所掌に属するものを除く。)。

施行するものをいう。)に関すること(港湾に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が 局の所掌に属するものを除く。)。 のための基盤整備に関する法律第七条第一項 民間拠点施設整備事業(広域的地域活性化

年法律第九十二号)の施行に関すること(他 局の所掌に属するものを除く。)。 中心市街地の活性化に関する法律(平成十

市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協 行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生特別措置法に規定する都市再生歩 と並びに同法に規定する退避施設協定及び非 局の所掌に属するものを除く。)。 常用電気等供給施設協定に関すること(住宅 定及び低未利用土地利用促進協定に関するこ

する事務であって都市局の所掌に属するもの の総括に関すること。 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関

Ŧi.

た敷地の管理及び譲渡に係るものに関するこ 設の整備を伴うものに限る。) 並びに整備し と併せて行うもの以外のもので重要な公共施 うち、建築物の敷地の整備(賃貸住宅の建設 金の貸付けに関すること(同条第七項の規定

t

次に掲げる事 係るものに限る。)。 人都市再生機構の行う前号に規定する業務に

(都市計画課の所掌事務)

第八十七条 都市計画課は、都市計画及び都市 を除く。)をつかさどる。 画事業に関する事務(他課の所掌に属するもの

(市街地整備課の所掌事務)

第八十八条 市街地整備課は、

次に掲げる事務を

つかさどる。 び水管理・国土保全局の所掌に属するもの 法人都市再生機構の行う業務に関すること及 土地区画整理事業に関すること(独立行政

び住宅局の所掌に属するものを除く。)。 法人都市再生機構の行う業務に関すること及 除く。)。 市街地再開発事業に関すること(独立行政

三 防災街区整備事業(都市計画において定め る。) の助成及び監督に関すること。 られた防災都市施設の整備を伴うものに限

四 独立行政法人都市再生機構の行う業務のう 次に掲げるものに関すること。

ものに限る。)に係る業務 せて行うもの以外のもので都市計画におい て定められた重要な公共施設の整備を伴う 市街地再開発事業(賃貸住宅の建設と併

のに限る。)に係る業務 せて行うもの以外のもので都市計画におい て定められた防災都市施設の整備を伴うも 防災街区整備事業(賃貸住宅の建設と併

限る。)に係る業務 住宅の建設と併せて行うもの以外のものに 土地区画整理事業(宅地の造成又は賃貸

ニ 流通業務団地造成事業(宅地の造成と併 せて行うもの以外のものに限る。)に係る

除く。)。 法人都市再生機構の行う業務に関することを 住宅街区整備事業に関すること(独立行政

六 流通業務市街地の整備に関すること(独立 行政法人都市再生機構の行う業務に関するこ とを除く。)。

画の認定に関すること。 都市再開発法の規定による再開発事業の計

農住組合が行う交換分合に関すること。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 二十四年法律第八十四号)第九条第一項に規

定する集約都市開発事業に関すること(住宅 新住宅市街地開発事業に関すること。 の所掌に属するものを除く。)。

律第二条第四項に規定する工業団地造成事業 及び都市開発区域の整備及び開発に関する法工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域 の整備に関する法律第二条第五項に規定する・一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域 に関すること。

十三 まちづくりに関する総合的な事業(主と の指導及び助成に関すること。 して住宅の供給を目的とするものを除く。) 新都市基盤整備事業に関すること。

り推進課及び公園緑地・景観課の所掌に属す 動産・建設経済局及び住宅局並びにまちづく るものを除く。)。 都市開発資金の貸付けに関すること(不

(街路交通施設課の所掌事務)

第八十九条 街路交通施設課は、 をつかさどる。 次に掲げる事務

一 道路、都市高速鉄道その他の交通施設の整 備を行う都市計画事業の指導及び助成に関す 基本的事項の企画及び立案に関すること。 用に供する部分に限る。)の整備に共通する 交通施設及び流通業務団地(いずれも交通の する事業による道路、都市高速鉄道その他の 都市計画事業その他市街地の整備改善に関

道、軌道、通路その他これらに類する施設の一 都市計画事業の実施に伴い必要となる鉄 改築に関する事業の指導及び助成に関するこ

(公園緑地・景観課の所掌事務) 動車局の所掌に属するものを除く。)。 駐車場に関すること(道路局及び物流・自

2

防災課

第九十条 公園緑地・景観課は、次に掲げる事務

をつかさどる。 するものを除く。)。 すること(都市安全課及び参事官の所掌に属 苑にあっては、これらの整備に限る。)に関 備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整

<u><</u> ° ` ° ° 関すること(参事官の所掌に属するものを除 都市における緑地の保全及び緑化の推進に

兀 生産緑地に関すること。 市民農園の整備の促進に関すること。

屋外広告物に関すること。

五.

属するものを除く。)。 好な景観の形成に関すること(他局の所掌に 景観法(第三章を除く。)の規定による良

立案並びに推進に関すること。 風土の保存に関する総合的な政策の企画及び 古都(明日香村を含む。)における歴史的

年法律第六十号)の規定による特別保存地区境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五 維持保存に関すること。 歴史的風土保存地区内における歴史的風土の 並びに第一種歴史的風土保存地区及び第二種 日香村における歴史的風土の保存及び生活環 別措置法(昭和四十一年法律第一号)及び明 古都における歴史的風土の保存に関する特

九 第五章を除く。)の施行に関すること。 関する法律(第二十八条及び第三十条並びに 地域における歴史的風致の維持及び向上に

(参事官の職務)

第九十条の二 参事官は、令和九年に開催される 国際園芸博覧会に関する事務をつかさどる。 第六目 水管理・国土保全局

第九十一条 び (水管理・国土保全局に置く課) 総務課 砂防部に置くもののほか、次の九課を置く。 水管理・国土保全局に、水資源部及

Ŧi.

河川環境課 7川計画課

治水課 上下水道企画課

下水道事業課 水道事業課

砂防部に、次の一 水資源政策課 水資源部に、 水資源計画 課 次の二課を置く。 一課を置く。

保全課 砂防計画課

(総務課の所掌事務)

第九十二条総務課は、 どる。 水管理・国土保全局の所掌事務に関する総 次に掲げる事務をつかさ

合調整に関すること。 社会資本整備審議会河川分科会の庶務に関

すること

保全局の所掌事務で他の所掌に属しないもの 前二号に掲げるもののほか、水管理・国土

(水政課の所掌事務)

第九十三条 どる。 水政課は、 次に掲げる事務をつか

所掌に属するものを除く。)。 令案の作成に関すること(上下水道企画課の 水管理・国土保全局の所掌事務に関する法

二 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除 第十号、次条及び第百条第二号において同う。)並びに海岸(港湾に係る海岸を除く。 じ。) の行政監督に関すること。 く。)(以下この目において「河川等」とい

Ŧi.

びに北海道の特別指定区間及び指定河川の指一 一級河川及び一級河川の指定区間の指定並 定に関すること。

制、河川台帳の調製及び保管並びに河川法他の区域の指定、水利使用の許可その他の規 他の管理に関する事務のうち、河川区域その」国土交通大臣が行う河川の利用、保全その 条第一項に規定する廃川敷地等の管理に関す ること。 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第九十一

号)の規定による砂利採取業者(河川にお 関すること。 て砂利の採取を行うものに限る。)の監督に 2) の規定による砂利採取業者(河川におい砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四

低潮線の保全に関すること(砂防部の所掌にを除く。第百四条において同じ。)における 属するものを除く。)。 低潮線保全区域(港湾内の低潮線保全区域

利用の合理化及び水管理の適正化に係るもの流域における水利に関する施策のうち、水 企画及び立案並びに推進に関すること。 (水利使用の許可に関連するものに限る。) 公有水面(港湾内の公有水面を除く。) の の

国土交通大臣が行う海岸の管理に関する事 運河(港湾内の運河を除く。)に関するこ 埋立て及び干拓に関すること。

十二 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒 域の占用の許可その他の規制並びに海岸保全務のうち、海岸保全区域の指定、海岸保全区 区域に関すること(技術に関するものを除 区域台帳の調製及び保管に関すること。 津波防護施設の行政監督に関すること。

(河川計画課の所掌事務)

かさどる。

第九十四条 河川計画課は、 次に掲げる事務をつ

企画及び立案に関すること。 た山崩壊防止施設に関する中長期的な計画 設、砂防設備並びに地すべり防止施設及びぼ 河川等、水資源の開発又は利用のための 0

三 河川等及び海岸に関する事業の経済効果の 的な政策の企画及び立案に関すること。 河川等及び海岸に関する事業に関する基本

調査に関すること。 河川整備基本方針及び河川整備計画に関す河川及び海岸に関する統計に関すること。

六 流域における治水及び水利に関する計 策定の指針に関すること。 ること 画

七 水理及び水質の調査に関すること。

第九十五条 河川環境課は、 (河川環境課の所掌事務) 次に掲げる事務をつ

かさどる。

属するものを除く。)。 全に関する政策の企画及び立案に関すること (上下水道企画課及び下水道事業課の所掌に 水管理・国土保全局の所掌に係る環境の保

業課及び下水道事業課の所掌に属するものを 除く。)。 業に係る環境影響評価に関すること(水道事 水管理・国土保全局の所掌事務に関する事

四 河川等の環境の保全に関する事業に関するの所掌に属するものを除く。)。 河川管理施設の管理に関すること (治水課

のうち、技術的審査に関すること。 五 水利使用の許可その他の規制に関する事務 六 水道原水水質保全事業の実施の促進に関す

る法律(平成六年法律第八号)第七条第一項 に規定する河川管理者事業計画に関するこ

設の整備に関すること。 の河川を連絡する施設その他これに類する施」 河川の流水の状況を改善するための二以上

七

に関すること (治水課の所掌に属するものを八 水資源の開発又は利用のための施設の管理

課の所掌に属するものを除く。)。 水防に関すること(水政課及び下水道事業

号及び第七号に掲げる事務に関連する建設工 地方公共団体等からの委託に基づき、

事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行

(治水課の所掌事務)

第九十六条 治水課は、 次に掲げる事務をつかさ

すること(他課の所掌に属するものを除く。)河川の整備、利用、保全その他の管理に関

三 水資源の開発又は利用のための施設の整備 第二十六条第一項の許可を受けて設置される のを除く。)。 (河川環境課の所掌に属するものを除く。)。 河川管理施設等(河川管理施設及び河川法 関すること(河川環境課の所掌に属するも 作物をいう。)の規格構造に関すること

兀

課及び河川計画課の所掌に属するものを除企画及び立案並びに推進に関すること(水政 流域における治水及び水利に関する施策の ダム使用権の設定及び登録に関すること。

(上下水道企画課の所掌事務) 事務に関連する建設工事又は建設工事の設計条第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる 所掌に係るものを除く。)を行うこと。 若しくは工事管理(河川環境課及び砂防部の 地方公共団体等からの委託に基づき、第八

第九十七条 上下水道企画課は、 をつかさどる。 次に掲げる事務

二 日本下水道事業団の行う業務に関するこ 画及び立案並びに推進に関すること。 水道及び下水道に関する基本的な政策の企

ること(下水道事業課の所掌に属するものを一 前二号に掲げるもののほか、下水道に関す

(水道事業課の所掌事務)

第九十八条 水道事業課は、 次に掲げる事務をつ

ては、工事の指導)に関すること。 督及び助成(災害復旧事業に係るものにあっ 水道事業及び水道用水供給事業の指導、

ことその他人の飲用に供する水の利用に関す三 前二号に掲げるもののほか、水道に関する 下水道事業課の所掌に属するものを除く。)。 る法律の施行に関すること(河川環境課及び ること(上下水道企画課の所掌に属するもの 水道原水水質保全事業の実施の促進に関す

第九十九条 下水道事業課は、 (下水道事業課の所掌事務)

事業に係るものにあっては、工事の指導)に下水路事業の指導、監督及び助成(災害復旧公共下水道事業、流域下水道事業及び都市

整備に関する事業の指導に関すること。 土地区画整理事業として行われる下水道の

第二条の二第一項に規定する流域別下水道整 備総合計画に関すること。 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)

五 下水道に関する技術に関する研究及び開発 関する施策の企画及び立案に関すること。

水道に係る部分に限る。)の策定に関するこ る法律第三条第一項に規定する基本方針(下 水道原水水質保全事業の実施の促進に関す

t 法律第七十七号)の施行に関する事務のう 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年 第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号) 下水道に係るものに関すること。

水出水浸水想定区域に関すること。

第百条 防災課は、次に掲げる事務をつかさど

の指導を除く。)、監督及び助成に関するこ止施設及び道路に係るものにあっては、工事 防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防 する災害復旧事業の指導(水道、下水道、砂 国土交通省の所掌に係る公共土木施設に関

に関連する事業の指導、監督及び助成に関す二 河川、海岸及び砂防設備に関する災害復旧 ること。

兀 三 公共土木施設の災害復旧事業に関する関係 総括に関すること(交通に関連する防災に関関する事務で国土交通省の所掌に係るものの 行政機関の事務の連絡調整に関すること。 する事務に係るものを除く。)。 よる地震防災強化計画の策定その他の防災に の策定、大規模地震対策特別措置法の規定に 災害対策基本法の規定による防災業務計画

第百一条 水資源政策課は、 (水資源政策課の所掌事務) 次に掲げる事務をつ

かさどる。

かさどる。 次に掲げる事務を

下水道の放流水の水質の保全及び再利用に

に関すること。

(防災課の所掌事務)

に雪崩による災害の防止に関すること(災害地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並び

事務で他の所掌に属しないものに関するこ 復旧事業の指導、監督及び助成に係るもの並 びに保全課の所掌に属するものを除く。)。 前三号に掲げるもののほか、砂防部の所掌

第百四条 保全課は、次に掲げる事務をつかさど

び助成に係るものを除く。)に関すること。びに災害復旧に関連する事業の指導、監督及 砂防工事(災害復旧事業の監督及び助成並

水資源部の所掌事務に関する総合調整に関

画及び立案並びに推進に関すること。 する総合的かつ基本的な計画を除く。)の企 (水資源開発基本計画その他の水の需給に関 水の需給に関する総合的かつ基本的な政策

ること

三 水資源開発基本計画に基づく事業に関する 共同費用の配分の基準に関すること。

Ŧi. 関すること 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に

般に関すること。 独立行政法人水資源機構の組織及び運営

ること 国土審議会水資源開発分科会の庶務に関す

掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ前各号に掲げるもののほか、水資源部の所

t

六

(水資源計画課の所掌事務

第百二条 水資源計画課は、次に掲げる事務をつ さどる。

掌に属するものを除く。)。 並びに推進に関すること(水資源政策課の所する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案水資源開発基本計画その他の水の需給に関

二 水資源部の所掌事務に係る国際協力に関す ること

(砂防計画課の所掌事務)

第百三条 さどる。 砂防計画課は、次に掲げる事務をつか

ること。 砂防部の所掌事務に関する総合調整に関す

係るもの並びに保全課の所掌に属するものを復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に 砂防に関すること(災害復旧事業及び災害

(保全課の所掌事務

二 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並 の監督及び助成に係るものを除く。)に関す に雪崩による災害の防止工事(災害復旧事業

防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防 止施設の保全に関すること。 砂防設備、地すべり防止施設、ぼた山崩壊

低潮線保全区域における低潮線の保全に関

用の許可その他の規制並びに海岸保全区域台うち海岸保全区域の指定、海岸保全区域の占土交通大臣が行う海岸の管理に関する事務の する事務のうち技術に関すること。 海岸の整備、利用、保全その他の管理

く。)。 導、監督及び助成に係るものを除く。)に関害復旧事業及び災害復旧に関連する事業の指帳の調製及び保管に係るもの並びに海岸の災 すること(港湾局の所掌に属するものを除

六 務に関連する建設工事又は建設工事の設計若 条第一項第十号から第十二号までに掲げる事 しくは工事管理を行うこと。 地方公共団体等からの委託に基づき、 第七目

(道路局に置く課等)

第百五条 道路局に、 次の七課及び参事官二人を

路政課課

道路交通管理

企画課

国道・技術課

環境安全・防災課 高速道路課

(総務課の所掌事務)

第百六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさど

ること (参事官の所掌に属するものを除く。) 道路局の所掌事務に関する総合調整に関す

企画及び立案に関すること。 道路局の所掌事務に関する基本的な政策

三 道路の整備、利用、保全その他の管理(こ れに関連する環境対策及び交通安全対策を含 立案に関すること。 いう。)に関する中長期的な計画の企画及び む。以下この目において「道路の整備等」と

兀 (昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一 民間都市開発の推進に関する特別措置

てるべき資金の貸付けに関すること。 項の規定による道路の整備に関する費用に充

式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高東日本高速道路株式会社、首都高速道路株 速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び 営一般に関すること。 本州四国連絡高速道路株式会社の組織及び運

速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高 るものを除く。)。 関すること(鉄道局及び路政課の所掌に属す 本州四国連絡高速道路株式会社の行う業務に 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株

機構の組織及び運営一般に関すること。 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

法(昭和五十六年法律第七十二号)の規定にう一般旅客定期航路事業等に関する特別措置 ること(鉄道局及び路政課の所掌に属するも る交付金の交付に係るものに限る。) に関す よる業務にあっては、同法第十条の規定によ 機構の行う業務(本州四国連絡橋の建設に伴 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

すること。 社会資本整備審議会道路分科会の庶務に関 国土開発幹線自動車道建設会議の庶務に関

掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ すること 前各号に掲げるもののほか、道路局の所

(路政課の所掌事務

第百七条 路政課は、次に掲げる事務をつかさど

道路局の所掌事務に関する法令案の作成に

理課の所掌に属するものを除く。)。 道路の行政監督に関すること(道路交通管

自動車道の道路網の立案、高速自動車国道の 般国道の路線の指定に関すること。 予定路線の決定並びに高速自動車国道及び一 道路網の構成の基準の設定、国土開発幹線

(昭和三十一年法律第七十二号)第三条の規おける道路交通の確保に関する特別措置法の開発道路の指定並びに積雪寒冷特別地域に 主要な都道府県道及び市道の指定、北海道 定による道路の指定に関すること。

共同溝整備道路及び沿道整備道路の指定に

六 び市町村道(国がその整備又は保全を行うも を除く。)。 ること(道路交通管理課の所掌に属するもの 及び保全(除雪を含む。)以外の管理に関す のに限る。) 並びに北海道の開発道路の整備 高速自動車国道(国がその整備を行うもの 限る。)及び一般国道並びに都道府県道及

t 速道路課の所掌に属するものを除く。)。 地方道路公社の行う業務に関すること (高

すること。 (昭和六十一年法律第四十五号)の施行に関 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法

可、同法第七条の規定による工事の着手及び による工事の執行に関すること。 しゅん工の期間の指定及び同法第八条の規定 軌道法第五条の規定による工事施行の認

(道路交通管理課の所掌事務)

第百八条 道路交通管理課は、次に掲げる事務を つかさどる。

二 道路の整備等に関する情報化の企画及び立 交通の管理に係るものに関すること。 道路の整備等に関する事務のうち、 、道路の

の規定による踏切道の指定に関すること並び九十五号)第三条第一項及び第十三条第一項 と(保安設備の整備に関することを除く。)。 方法及び国踏切道災害時管理方法に関するこ 踏切道改良計画並びに地方踏切道災害時管理 案に関すること。 に同法に規定する地方踏切道改良計画及び国 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百

(企画課の所掌事務) 律(昭和四十一年法律第四十五号)第三条第 一項の規定による道路の指定に関すること。 交通安全施設等整備事業の推進に関する法

第百九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさど

属するものを除く。)。 及び立案に関すること(高速道路課の所掌に 路線別の道路の整備等に関する計画の企画

すること(環境安全・防災課の所掌に属する ものを除く。)。 道路の規格構造に関する企画及び立案に関

法律 (昭和四十九年法律第百一号) 第三条第 成に関すること。 道路に関する調査及び統計に関すること。 項及び第八条の規定による道路に関する助 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する

|第百十条 |国道・技術課は、次に掲げる事務をつ (国道・技術課の所掌事務)

かさどる。 助成に関すること並びに他課の所掌に属する び立案、災害復旧事業の指導のうち工事の指一項及び第三項に規定する整備計画の企画及 法(昭和三十二年法律第七十九号)第五条第雪を含む。)に関すること(高速自動車国道 ものを除く。)。 導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び に限る。)及び一般国道の整備及び保全(除 高速自動車国道(国がその整備を行うもの

所掌に属するものを除く。)。 すること並びに道路交通管理課及び企画課の 関すること(環境対策及び交通安全対策に関 道路の整備等に関する事務のうち、技術に

道路の保全(除雪を含む。)に関する企画

の設計若しくは工事管理を行うこと。 掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事 条第一号(一般国道に係るものに限る。)に 地方公共団体等からの委託に基づき、 、第九

(環境安全・防災課の所掌事務)

務をつかさどる。

策及び交通安全対策の企画及び立案に関する ے ع 道路の整備等に関する事務のうち、環境対

三 道路の防災に関する企画及び立案に関する に限る。) 及び一般国道の整備及び保全(除二 高速自動車国道(国がその整備を行うもの 理課の所掌に属するものを除く。)。 及び交通安全対策に関すること(道路交通管 雪を含む。)に関する事務のうち、環境対策

すること (災害復旧事業の指導のうち工事の発道路の整備及び保全 (除雪を含む。) に関 都道府県道及び市町村道並びに北海道の開

五十五年法律第三十四号)の施行に関するこ と(沿道地区計画及び沿道整備権利移転等促 幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭 和

及び立案に関すること。

第百十一条 環境安全・防災課は、次に掲げる事

指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及 るものを除く。)。 び助成に関すること並びに他課の所掌に属す

規定による基幹的な市町村道の指定に関する 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の

Ŧi.

進計画に係るもの並びに路政課の所掌に属す るものを除く。)。

条第一号(都道府県道及び市町村道(国がそ 設計若しくは工事管理を行うこと。 げる事務に関連する建設工事又は建設工事 北海道の開発道路に係るものに限る。)に掲 の整備又は保全を行うものに限る。)並びに 地方公共団体等からの委託に基づき、

(高速道路課の所掌事務)

第百十二条 かさどる。 高速道路課は、 次に掲げる事務をつ

三 国土開発幹線自動車道の建設線の基本計 うち道路の整備に関する基本計画の審査に関 画及び資金計画に関する指導に関すること。 すること並びに地方道路公社の予算、事業計 の整備の手法の企画及び立案に関すること。 高速道路をいう。次条第一号において同じ。) 年法律第九十九号)第二条第二項に規定する 高速道路(高速道路株式会社法(平成十六 地方道路公社の定款の認可に関する事務の

四 高速自動車国道の整備、利用、保全その他 の管理に関すること(他課及び参事官の所掌 に属するものを除く。)。 に関すること。

五 独立行政法人日本高速道路保有·債務返済 技術的審査に関すること(参事官の所掌に属 る業務実施計画の認可に関する事務のうち、 機構法(平成十六年法律第百号)の規定によ するものを除く。)。

六 有料道路に関する事業に関すること(参事 官の所掌に属するものを除く。)。

(参事官の職務)

第百十三条 参事官は、命を受けて、次に掲げる 事務を分掌する。

する事務のうち、高速道路の保全に係る技術 的審査に関すること。 機構法の規定による業務実施計画の認可に関 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

二 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法 ځ 関する事務のうち、技術的審査に関するこ の規定による建設協定又は管理協定の認可に

三 高速自動車国道法第十三条第一項に規定す 国道に係るものを除く。)に関すること。 る特別沿道区域(国が整備を行う高速自動車

ものに関すること。 に関する事務のうち、 有料道路に関する事業に係る指導及び監督 有料道路の保全に係る

通行者又は利用者の利便の増進のための方策 に係るものに関すること。 有料道路に関する事業に係る企画及び立案 びに指導に関する事務のうち、有料道路の

ること 自転車活用推進計画の作成及び推進に関す

必要となる企画及び立案並びに総合調整に関 のに限る。)について、当該重要政策に関し 閣の重要政策(自転車の活用の推進に係るも て閣議において決定された基本的な方針に基 法第三条第一項の任務に関連する特定の内 いて、行政各部の施策の統一を図るために

第八目

(住宅局に置く課等)

第百十四条 住宅局に、次の七課及び参事官三人

総務課

住宅生産課 安心居住推進課 住宅総合整備課 住宅経済・法制課

第百十五条 (総務課の所掌事務) 総務課は、 次に掲げる事務をつかさ

市街地建築課 建築指導課

どる。 住宅局の所掌事務に関する総合調整に関す

経済・法制課及び市街地建築課の所掌に属す 住宅に関する政策の調整に関すること(住宅 るものを除く。)。 に係るものを除く。)の企画及び立案並びに 住宅に関する総合的な政策(国際関係事務

三 住宅局の所掌に属する国際関係事務に関す る総合的な政策の企画及び立案に関するこ

Ξ

ものを除く。)。 号)の施行に関すること(宅地の供給に係る 住生活基本法(平成十八年法律第六十一

すること(都市局及び住宅総合整備課の所掌 に属するものを除く。)。 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関

六 社会資本整備審議会住宅宅地分科会の庶務 に関すること。

等の推進に関すること。

が安心して居住するために必要な住宅の供給

事務で他の所掌に属しないものに関するこ 前各号に掲げるもののほか、住宅局の所掌

(住宅経済・法制課の所掌事務)

第百十六条 住宅経済・法制課は、 次に掲げる事

関すること。 興に関するものの企画及び立案並びに調整に 住宅に関する総合的な政策のうち経済の振

る政策の企画及び立案並びに推進に関するこ う。) に関する事務のうち、住宅資金に関す (以下この目において「住宅の供給等」とい 設、改良及び管理並びにその居住環境の整備 住宅(その附帯施設を含む。)の供給、 建

三 住宅の供給等に関する税制に関する調整に 関すること。

関するものを除く。)の作成に関すること。 住宅融資保険に関すること(市街地建築課の の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び 住宅局の所掌事務に関する法令案(建築に 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金

第九十二号)の規定による勤労者財産形成政へ 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律 策基本方針(勤労者の持家の取得又は改良に 係る部分に限る。)の策定に関すること。

に関すること。 被災地における土地及び建物の権利の保全

(住宅総合整備課の所掌事務)

第百十七条 住宅総合整備課は、 をつかさどる。 次に掲げる事務

官の所掌に属するものを除く。)。 独立行政法人都市再生機構の行う業務のう 次に掲げるものに関すること。

地方住宅供給公社の行う業務に関するこ 行うものに限る。)に係る業務 宅地の造成に係る業務 土地区画整理事業(宅地の造成と併せて

宅地の供給に関連する公共施設の整備に関

兀 (安心居住推進課の所掌事務) する助成に関すること。

|第百十八条 安心居住推進課は、 をつかさどる。 高齢者、障害者及び子どもを育成する家庭 次に掲げる事務

務をつかさどる

Ŧi. 所掌に属するものを除く。)。

住宅の供給等に関すること(他課及び参事

すること。

関する基準並びにその特例措置並びに建築協 る建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に 号)第三章に規定する都市計画区域等におけ 定に関すること。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百

二 住宅局の所掌事務に関する市街地における 防災に関する総合的な政策の企画及び立案並 びに調整に関すること。

かさどる。

設及び供給に関する指導及び助成に関するこ

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律 行う費用の助成及び負担金の徴収に係るもの施工技術並びに住宅紛争処理支援センターが 成十一年法律第八十一号)の施行に関するこ に限る。)。 と(同法第六章に規定する事務にあっては、

く。) の規定による長期優良住宅の普及の促 (平成二十年法律第八十七号。第十七条を除

四 住宅建設その他建築に関する新工法及び施 工技術の指導及び助成に関すること。

こと。 行方法及び安全条件に係る産業標準に関する 施

建築用資材の需給及び価格の調査に関する

(建築指導課の所掌事務)

第百二十条 建築指導課は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

に属するものを除く。)。 関すること(市街地建築課及び参事官の所掌 建築物(浄化槽を含む。)に関する基準に

善に関すること(他課及び参事官の所掌に属 するものを除く。)。 社会資本整備審議会建築分科会の庶務に関

をつかさどる。

賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(平成十

民間賃貸住宅(住宅確保要配慮者に対する

二 家賃債務保証に関すること。 (住宅生産課の所掌事務)

第百十九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつ

工場生産住宅その他これに類するものの建

伞

進に関すること。 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

Ŧ. 建築物その他の構築物に共通する設計、

建築士に関すること。

建築物の質の向上その他建築の発達及び改

(市街地建築課の所掌事務)

第百二十一条 市街地建築課は、次に掲げる事

三 密集市街地における防災街区の整備の促 び避難経路協定並びに同法の規定による延焼 等危険建築物に対する措置に関すること。 1関する法律に規定する建築物の建替計画

都心共同住宅供給事業(共同住宅の管理又

五 独立行政法人住宅金融支援機構の行う業務 構の行う業務に関することを除く。)。 給等に関すること(独立行政法人都市再生機 理的な高度利用に関する事業による住宅の供 業を除く。)その他市街地における土地の合 は譲渡に関する事業及びこれらに附帯する事

に限る。)の業務に関すること。 項第七号(合理的土地利用建築物に係る部分 のうち、独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成十七年法律第八十二号) 第十三条第一

び都市局の所掌に属するものを除く。)。 法人都市再生機構の行う業務に関すること及 防災街区整備事業に関すること(独立行政

七 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区 市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する計画整備組合、再開発会社、独立行政法人都 れた重要な公共施設の整備を伴うものを除市街地再開発事業(都市計画において定めら く。)の助成及び都市再開発法に基づく監督 に関すること。

八 独立行政法人都市再生機構が行う建築物 (参事官の職務) に限る。)に関する助成に関すること。 敷地の整備(賃貸住宅の建設と併せて行うも の及び重要な公共施設の整備を伴わないもの

第百二十一条の二 参事官は、命を受けて、 掲げる事務を分掌する。 次に

替え及び管理(マンションの敷地及び附属施ンをいう。以下この号において同じ。)の建 に係る敷地分割(マンションの建替え等の円 管理を含む。)、除却する必要のあるマンショ 第二条第一号ロに掲げる土地及び附属施設の 関する法律(平成十二年法律第百四十九号) 設並びにマンションの管理の適正化の推進に 号)

第二条第一項第一号に規定するマンショ 化に関する法律(平成十四年法律第七十八 定する敷地分割をいう。)に関すること。 滑化に関する法律第二条第一項第十一号に規 ン及びその敷地の売却並びに当該マンション マンション(マンションの建替え等の円

る民間賃貸住宅をいう。)の管理に関するこ と(安心居住推進課の所掌に属するものを除 九年法律第百十二号)第二条第三項に規定す

三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関 に属するものを除く。)。 行に関すること(不動産・建設経済局の所掌 する法律(平成十九年法律第六十六号)の施

設定に関すること(市街地建築課の所掌に属」建築物(浄化槽を含む。)に関する基準の するものを除く。)。

の規定による浄化槽の型式の認定に関するこ 造方法等の認定及び特殊構造方法等認定並び に浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号) 建築基準法の規定による型式適合認定、 構

に関する法律の規定による特定建築物の移動七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 するエネルギーの使用の合理化に関するこ 年法律第四十九号)の規定による建築物に関 ルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネ

による低炭素建築物の普及の促進に関するこハ 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定 等円滑化に関すること。

規定による建築物のエネルギー消費性能の向する法律(平成二十七年法律第五十三号)の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関 上等に関すること。

第九目

(鉄道局に置く課等)

第百二十二条鉄道局に、 官一人を置く 次の七課及び安全監理

都市鉄道政策課 幹線鉄道課 総務課

国際課 鉄道事業課

技術企画課

施設課

(総務課の所掌事務)

第百二十三条 さどる。 総務課は、 次に掲げる事務をつか

鉄道局の所掌事務に関する総合調整に関す

所掌に属するものを除く。)。 鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策に いての企画及び立案に関すること(他課の

三 鉄道局の所掌に係る事業に関する税制に関 する調整に関すること。

Ŧ. 機構の組織及び運営一般に関すること。 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に関 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

すること(物流・自動車局の所掌に属するも

事務で他の所掌に属しないものに関するこへ 前各号に掲げるもののほか、鉄道局の所掌 のを除く。)。

(幹線鉄道課の所掌事務)

第百二十四条 かさどる。 幹線鉄道課は、次に掲げる事務を

るものを除く。)。 に関すること(道路局及び他課の所掌に属す 除く。以下「幹線鉄道等」という。)の整備 (大都市における旅客の運送に係る鉄道等を 新幹線鉄道、主要幹線鉄道その他の鉄道等

事務に限る。)。 法人の解散並びに事業の停止の命令に関する ること(事業の許可及び特許、事業の承継) びこれらの事業の発達、改善及び調整に関す 幹線鉄道等(索道を除く。)による運送及

(都市鉄道政策課の所掌事務)

第百二十五条 都市鉄道政策課は、 務をつかさどる。 次に掲げる事

一 都市鉄道等の整備に関すること(道路局及 的な政策の企画及び立案に関すること。 び他課の所掌に属するものを除く。)。 鉄道等」という。)の利用の促進及び都市鉄 送に係る鉄道等(以下この条において「都市都市鉄道その他の大都市における旅客の運 道等による運送サービスの向上に関する基本

所掌に属するものを除く。)。 すること(不動産・建設経済局及び都市局の 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備 一体的推進に関する特別措置法の施行に関

ること(事業の許可及び特許、事業の承継、 法人の解散並びに事業の停止の命令に関する びこれらの事業の発達、改善及び調整に関す 都市鉄道等(索道を除く。)による運送及

五. 東京地下鉄株式会社の行う業務に関するこ (鉄道事業課の所掌に属するものを除く。)

第百二十六条 かさどる。

全監理官の所掌に属するものを除く。)。

鉄道等に関する助成に関すること(技術企

びに同条第二項から第四項までの業務に関す 六号までの業務及びこれらに附帯する業務並 整備支援機構法第十三条第一項第一号から第 機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

業務に関すること。 株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の行う 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道

及びこれに附帯する業務に関すること。 本州四国連絡高速道路株式会社の行う高速

独立行政法人日本高速道路保有·債務返済

第百二十七条国際課は、 次に掲げる事務をつか

二 鉄道局の所掌事務に係る国際協力に関する

陸運機器等の製造、販売及び修理に関する

かさどる。 技術企画課は、 次に掲げる事務を

案に関すること。 うち技術に関するものについての企画及び立 鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策の

(鉄道事業課の所掌事務) 鉄道事業課は、 次に掲げる事務を

鉄道等による運送及びこれらの事業の発 改善及び調整に関すること(他課及び安

画課及び施設課の所掌に属するものを除く。)

ること。

道路株式会社法第五条第一項第五号イの業務

ること 債務返済機構法第十二条第二項の業務に関す 機構の行う独立行政法人日本高速道路保有・

(国際課の所掌事務) 東京地下鉄株式会社の会計に関すること。

る基本的な政策の企画及び立案に関するこ鉄道局の所掌に属する国際関係事務に関す

事業活動の推進に係るものに関すること。 におけるプロジェクトに係る我が国事業者の 鉄道局の所掌に属する国際関係事務で海外

兀 (技術企画課の所掌事務) 事業活動に係るものに限る。)に関すること。事業の発達、改善及び調整(当該事業の海外

第百二十八条

鉄道等の技術上の基準の設定に関するこ

三 鉄道等の整備に関する事務のうち技術に関 すること(道路局及び施設課の所掌に属する

属するものを除く。)。 関すること(施設課及び安全監理官の所掌に 鉄道等による運送及びこれらの事業の 改善及び調整に関する事務のうち技術に

五 鉄道等の車両に関する安全の確保に関する こと(当該車両の管理及び保守に関する検査 を除く。)。 に係るもの並びに道路局の所掌に属するもの

除く。)。 改善及び調整並びに陸運機器等の製造、 に関すること(国際課の所掌に属するものを 及び修理に関する事業の発達、 陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、 改善及び調整 販売

(施設課の所掌事務)

第百二十九条 さどる。 務のうち技術に関すること(道路局の所掌に 鉄道等の用に供する施設の整備に関する事 施設課は、 次に掲げる事務をつか

二 新幹線鉄道に係る行為制限区域に関するこ 属するものを除く。)。

三 索道による運送及び索道事業の発達、 承継及び事業の停止の命令に関する事務に限 及び調整に関すること(事業の許可、事業の

兀 関する検査に係るもの並びに道路局の所掌に 保に関すること(当該施設の管理及び保守に 鉄道等の用に供する施設に関する安全の

五 鉄道等の整備及び運行に関連する環境対策 に関すること。 属するものを除く。)。

(安全監理官の職務)

第百三十条 かさどる。 安全監理官は、 次に掲げる事務をつ

鉄道等の運行の計画に関すること。

並びに技術企画課及び施設課の所掌に属する二 鉄道等の安全の確保に関すること (道路局 ものを除く。)。

候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した三 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆 と(運輸安全委員会の所掌に属するものを除 被害の原因を究明するための調査に関するこ

(物流・自動車局に置く課) 第十目 物流・自動車 局

第百三十一条 物流・自動車局に、 次の十課を置

総務課

貨物流通事業課 物流政策課

安全政策課

旅客課 自動車情報課 技術・環境政策課

自動車整備課 審査・リコール課 車両基準・国際課

(総務課の所掌事務)

第百三十二条 総務課は、 次に掲げる事務をつか

整に関すること 物流・自動車局の所掌事務に関する基本的 物流・自動車局の所掌事務に関する総合調

財務に関すること。 な政策に関する企画及び立案に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する

税制に関する調整に関すること。 号)第八十五条の規定に基づく損失の補償に 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三

物流・自動車局の所掌に係る事業に関する

道路交通事業財団に関すること。 関すること。 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する

合及び商工組合連合会の監督に関すること。 中小企業等協同組合、協業組合並びに商工組 外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する 物流・自動車局の所掌に係る事業に関する

環境政策課の所掌に属するものを除く。)。 する技術導入契約の締結等に関すること。 道路運送に係る助成に関すること(技術・

規定する対内直接投資等、同条第三項に規定

する特定取得及び同法第三十条第一項に規定

び調整に関すること。 自動車道及び自動車道事業の発達、 改善及

連に関する調査及び研究に関すること。 通事業課の所掌に属するものを除く。)。 自動車ターミナルに関すること(貨物流 道路運送及び道路運送車両と道路との関

自動車の発着及び駐車の施設に関するこ

十四四 する重要事項に係るものに限る。)。 関すること(道路運送及び道路運送車両に関 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に

定及び自動車検査登録勘定の経理に関するこ 自動車安全特別会計の自動車事故対策勘

関すること。 -局の所掌事務で他の所掌に属しないものに 物流・自動

第百三十三条

実施するために必要な国土交通省の所掌事務 本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を する国土交通省の所掌に係る事務に関する基 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関

(貨物流通事業課の所掌事務) 物流通事業課の所掌に属するものを除く。)。 掌に属するものに関すること(港湾局及び貨 る法律の施行に関する事務で国土交通省の所

第百三十四条 貨物流通事業課は、 務をつかさどる。 次に掲げる事

属するものを除く。)。 動車運送事業の発達、改善及び調整に関する こと(総務課及び技術・環境政策課の所掌に 道路運送車両による貨物の運送及び貨物自

倉庫業その他の保管事業の発達、

兀 施設(港湾流通拠点地区(同条第五号に規定 関すること。 七号において同じ。)に係るものを除く。)に する港湾流通拠点地区をいう。第百六十条第 る法律第二条第三号に規定する特定流通業務

五. 関すること 貨物利用運送事業の発達、

整に関すること(航空局の所掌に属するもの 石油パイプライン事業の発達、改善及び調

達、 貨物の運送に係る航空運送代理店業の発 貨物自動車ターミナルに関すること。 改善及び調整に関すること。

兀

前各号に掲げるもののほか、

(物流政策課の所掌事務)

物流政策課は、次に掲げる事務を

の総括に関すること

流通業務の総合化及び効率化の促進に関す

調整に関すること。 自家用貨物自動車の使用に関すること。 改善及び

流通業務の総合化及び効率化の促進に関す

改善及び調整に

を除く。)。

(安全政策課の所掌事務)

第百三十五条 安全政策課は、 かさどる。 次に掲げる事務を

び運営一般に関すること。

独立行政法人自動車技術総合機構の組織及

物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関

に関する企画及び立案に関すること。 基準・国際課の所掌に属するものを除く。)。 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠 道路運送事業の監査に関する基本的な政策

政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に

よる損害賠償を保障する制度に関すること 、総務課の所掌に属するものを除く。)。

定による交付並びに出資及び貸付け並びに補 に自動車損害賠償保障法第七十七条の四の規被害者保護増進等計画の作成及び変更並び

務に関すること。 独立行政法人自動車事故対策機構の行う業

(技術・環境政策課の所掌事務)

第百三十六条 技術・環境政策課は、 事務をつかさどる。 次に掲げる

関する基本的な政策の企画及び立案に関する物流・自動車局の所掌事務に関する技術に

保全に関する基本的な政策の企画及び立案に一 物流・自動車局の所掌事務に関する環境の 関すること。

三 道路運送に係る助成のうち環境の保全に係 るものに関すること。

Ŧi. 兀 自動車整備課の所掌に属するものを除く。)。 自動車整備課の所掌に属するものを除く。)。(車両基準・国際課、審査・リコール課及び 路運送車両に係る環境の保全に関すること (車両基準・国際課、審査・リコール課及び 道路運送車両による公害の防止その他の道 道路運送車両の安全の確保に関すること

び消費の増進、改善及び調整に関することが消費の増進、改善及び調整に関すること (車両基準・国際課の所掌に属するものを除

準・国際課及び審査・リコール課の所掌に属へ 道路運送車両の使用に関すること(車両基

具に関する物流・自動車局の所掌に係る資源 の有効な利用の確保に関すること。 道路運送車両及びその使用に必要な機械器

道路運送の安全の確保に関すること(車両

償責任共済に関すること。

第百三十七条 自動車情報課は、

次に掲げる事務

(自動車情報課の所掌事務)

に関すること

に関する事務のうち、自動運転に関する技術 及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力

をつかさどる。

前二号に掲げるもののほか、自動車事故に

Ŧi.

助に関すること。

四 道路運送車両の流通及び消費の増進、

改善

三 自動車検査登録印紙の売りさばきに関する

一 自動車の登録及び自動車抵当に関するこ

政策の企画及び立案に関すること。使用における情報化の推進に関する基本的な

物流・自動車局の所掌事務に係る自動車

|旅客課の所掌事務| 所掌に属するものを除く。)。 及び調整に関すること(技術・環境政策課の

第百三十八条 さどる。 旅客課は、次に掲げる事務をつか

属するものを除く。)。 動車運送事業の発達、改善及び調整に関する こと(総務課及び技術・環境政策課の所掌に 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自

(車両基準・国際課の所掌事務) 通事業課の所掌に属するものを除く。)。 自家用自動車の使用に関すること(貨物流

第百三十九条 車両基準・国際課は、 事務をつかさどる 次に掲げる

動車整備課の所掌に属するものを除く。)。 基準に関すること(審査・リコール課及び自 道路運送車両の安全の確保に係る技術上

する規制に関すること。 放射性物質の道路運送車両による運搬に関

基準に関すること(審査・リコール課及び自路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の 動車整備課の所掌に属するものを除く。)。 道路運送車両による公害の防止その他の

関すること。 道路運送車両の使用に係る技術上の基準に

改善に係る技術上の基準に関すること。 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の 物流・自動車局の所掌事務に係る国際機関

及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力

(審査・リコール課の所掌事務) 策課の所掌に属するものを除く。)。 に関すること(物流政策課及び技術・環境政

第百四十条 審査・リコール課は、

務をつかさどる 証明に関すること。 造部及び装置の型式についての指定その他の道路運送車両並びに道路運送車両の共通構 次に掲げる事

> 内航課 外航課

船員政策課 海洋・環境政策課 安全政策課

検査測度課 船舶産業課

一 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻 ものを除く。)。 に関すること(自動車整備課の所掌に属する

三 設計又は製作の過程に起因する基準不適合 の改善措置に関すること。 動車及び基準不適合特定後付装置について

ること

及び消費の増進、改善及び調整並びにこれら」軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通 関すること。 の製造に関する事業の発達、改善及び調整に

と(技術・環境政策課の所掌に属するものを 通及び消費の増進、改善及び調整に関するこ 道路運送車両の使用に必要な機械器具の流

送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評ついての企画及び立案に関すること(道路運 価に係るものを除く。)。 送車両の使用者の利益の保護に関する事項に 物流・自動車局の所掌事務に関する道路運

(自動車整備課の所掌事務)

第百四十一条 自動車整備課は、 をつかさどる 次に掲げる事務

保全に係る技術上の基準に関することを除道路運送車両の整備に関すること(環境の

自動車車庫に関すること。

関すること 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に

関すること。 物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に 道路運送車両の整備に必要な機械器具及び

自動車の検査に関すること。

よる自動車の車台番号及び原動機の型式の打 十五号)第三十一条及び第三十二条の規定に 刻に関すること 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八

第十一目 海事

(海事局に置く課)

第百四十二条 海事局に、 次の九課を置く。

三 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関 すること。

賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償 等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害

船舶の施設に関する船舶の安全に関する基

船舶の安全に関する検査制度の企画及び立

t 及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送

る財務に関すること。 水上運送事業及び造船に関する事業に関す

Ŧi. る税制に関する調整に関すること。 整備支援機構法第十三条第一項第七号及び第 機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

すること。 海事代理士に関すること。

九 の試験、水先人試験及び船員の資格の認定の験、締約国資格証明書の受有者の承認のため ための試験の試験問題の作成及び試験の執行 に関すること。

十 交通政策審議会海事分科会の庶務に関する

十一 前各号に掲げるもののほか、海事局の所 掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

(安全政策課の所掌事務)

第百四十四条 安全政策課は、 次に掲げる事務を

Ŧī.

政策の企画及び立案並びに調整に関するこ 船舶の航行の安全の確保に関する総合的な

六

律の規定による海洋汚染防止設備等、

海洋汚

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

(総務課の所掌事務) 次に掲げる事務をつか

第百四十三条 さどる。 海事局の所掌事務に関する総合調整に関す 総務課は、

海洋・環境政策課の所掌に属するものを除 る政策の調整に関すること(安全政策課及び 企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関す 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の

水上運送事業及び造船に関する事業に関す

八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関

海事思想の普及及び宣伝に関すること。

モーターボート競走に関すること。

海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試

かさどる。

海事局の所掌に係る危機管理に関する基本 な政策の企画及び立案に関すること。

のための国際基金に関すること。 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶

準の設定に関すること。

案に関すること。

に関すること。

つかさどる。

境及び船内規律に関する監査に関すること。 船員労務官の行う事務の監察に関するこ 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環

+ 監督に関する制度の企画及び立案に関するこ と(船員政策課及び海技課の所掌に属するも のを除く。)。 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶

に対する援助に関すること。 置法第五条第五号及び第六号に規定する調査 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設

第百四十五条 海洋・環境政策課は、 (海洋・環境政策課の所掌事務) 次に掲げる

事務をつかさどる。 利用に関する総合的な政策の企画及び立案並 海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び

二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関 する総合的な政策の企画及び立案並びに調整 に関すること。 びに調整に関すること。

本的な政策の企画及び立案に関すること。 海事局の所掌事務に関する技術に関する基

する船舶の施設に関する基準の設定に関する じ。)に係るエネルギーの使用の合理化に関 む。次号及び第百五十条第二号において同 水上運送(水上運送事業によるものを含

及び立案に関すること。 に関する船舶の施設に関する検査制度の企画水上運送に係るエネルギーの使用の合理化

> 三 日本船舶以外の船舶について日本各港間 一 船舶貸渡業(内航海運業の用に供する船舶 を除く。) 理店業の発達、改善及び調整に関すること の所掌に属するものを除く。)。 に係るものを除く。)、海運仲立業及び海運代 (総務課及び安全政策課の所掌に属するも

兀 運送及び不開港場への寄港の特許に関するこ

海運に関する国際協定に関すること。

素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの すること 設備等に関する検査制度の企画及び立案に関 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭 対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、 染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査

すること 船舶に関する資源の有効な利用の確保に関

関する制度の企画及び立案に関すること。 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に 船舶に関する原子力の利用に関すること。

第百四十六条 船員政策課は、 (船員政策課の所掌事務) 次に掲げる事務を

いての企画及び立案に関すること。 船員に係る事務に関する基本的な政策につ

一 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環 船員手帳に関すること(安全政策課の所掌に 属するものを除く。)。 境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに

三 船員災害防止協会の行う業務に関するこ

業の指導、職業の補導その他船員の労務の需」船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職 給調整に関すること。

こと (海技課の所掌に属するものを除く。)。 監督のうち船舶の乗組員に係るものに関する 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶

償の確保に係る外国船舶の監督に関するこ 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補

(外航課の所掌事務)

第百四十七条 外航課は、 さどる。 次に掲げる事務をつか

業の発達、改善及び調整に関すること 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事 (他課

第百四十八条 内航課は、 (内航課の所掌事務)

次に掲げる事務をつか

のを除く。)。 び調整に関すること(他課の所掌に属するも 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及

航路補助金に関すること。

(船舶産業課の所掌事務) ること(道路局及び船員政策課の所掌に属す航路事業等に関する特別措置法の施行に関す るものを除く。)。 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期

関すること(総務課の所掌に属するものを除造船に関する事業の発達、改善及び調整に

船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修

流通及び消費の増進、改善及び調整に関

第百四十九条船舶産業課は、

次に掲げる事務を

築物の産業標準に関すること。 他船舶に係る鉱工業品、鉱工業の技術及び構関する施設、船舶の用に供する鉱工業品その一 船舶並びに船舶用機関、船舶用品、造船に ものを除く。)。 すること(海洋・環境政策課の所掌に属する

(検査測度課の所掌事務) 造船に係る国際協力に関すること。

第百五十条 検査測度課は、 次に掲げる事務をつ

と(安全政策課の所掌に属するものを除く。) その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関するこ船舶の安全の確保並びに船舶による危険物

り、海洋・環境政策課の所掌に属するものを に関すること(船舶の施設に関するものに限水上運送に係るエネルギーの使用の合理化

染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚 策課の所掌に属するものを除く。)。 素放出抑制指標に関すること(海洋・環境政 対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、 一酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

Ŧi. ځ 小型船舶検査機構の行う業務に関するこ 船 の \vdash 数の 測度及び登録に関するこ

> 課の所掌に属するものを除く。)。 防止に係る外国船舶の監督に関すること 50止に係る外国船舶の監督に関すること(他船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の

|第百五十一条から第百五十三条まで (海技課の所掌事務) 削除

第百五十四条 海技課は、次に掲げる事務をつか

務課の所掌に属するものを除く。)。 の資格及び定員並びに水先に関すること(総操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶

関すること。
監督のうち船舶の乗組員の資格に係るものに 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の

第百五十五条及び第百五十六条 第十二目 削除

第百五十七条 (港湾局に置く課) 港湾局に、 次の七課を置く。

計画課 産業港湾課 技術企画 港湾経済課

海洋・環境課

海岸・防災課

第百五十八条 総務課は、 さどる。 (総務課の所掌事務) 次に掲げる事務をつか

港湾局の所掌事務に関する総合調整に関す

保全に関する事業に関すること(他課の所掌 目において「港湾等」という。)の整備及び に属するものを除く。)。 ること。 港湾、航路及び港湾に係る海岸(以下この

環境課及び海岸・防災課の所掌に属するもの一 港湾及び航路の管理に関すること (海洋・ を除く。)。

五. に関すること。 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓の認可 港湾内の運河に関すること(技術企画課の

六 交通政策審議会港湾分科会の庶務に関する 所掌に属するものを除く。)。

t に係る事務で他の所掌に属しないものに関す前各号に掲げるもののほか、港湾局の所掌

第百五十八条の二 港湾経済課は、 務をつかさどる (港湾経済課の所掌事務) 次に掲げる事

び調整に関すること。 港湾運送及び港湾運送事業の発達、

するものを除く。)。 港湾の利用に関すること(他課の所掌に属

三 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律 和五十六年法律第二十八号)の規定による外 貿埠頭業務に関すること。 昭

化に関すること。 港湾等の整備、利用及び保全に関する情報

兀

(計画課の所掌事務)

第百五十九条 計画課は、 さどる。 次に掲げる事務をつか

の所掌に属するものを除く。)。 備及び保全に関する計画に関すること(他課 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整

二 港湾等の整備及び保全に関する事業に関す る基本的な政策の企画及び立案に関する

るものを除く。)。 の事業計画に関すること(他課の所掌に属す 港湾及び航路の整備及び保全に関する事業

備及び保全又は地域の振興に関するものに関 港湾に係る事務で国土の総合的な利用、整 を除く。)。 すること(海洋・環境課の所掌に属するもの

Ŧī. する費用に充てるべき資金の貸付けに関する 五条第一項の規定による港湾施設の整備に関 民間都市開発の推進に関する特別措置法第

ること。 港湾及び航路に関する基礎的な調査に関

第百六十条 かさどる。 (産業港湾課の所掌事務) 産業港湾課は、 次に掲げる事務をつ

関する基本的な政策の企画及び立案に関する めに行う港湾の整備、利用、保全及び管理に 港湾における産業の国際競争力の強化のた

二 港湾の利用に関する事務のうち、港湾にお ける産業の国際競争力の強化に係るものに関 すること

めに必要な土地の造成及び整備並びにこれに 保全に関する計画に関すること。 伴う護岸、岸壁及び物揚場の整備、 港湾における産業の国際競争力の強化のた 、利用及び

兀 めに必要な土地の造成及び整備並びにこれ 港湾における産業の国際競争力の強化のた

> 伴う護岸、岸壁及び物揚場の整備及び保全に 関する事業の事業計画に関すること。

改善及

に関すること(計画課の所掌に属するものを 施行に関する事務のうち港湾施設に係るもの 民間都市開発の推進に関する特別措置法の

化のための基盤整備に関する法律第十五条第 るものに関すること。 に掲げる業務を含む。)及び広域的地域活性 一項各号に掲げる業務のうち、 港湾施設に係

号に掲げる業務(当該業務に係る同項第三号

都市再生特別措置法第二十九条第一項

区に関することに限る。)。 る法律の施行に関すること(港湾流通拠点地 流通業務の総合化及び効率化の促進に関す

事業計画に関すること。 ための船舶に関する特定港湾施設整備事業の 荷さばき施設及び船舶の離着岸を補助する 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関す

及び国際協力に関すること。 る技術的審査に関すること。 港湾局の所掌事務に係る国際機関との

(技術企画課の所掌事務)

第百六十一条技術企画課は、 つかさどる。 次に掲げる事務を

課の所掌に属するものを除く。)。 に関すること(海洋・環境課及び海岸・防災 港湾等の整備及び保全に関する工事の実施

所掌に属するものを除く。)。 る工事の検査に関すること(海洋・環境課の 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に係 港湾等の整備及び保全に関する工事並びに

三 港湾等の整備及び保全に関する工事並びに に供する船舶及び機器の整備及び運用に関す国が行う海洋の汚染の防除に関する業務の用 ること(海洋・環境課の所掌に属するものを

四 港湾の整備、利用及び保全並びに航路の 備及び保全に関する試験、研究及び技術の開」、港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整 掌に属するものを除く。)。 成果の普及に関すること(海洋・環境課の所 発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び

五 港湾の施設に関する技術上の基準に関する

港湾施設の産業標準に関すること

第百六十二条 海洋・環境課は、次に掲げる事務 をつかさどる。 (海洋・環境課の所掌事務)

画に関するものに関すること。 港湾に係る事務で海洋に関する基本的な計

全に関する計画に関すること(海岸・防災課 する事業の事業計画に関すること (海岸・防一 レクリエーション港湾の整備及び保全に関 の所掌に属するものを除く。)。 レクリエーション港湾の整備、利用及び保

災課の所掌に属するものを除く。)。 港湾内の低潮線保全区域における低潮線の

保全に関すること。 特定離島港湾施設(排他的経済水域及び大

いて同じ。)の存する港湾の整備、利用、保いて同じ。)の存する港湾の整備、利用、保る特定離島港湾施設をいう。次条第二号にお 保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の の確保に関することを除く。)。 全及び管理に関すること(工事の実施の安全 成二十二年法律第四十一号)第八条に規定す

排出ガス処理施設に関するものを含む。)に境の保全に関する計画(廃棄物処理施設及び、港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環 係る海域の利用の促進に関する法律(平成三)海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に 国土交通省の所掌に属するものに関するこ 十年法律第八十九号)の施行に関する事務で 2

関すること(技術企画課の所掌に属するもの、国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に 事業計画(廃棄物処理施設及び排出ガス処理、港湾の環境の整備及び保全に関する事業の 施設に関するものを含む。)に関すること のを除く。)。 (海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)。 4

関すること(海岸・防災課の所掌に属するも

を除く。)。 すること 広域臨海環境整備センターの行う業務に関

法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊十二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する 備、廃油処理施設及び廃油処理事業に関する- 一 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設

十三 港湾等の工事に伴い発生する土砂、汚泥 その他の不要物の有効な利用の確保に関する 急措置手引書等に関すること。

> 発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び 成果の普及に関すること。 |境の保全に関する試験、研究及び技術の開 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の

(海岸・防災課の所掌事務)

第百六十三条 海岸・防災課は、 をつかさどる。 次に掲げる事務

ことを除く。)。 の実施の安全の確保及び工事の検査に関する の管理に関すること(工事に係る補償、工事 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他

く。)及び航路に関する災害(地盤変動及び 及び工事の検査に関することを除く。)。 (工事に係る補償、工事の実施の安全の確保 鉱害を含む。)の防止及び復旧に関すること 港湾等に関する危機管理に関すること(海 港湾(特定離島港湾施設の存する港湾を除

洋・環境課の所掌に属するものを除く。)。

第十三目 航空局

(航空局に置く課)

第百六十四条 航空局に、 課を置く。 安全部及び交通管制部に置くもののほか、 航空ネットワーク部、 総務

航空ネットワーク企画課航空ネットワーク部に、次の七課を置く 航空事業課 国際航空課

安全政策課

安全部に、次の三課を置く。

近畿圏・中部圏空港課 首都圈空港課 空港技術課 空港計画課

交通管制部に、 航空機安全課無人航空機安全課 交通管制企画課 次の四課を置く。

管制課

運用課 管制技術課

(総務課の所掌事務)

第百六十五条 さどる。 総務課は、 次に掲げる事務をつか

ること。 航空局の所掌事務に関する総合調整に関す

企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関す る政策の調整に関すること。 航空局の所掌事務に関する総合的な政策の

三

外国航空機の航行及び使用に関する許可に

関すること。

に関すること。 航空局の所掌に属する国際関係事務の総括

Ŧī. に関すること。 外国の航空政策及び航空事情に関する調査 国際民間航空機関との連絡に関すること。

航空機の登録及び航空機抵当に関するこ

決算及び会計並びに会計の監査に関するこ 航空局の所掌に係る経費及び収入の予算 航空思想の普及に関すること。

九 に関すること。 自動車安全特別会計の空港整備勘定の経理

十 交通政策審議会航空分科会の庶務に関する こと。

掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ 前各号に掲げるもののほか、航空局の所

第百六十六条 航空ネットワーク企画課は、 掲げる事務をつかさどる。 (航空ネットワーク企画課の所掌事務) 次に

合調整に関すること。 航空ネットワーク部の所掌事務に関する総

と(交通管制部並びに国際航空課及び航空事 基本的な政策の企画及び立案に関すること。 航空運送の発達、改善及び調整に関するこ 航空ネットワークの形成及び充実に関する

業課の所掌に属するものを除く。)。 空港等の設置及び管理に関する事務のう 空港等を活用した地域の振興に関するこ

Ŧi. 生ずる騒音等による障害に関すること。 空港等の周辺における航空機の航行により

及び管理に関すること(安全部及び他課の所前二号に掲げるもののほか、空港等の設置 掌に属するものを除く。)。

に関すること。 ーク部の所掌事務で他の所掌に属しないもの 前各号に掲げるもののほか、航空ネットワ

国際航空課の所掌事務)

第百六十七条 つかさどる。 国際航空課は、 次に掲げる事務を

国際航空運送の発達、 改善及び調整に関す

調整に関すること。 外国人国際航空運送事業の発達、 改善及び

> 兀 (航空事業課の所掌事務) 航空に関する国際協定に関すること。

第百六十八条 つかさどる。 航空事業課は、 次に掲げる事務を

の発達、改善及び調整に関すること (国際航物の運送に係る航空運送代理店業を除く。) の生産(修理については、航空機製造事業者 空課の所掌に属するものを除く。)。 の行うものに限る。)に関する事業並びに貨 航空に関する事業(航空機及びその装備品

ること。 地域的な航空運送に係る事業の助成に関す

(空港計画課の所掌事務)

第百六十九条 空港計画課は、 つかさどる 次に掲げる事務を

部国際空港及び大阪国際空港を除く。) 備に関する計画に関すること。 空港等(成田国際空港、 関西国際空港、 の 中 整

ること。 空港等の改善のための調査及び研究に関す

(空港技術課の所掌事務)

第百七十条 かさどる。 空港技術課は、 次に掲げる事務をつ

所掌に属するものを除く。)。 技術に関すること(安全部及び空港計画 空港等の設置及び管理に関する事務のうち

(首都圏空港課の所掌事務) (安全部の所掌に属するものを除く。) 空港等の建設、改良及び維持に関すること

第百七十一条 首都圏空港課は、次に掲げる事務 をつかさどる。

こと(安全部及び他課の所掌に属するもの 除く。)。 首都圏内の空港等の設置及び管理に関する を

二 成田国際空港株式会社が行う石油パイプラ イン事業に関する許可及び認可に関するこ

三 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置 関すること。 法(昭和五十三年法律第四十二号)の施行に

(近畿圏・中部圏空港課の所掌事務)

第百七十二条 近畿圏・中部圏空港課は、 事務(安全部及び他課の所掌に属するものを除 及び中部圏内の空港等の設置及び管理に関する をつかさどる。 近

第百七十三条 (安全政策課の所掌事務) 安全政策課は、

次に掲げる事務を

安全部の所掌事務に関する総合調整に関す

属するものを除く。)。 こと(交通管制部及び航空機安全課の所掌に止並びに航空機の航行の安全の確保に関する の確保及び航空機の航行に起因する障害の防 四号まで及び第七号において同じ。) の安全 七年法律第二百三十一号)第二条第二十二項 に規定する無人航空機及び同法第八十七条第 おいて同じ。)を除く。以下この号から第 項に規定する航空機をいう。第百七十五条 航空機(無人航空機等(航空法 (昭和二十

空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自一 航空機及びその装備品の修理及び改造(航 家修理及びこれに準ずるものに限る。) に関

う。)に関すること。 第三号において「航空従事者教育等」とい びに航空従事者に関する証明(第百七十五条 空港等の安全の確保に関すること。 航空機に係る航空従事者の教育及び養成並

る犯罪の防止のための対策に係るものに関す 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置

ち、航空機の強取、破壊その他の航空に関すへ 航空に関する危機管理に関する事務のう

法第五条第一号及び第二号に規定する調査 関すること。 (航空機に係るものに限る。) に対する援助に 航空局の所掌に係る航空の安全に関する事

第百三十七条第四項の規定に基づく事務に関 く改善事項の調査に関する事務並びに航空法 務の運営に関する実況の監察及びこれに基づ

五.

技術課の所掌に属するものを除く。)。情報の伝達の方式の開発に関すること(管制

事務で他の所掌に属しないものに関するこれ 前各号に掲げるもののほか、安全部の所掌

第百七十四条 削除

(無人航空機安全課の所掌事務)

第百七十五条 無人航空機安全課は、 事務をつかさどる。 次に掲げる

等の航行に起因する障害の防止並びに無人航 空機等の航行の安全の確保に関すること(交 無人航空機等の安全の確保及び無人航空機

通管制部及び航空機安全課の所掌に属するも

行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。) に関すること 造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の無人航空機等及びその装備品の修理及び改

すること。 無人航空機等に係る航空従事者教育等に関

援助に関すること。 法第五条第一号及び第二号に規定する調査 (無人航空機等に係るものに限る。) に対する 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置

(航空機安全課の所掌事務)

第百七十六条 航空機安全課は、次に掲げる事務 をつかさどる。

因する障害の防止に係る技術上の基準の設定 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起

三 航空機及びその装備品の流通及び消費の増二 航空機に係る型式証明に関すること。に関すること。

進、改善及び調整に関すること。

第百七十七条 削除

(交通管制企画課の所掌事務)

第百七十八条 交通管制企画課は、 務をつかさどる。 交通管制部の所掌事務に関する総合調整に 次に掲げる事

画及び立案に関すること。 関すること。 航空交通の円滑化のための方策に関する企

の基準に関すること。 準並びに航空交通管制の方式の開発及び設定 離陸又は着陸のための飛行の方式の設定の基 が立てに関する空域の指定及び航空機の 航空通信網の設定その他航空保安に関する

関する調査及び研究に関すること。気通信施設の改善のために行う施設の開 備に関する基本的な計画並びに航空保安用電 航空保安用電気通信施設及び航空灯火の整

六 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であ って、航空保安業務の高度化に係るものに関 すること。

七 所掌事務で他の所掌に属しないものに関する 前各号に掲げるもののほか、交通管制部の

(管制課の所掌事務)

第百七十九条 さどる 管制課は、 次に掲げる事務をつか

> のを除く。)。 すること(交通管制企画課の所掌に属するも 離陸又は着陸のための飛行の方式の設定に関 航空交通に関する空域の指定及び航空機の

二 航空路に関すること (交通管制企画課の所 掌に属するものを除く。)。

課及び管制技術課の所掌に属するものを除 航空交通管制に関すること(交通管制企画

(運用課の所掌事務) 飛行計画の承認に関すること。

第百八十条 運用課は、 次に掲げる事務をつかさ

するものを除く。)。 飛行計画に関すること(管制課の所掌に属

に属するものを除く。)。 こと(交通管制企画課及び管制技術課の所掌 航空機の運航に関する情報の提供に関する

ること。

(管制技術課の所掌事務) る航空機の運用及び整備に関すること。 航空局の所掌事務を遂行するために使用す

第百八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務を つかさどる。

課の所掌に属するものを除く。)。 の設置及び管理に関すること(交通管制企画 航空保安用電気通信施設及び航空保安施設

二 航空通信網 (人工衛星を利用するものに限 る。) の開発に関すること。 伝達の方式(人工衛星を利用するものに限 る。) の設定その他航空保安に関する情報の

(北海道局に置く課等) 第十四目 北海道局

第百八十二条 人を置く 北海道局に、 次の六課及び参事 官

地政課 予算課

総務課

港 政 課

農林水産課

第百八十三条総務課は、 さどる。 総務課の所掌事務) 次に掲げる事務をつか

すること。 北海道局の所掌事務に関する総合調整に関

な調査に関する事務のうち、 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要 アイヌ施策 テ

> 同じ。)に係るものに関すること(他課の アイヌ施策をいう。次号及び第四号において るための施策の推進に関する法律(平成三十 掌に属するものを除く。)。 一年法律第十六号)第二条第二項に規定する イヌの人々の誇りが尊重される社会を実現す

三 北海道総合開発計画の推進に関する事務の うち、アイヌ施策に係るものに関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。

関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に \ _ _ 関すること(他課の所掌に属するものを除 北海道総合開発計画に基づく事業に関する

五 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識 の普及及び啓発に関すること。 国土審議会北海道開発分科会の庶務に関す

t 除く。)。 に関すること(予算課の所掌に属するものを 北海道開発局の事務の運営の指導及び改善

八 掌事務で他の所掌に属しないものに関するこかが、前各号に掲げるもののほか、北海道局の所

(予算課の所掌事務)

第百八十四条 予算課は、 さどる。 次に掲げる事務をつか

こと 算、決算及び会計並びに会計の監査に関する 北海道局の所掌に係る経費及び収入の予

する関係行政機関の経費の配分計画に関する び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関 関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及 北海道総合開発計画に基づく事業に関する

三 北海道開発局の事務(北海道開発局の行う 並びに北海道開発局の運営に要する経費に関 する事務に限る。)の運営の指導及び改善に 関する調査に係る入札及び契約に関する事務 工事、工事の設計及び工事管理並びに工事に 関すること。 事務の総括に関すること。

(地政課の所掌事務)

第百八十五条 地政課は、 さどる。 次に掲げる事務をつか

に係るものに関すること な調査に関する事務のうち、 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要 次に掲げる事項

宅地の整備

道路の整備 都市の整備 (都市公園の整備を含む。)

住宅の整備

二 北海道総合開発計画の推進に関する事務の うち、前号イからニまでに掲げる事項に係る ものに関すること。

三 北海道総合開発計画に基づく事業に関する 項に係るものに関すること。 事務のうち、第一号イからニまでに掲げる事 する関係行政機関の経費の配分計画に関する び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関 関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及

(水政課の所掌事務)

第百八十六条 水政課は、次に掲げる事務をつか

な調査に関する事務のうち、次に掲げる事項 に係るものに関すること。 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要 河川その他の防災及び国土の保全に係る

施設(港政課及び農林水産課の所掌に係る ものを除く。)の整備 水資源の開発

生活環境施設(都市公園を除く。)の整

二 北海道総合開発計画の推進に関する事務の うち、前号イからハまでに掲げる事項に係る ものに関すること。

関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及三 北海道総合開発計画に基づく事業に関する 事務のうち、第一号イからハまでに掲げる事 項に係るものに関すること。 する関係行政機関の経費の配分計画に関する び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関

第百八十七条 (港政課の所掌事務) 港政課は、 次に掲げる事務をつか

な調査に関する事務のうち、 に係るものに関すること。 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要 次に掲げる事項

港湾及び空港の整備

係るものに限る。)の整備 防災及び国土の保全に係る施設 (港湾に

運輸事業及び通信事業

二 北海道総合開発計画の推進に関する事務の うち、前号イからハまでに掲げる事項に係る ものに関すること。

> 事務のうち、第一号イからハまでに掲げる事 関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及 項に係るものに関すること。 する関係行政機関の経費の配分計画に関する び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関 北海道総合開発計画に基づく事業に関する

(農林水産課の所掌事務)

第百八十八条 農林水産課は、次に掲げる事務を つかさどる。

に係るものに関すること。 な調査に関する事務のうち、 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要 次に掲げる事項

農林水産業

産省の所掌に係るものに限る。)の整備 防災及び国土の保全に係る施設(農林水

に関すること。 うち、前号イ及びロに掲げる事項に係るもの 北海道総合開発計画の推進に関する事務の

三 北海道総合開発計画に基づく事業に関する 係るものに関すること。 事務のうち、第一号イ及びロに掲げる事項に び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関 関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及 する関係行政機関の経費の配分計画に関する

(参事官の職務)

|第百八十九条 参事官は、次に掲げる事務をつか さどる。

関する関係行政機関の事務の調整に関するこの区域内において行われるものに限る。)に の整備及び開発のための大規模事業(北海道 掌に属するものを除く。)。 及び立案並びに推進に関すること(他課の所 北海道の開発に関する総合的な政策の企画 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域

三 北海道総合開発計画に基づく事業に関する うち、第百八十五条第一号イからニまで、第 道総合開発計画に基づく公共事業に関する関 関係行政機関の経費の見積りの方針の調整 すること。 びロに掲げる事項以外の事項に係るものに関 条第一号イからハまで並びに前条第一号イ及 百八十六条第一号イからハまで、第百八十七 係行政機関の経費の配分計画に関する事務の (総務課の所掌に係るものを除く。) 及び北海

兀 政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定に 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本

ること。 ものに限る。)に該当するものの管理に関す 産(同条に規定する業務のうち北海道におい 策投資銀行法施行令附則第五条に規定する資 銀行から承継する資産のうち株式会社日本政 て事業を営む者に係るものによって取得した より同項の規定による解散前の日本政策投資

Ŧi. に関すること。 安定に関する政策の企画及び立案並びに推進 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の

六 うち、北海道開発局の所掌事務に関連する土国立研究開発法人土木研究所の行う業務の 木技術に係るものに関すること。

第十五目 政策統括官

(政策評価官)

| 第百九十条 本省に、政策評価官一人を置く。

2 (第十七条第五号に掲げるものに限る。) を助け 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務

第三節 審議会等

(国立研究開発法人審議会)

第百九十一条 法律の規定により置かれる審議会 等のほか、本省に、国立研究開発法人審議会を 2

2 令第百九十七号)の定めるところによる。 審議会に関し必要な事項については、国土交通 則法(平成十一年法律第百三号)の規定に基づ 省国立研究開発法人審議会令(平成二十七年政 きその権限に属させられた事項を処理する。 前項に定めるもののほか、国立研究開発法人 国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通

3

第四節 施設等機関

(設置)

第百九十二条本省に、次の施設等機関を置く。 国土交通政策研究所

航空保安大学校 国土交通大学校 国土技術政策総合研究所

(国土交通政策研究所)

|第百九十三条 |国土交通政策研究所は、国土交通 省の所掌事務に係る政策に関する基礎的な調査 及び研究を行うことをつかさどる。

2 国土交通政策研究所の位置及び内部組織 国土交通省令で定める。 (国土技術政策総合研究所)

第百九十四条 国土技術政策総合研究所は、 掲げる事務をつかさどる

> るものの総合的な調査、試験、研究及び開発 の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関す を行うこと。 本の整備に関連する技術であって国土交通省 国土の利用、開発及び保全のための社会資

三国土交通省の職員に対し、 国土技術政策総合研究所の位置及び内部組織 号(空港等の整備及び保全に係るものに限 第五十七号及び第六十一号(港湾に係るもの) 国土交通省の職員に対し、法第四条第一項 る。) に掲げる事務に関する研修を行うこと。 に限る。)、第百一号、第百二号並びに第百九 びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。 前号の技術に関する指導及び成果の普及並

第百九十五条から第百九十八条まで 削除

は、国土交通省令で定める。

(国土交通大学校)

第百九十九条 国土交通大学校は、国土交通省の 職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務 うことをつかさどる。 空保安大学校の所掌に係るものを除く。)を行 に関する研修(国土技術政策総合研究所及び航

交通省令で定める。 国土交通大学校の位置及び内部組織は、 国土

第二百条から第二百三条まで 削

(航空保安大学校)

第二百四条 航空保安大学校は、航空保安業務に な研修を行うことをつかさどる。 従事する職員に対し、その業務を行うのに必要

2 交通省令で定める。 航空保安大学校の位置及び内部組織は、 国土

(文教研修施設の指定)

第二百五条 国土技術政策総合研究所、 施設とする。 第百二十六号に規定する政令で定める文教研修 大学校及び航空保安大学校は、法第四条第一項 国土交通

第五節 地方支分部局

第一款 地方整備局

(地方整備局の名称、位置及び管轄区域)

第二百六条 域は、 次のとおりとする。 地方整備局の名称、 位置及び管轄区

	次に			は、	Ē
	備局	関東地方整さ	備局	東北地方整仙	名称
	ま市	さいた茨		仙台市青	位置
川県	玉県	茨城県	田県	青森県	管轄区
山梨県	千葉県	栃木!	山形県	岩手:	域
長野県	東京都	県 群馬	福島県	県 宮城	
	神 <u>奈</u>	県埼		県 <u>秋</u>	

	備局	九州地方整	備局	四国地方整	備局	中国地方整		備局	近畿地方整	備局	中部地方整	備局	北陸地方整
		福岡市		高松市		広島市			大阪市	市	名古屋		新潟市
島県	本県 大	福岡県	知県	徳島県	島県山	鳥取県	山県	阪府 兵	福井県	重県	岐阜県		新潟県
	分県	佐賀県		香川県	口県	島根県		庫県	滋賀県		静岡県		富山県
	宮崎県	長崎県		愛媛県		岡山県		奈良県 1	京都府		愛知県		石川県
	鹿児	熊		高		広		和 歌	大		<u>=</u>		
って充てられるものとする。	地方	、―――― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、近畿地方整備局及び九州地方整備局の副	登備局の総務部長はそれぞれ中部地方整	部地方整備局、近畿地方整備局及び		営繕部	港湾空港部	道路部	河川部	建政部	企画部	総務部

2 局の、山口県のうち下関市は九州地方整備局の 管轄区域とする。 かかわらず、長野県及び福井県は北陸地方整備 第七号に掲げる事務に関しては、前項の規定に る。)に掲げる事務並びに法第三十一条第一項で並びに第百二十八号(港湾に係るものに限 に係るものに限る。)、第百一号から第百三号ま 第五十七号、第五十八号及び第六十一号(港湾 濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。)、 ち法第四条第一項第十五号(油保管施設等の油 法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のう 3 2

3 管轄区域の特例(必要な経過措置を含む。)をめる場合においては、国土交通省令で前二項のの管轄区域にわたる場合その他必要があると認の区域が前二項に規定する二以上の地方整備局の区域が前二項に規定する二以上の地方整備局 定めることができる。 (地方整備局の所掌事務)

(地方整備局の内部組織)

第二百七条

務のうち、法第三十一条第一項各号に掲げる事

地方整備局は、国土交通省の所掌事

務(北海道の区域に係るものを除く。)を分掌

第二百八条 整備局に次長二人を置く。 を、北陸地方整備局に副局長一人を、 備局及び九州地方整備局にそれぞれ副局長二人 中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整 東北地方整備局、関東地方整備局、 四国地方

- 2 地方整備局の事務をつかさどる 副局長は、地方整備局長を助け、 命を受けて
- 3 地方整備局に、 地方整備局長を助け、 次の八部を置く 地方整備局の

部組織は、 前各項に定めるもののほか、地方整備局の内 国土交通省令で定める。

第二款 北海道開発局

(北海道開発局の位置)

第二百九条 北海道開発局は、 札幌市に置く。

第二百十条 (北海道開発局の内部組織) 次長は、北海道開発局長を助け、北海道開発 北海道開発局に、次長一人を置く。

局の事務を整理する 北海道開発局に、 次の六部を置く。

事業振興部 開発監理部

港湾空港部 建設部

営繕部 農業水産部

内部組織は、国土交通省令で定める。 前三項に定めるもののほか、北海道開発局の

第二百十一条 削除

(地方運輸局の名称、位置及び管轄区域) 第三款 地方運輸局

第二百十二条 区域は、 次のとおりとする。 地方運輸局の名称、 位置及び管轄

東北 輸局 名称 局 北海道運北海道北海道 運輸神奈川 運輸宮城県青森県 位置 管轄区域 県 茨城県 栃木県 千葉県 山形県 山梨県 岩手県 福島県 東京都 群馬県 宮城県 神奈川 埼玉 秋田

観光部

交通政策部

中部 兀 運輸局 北陸信 近 国運 玉 畿 運 運 運 輸香川県徳島県 輸愛知県 輸広島県 輸大阪府 越新潟県 福井県 鳥取県 滋賀県 新潟県 県 奈良県 和歌山県 山口県 三重県 島根県 京都府 岐阜県 香川県 富山県 岡山県 大阪府 静岡県 石川県 愛 缓県 広島 兵庫 愛知 長

九州 2 の規定にかかわらず、山口県のうち下関市、宇び第百二十八号に掲げる事務に関しては、前項 務並びにこれらの事務に係る同項第百十四号及 部市、山陽小野田市及び長門市は九州運輸局の に対する援助に係るものに限る。)に掲げる事 設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査 第百号(運輸安全委員会の行う運輸安全委員会 緊急措置手引書等に係るものを除く。)、第十八 三号まで、第九十五号から第九十九号まで及び 送に係るものに限る。)、第八十六号から第九十 [条第一項第十五号(油保管施設等の油濁防止 法第三十五条第一項に掲げる事務のうち法第 運 第十九号(船舶運航事業者の行う貨物の運 輸福岡県福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 長崎県 鹿児島県 熊本 3

要があると認めるときは、国土交通省令で同項 局の管轄区域の境界付近の区域に関し、特に必 管轄区域とする。 を定めることができる。 (地方運輸局の内部組織) 管轄区域の特例(必要な経過措置を含む。) 国土交通大臣は、前二項に規定する地方運輸

名称

位置

管轄区域

区域は、次のとおりとする。

2 次長は、地方運輸局長を助け、 第二百十三条 北海道運輸局、 次長一人を置く。 輸局、中国運輸局及び九州運輸局に、それぞれ 運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、 東北運輸局、関東 地方運輸局の 近畿運

3 事務を整理する。 総務部 地方運輸局に、 次の八部を置

鉄道部 海事振興部 自動車技術安全部 自動車交通部

海上安全環境部

4 あっては海事振興部及び海上安全環境部に代え 前項の規定にかかわらず、北陸信越運輸局に

局に自動車監査指導部を置く 第三項の部のほか、関東運輸局及び近畿運輸

部組織は、国土交通省令で定める。 (地方交通審議会) 前各項に定めるもののほか、地方運輸局の内

第二百十四条 各地方運輸局に、それぞれ地方交 通審議会を置く

地方交通審議会は、 地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の 次に掲げる事務をつかさ

2

所掌事務に関する重要事項を調査審議するこ

方交通審議会に関し必要な事項については、国組織、所掌事務及び委員その他の職員その他地 前項に定めるもののほか、地方交通審議会の 十号)の規定によりその権限に属させられた び船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三 賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)及 事項を処理すること。 船員法 (昭和二十二年法律第百号)、

第二百十五条 (運輸監理部の名称、位置及び管轄区域) 土交通省令で定める。 運輸監理部の名称、 位置及び管轄

(運輸支局の名称、位置及び管轄区域) 兵庫県

神戸運輸監理部 第二百十六条 運輸支局の名称、 域は、別表のとおりとする。 神戸市 位置及び管轄区

域の特例(必要な経過措置を含む。)を定める 場合においては、国土交通省令で同項の管轄区 轄区域にわたる場合その他必要があると認める の区域が前項に規定する二以上の運輸支局の管 ことができる。 国土交通大臣は、一体として実施すべき事務

第四款 地方航空局

、地方航空局の名称、位置及び管轄区域)

第二百十七条 地方航空局の名称、 区域は、次のとおりとする。 位置及び管轄

名称位 管轄区域

2 国際観光部に、国際観光課及び参事官二人を置く。	24 (次長) 第一款 特別な職	
間 観光 戦 戦 光 戦 整 課 課 に に に に に に に に に に に に に に に に に	観局 整治 けんしょう ひょうしゅ おいしゅう しゅうしゅ かいしゅう しゅうしゅ おいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう かいしゅう しゅう しゅうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう し	
第) 45 とを担っる。 十条 福岡航空交通管制部に次長 京航空交通管制部に次長 での通管制部の次長)	
ること。 「本学のお思いまで、 こと。	その全部を福岡航空交通管制部が分掌する。調整その他の航空交通の管理に関する事務は、を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及びたたし、空域に表にる解究交通及び気象の対決	
四 観光の振興に寄与する人材の育成に関すると。 と。 こ 対象の保護、育成及び開発に関すること。 こ 対域の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	1 7 1 X 1 X	
6 A	明	
二 外国人観光旅客の来訪及び国際学に属するものを除く。)。 第一個光中の所掌事務に係る国際機工 観光庁の所掌事務に係る国際機工 一観光庁の所掌事務に係る国際機工 の行政機関その他の者との連絡並の行政機関その他の者との連絡並のに関すること。	、次のとおりとする。 百十九条 航空交通管制部の 第五款 航空交通管制部の 第五款 航空交通管制部の 超繼は、国土交通省令で定める 航空交通管制部の を通管制部の を通管制部の を対して をがして をがし をがして をがし をがし をがし をが をが をが をが をが をが をが をが をが をが	
第二百二十四条 国際観光部は、次に掲げる事務をつかさどる。 第二百二十四条の七第 基本的な方針を除く。第二百二十四条の七第 基本的な方針を除く。第二百二十四条の七第 高いたいでは、次に掲げる事務 国際観光部は、次に掲げる事務	(地方航空局の内部組織) 第二百十八条 東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ次長一人を置く。 2 次長は、地方航空局長を助け、地方航空局の事務を整理する。 事務を整理する。	
(参事官) 2 参事官は、命を受けて、観光する。 第二百二十二条 観光庁に、参事する。 第二百二十三条 観光庁に、次の第二百二十三条 観光庁に、次の第二百二十三条 観光庁に、次の第二百二十三条 観光地域振興部 (国際観光部の所置)	東京東 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田東京東 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田東京東 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 高川県 一大阪大 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知 一大阪大 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知 一大阪大 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知 一大阪府 中兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 静岡県 西山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	

案に参画 掌事務に を置く 第二百二十四条の四総務課は、 総務課の所掌事務 観光地域振興課 かさどる。

観光庁の職員の任免、 給与、 懲戒、

兀 すること。 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関長官の官印及び庁印の保管に関すること。

五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に

ること。

『条の七第 る国際観 案に関す るための 議の誘致

次に掲げる事務

機密に関すること。

の他の人事並びに教養及び訓練に関するこ

観光庁の所掌事務に関する総合調整に関す

(観

3 観光地域振興部に、 次の二課を置く。

第二百二十一条

観光庁に、

次長一人を置く。

関すること。

観光庁の保有する情報の公開に関するこ 観光庁の行政の考査に関すること。 広報に関すること。

観光庁の保有する個人情報の保護に関する

表彰及び儀式に関すること。観光庁の機構及び定員に関すること。

算、決算及び会計並びに会計の監査に関する十四 観光庁の所掌に係る経費及び収入の予 すること。 観光庁の所掌事務に関する官報掲載に関 観光庁の所掌に係る経費及び収入の予

こと。 観光庁所属の行政財産及び物品の管理に

厚生に関すること。 関すること。 観光庁の職員の衛生、 医療その他の福利

掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ-八 前各号に掲げるもののほか、観光庁の所 - 七 交通政策審議会観光分科会の庶務に関す ること。

観光戦略課の所掌事務)

第二百二十四条の五 ・務をつかさどる。 観光戦略課は、 次に掲げる

ح 的な政策の企画及び立案並びに推進に関する 国際観光の振興に資する施策に関する基本

行政機関の事務の調整に関すること。 一 国際観光の振興に資する施策に関する関係

三 観光の振興を広範かつ一体的に推進するた の基本的な方針の企画及び立案に関するこ

兀 整備その他観光旅行の普及発達に関するこ 容易に観光旅行をすることができる環境

五. 観光に関する統計に関すること。 観光に関する調査及び研究に関すること。

るものを除く。)。 観光の振興に関すること(国際観光部及び観 光地域振興部並びに観光産業課の所掌に属す 第三号から前号までに掲げるもののほか、

八 観光立国推進基本法(平成十八年法律第百 観光産業課の所掌事務) 施策に関する年次報告等に関すること。 -七号)第八条の規定による観光の状況及び

第二百二十四条の六観光産業課は、 事務をつかさどる。 次に掲げる

るものを除く。)。 に関すること(観光地域振興部の所掌に属す 観光産業を営む者の連携による観光の振興

二 旅行業、旅行業者代理業その他の国土交通 省の所掌に係る観光事業の発達、 整に関すること。 改善及び調

食品循環資源の再生利用等の促進に関する ホテル及び旅館の登録に関すること。

一項に規定する基本方針に係る事務の取りま 法律(平成十二年法律第百十六号)第三条第 とめに関すること。

(国際観光課の所掌事務)

第二百二十四条の七 事務をつかさどる。 国際観光課は、 次に掲げる

関すること。 国際観光部の所掌事務に関する総合調整に

一 国際観光の振興に関する基本的な政策の企 画及び立案に関すること

三 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致 掌に属するものを除く。)。 光の振興に関すること(観光地域振興部の所 の促進その他の国際交流の推進による国際観

兀 所掌事務で他の所掌に属しないものに関する 前三号に掲げるもののほか、国際観光部の

(参事官の職務)

第二百二十四条の八 する。 光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政 関する重要事項についての企画及び立案に参画 る事務を分掌し、又は国際観光部の所掌事務に 機関その他の者との連絡並びに国際協力に関す 参事官は、命を受けて、

第二百二十四条の九 観光地域振興課は、 げる事務をつかさどる。 、観光地域振興課の所掌事務、

次に掲

地域の振興に資する観光の振興に関するこ 観光地及び観光施設の改善に関すること。 観光地域振興部の所掌事務に関する総合調

部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関 前三号に掲げるもののほか、観光地域振興

(観光資源課の所掌事務)

第二百二十四条の十 観光資源課は、 事務をつかさどる。 観光資源の保護、育成及び開発に関するこ 次に掲げる

三 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関す 二 観光の振興に寄与する人材の育成に関する

第一款 特別な職

第二百二十五条 (気象防災監 気象庁に、次長一人を置く。

第二百二十六条 防に係る気象業務に関する事務を整理する。 気象防災監は、長官を助け、重大な災害の予 気象庁に、気象防災監一人を置

内部部局

第二款

(部の設置)

第二百二十七条 気象庁に、 次の四部を置く。

情報基盤部

地震火山部 大気海洋部

(総務部の所掌事務)

第二百二十八条 総務部は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

機密に関すること。

すること、 公文書類の接受、発送、 長官の官印及び庁印の保管に関すること。 編集及び保存に関

気象庁の保有する情報の公開に関するこ 広報に関すること。

六 気象庁の保有する個人情報の保護に関する

0) 気象庁の職員の任免、給与、懲戒、 他の人事並びに教養及び訓練に関するこ 気象庁の行政の考査に関すること。

生に関すること。 気象庁の職員の衛生、医療その他の福利厚

+ 決算及び会計並びに会計の監査に関するこ 気象庁の所掌に係る経費及び収入の予算

法令案その他の公文書類の審査に関する

+

十三 気象庁所属の国有財産の管理及び処分並 気象庁の機構及び定員に関すること。

十四四 すること。 気象庁の所掌事務に関する総合調整に関

十 五 関すること。 気象庁の所掌事務に関する政策の評価に

するものを除く。)。 推進に関すること(情報基盤部の所掌に属 気象業務に関する基本的な計画の作成及

関連する技術に関する指導及び普及に関する び開発並びにこれらの助成並びに気象業務に 気象業務に関連する技術に関する研究及

-九 気象業務に係る国際協力に関すること。あって、気象業務に係るものに関すること。 ること 交通政策審議会気象分科会の庶務に関す 宇宙の開発に関する大規模な技術開発で

所掌事務で他の所掌に属しないものに関する 前各号に掲げるもののほか、気象庁の

(情報基盤部の所掌事務)

第二百二十九条 をつかさどる。 活用に関する基本的な政策の企画及び立案並 気象庁の所掌事務に関する情報通信技術の 情報基盤部は、 次に掲げる事務

二 気象業務に関する基本的な計画 び推進に関すること。の利用の促進に係るものに限る。)の作成及 びに推進に関すること。 (気象情報

層運動による地震動(第二百三十一条第一号三 気象、地象(地震にあっては、発生した断 津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びににおいて単に「地震動」という。)に限る。)、 気象の観測の成果を無線通信により発表する 業務に関する許可に関すること。

服務そ 五四 すること。 民間気象業務支援センターの行う業務に関 気象予報士に関すること。

及び水象(津波を除く。)の数値予報に関す ること。 気象、地象(地震及び火山現象を除く。)

七 気象庁の情報システムの整備及び管理に関 すること。

気象通信に関すること。

こと(大気海洋部及び地震火山部の所掌に属 するものを除く。)。 気象衛星を利用して行う気象業務に関する

ح 国立国会図書館支部気象庁図書館に関する

(大気海洋部の所掌事務)

第二百三十条 かさどる。 大気海洋部は、 次に掲げる事務を

関すること(情報基盤部の所掌に属するもの 及び水象(津波を除く。)の予報及び警報に 気象、地象 (地震及び火山現象を除く。)

二 気象、地象(地震及び火山現象を除く。) る観測並びにその成果の収集及び発表に関す 及び水象並びにこれらに関連する輻射に関す ること。

三 気象、地象(地震及び火山現象を除く。) 及び水象に関する情報の収集及び発表に関す ること。

び情報の速報に関すること。 気象、地象及び水象に関する観測の成果及

Ŧī. 並びに推進に関すること。 象業務に関する基本的な政策の企画及び立案 気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気

(気象研究所)

火山部の所掌に属するものを除く。)。 気象庁に所属する観測船に関すること。 離島における気象業務に関すること (地震

(地震火山部の所掌事務) 火山部の所掌に属するものを除く。)。 気象測器その他の測器に関すること (地震

第二百三十一条 をつかさどる。 地震火山部は、次に掲げる事務

に関すること。 地震、火山現象、地動、地球磁気及び地球 地震動、火山現象及び津波の予報及び警報

三 地震及び火山現象に関する情報の収集及び 発表に関すること

電気に関する測器に関すること。 火山現象、 地動、 地球磁気及び地

(総括整理職の数)

第二百三十二条 総務部の所掌事務の一 五項に規定する政令の定める数は、二人とす 整理する職に係る国家行政組織法第二十一条第

(気象庁の課等の数)

第二百三十三条 次の表の上欄に掲げる部に置く ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 七条第六項に規定する政令の定める数は、 課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第

部
総務部
情報基盤部
大気海洋部
地震火山部

2 る数は、二人とする。 組織法第二十一条第五項に規定する政令の定め 総務部に置く課長に準ずる職に係る国家行政

(設置) 第三款 施設等機関

第二百三十四条 気象庁に、 次の施設等機関を置

気象研究所 気象衛星センター

気象大学校 地磁気観測所 高層気象台

2 第二百三十五条 気象研究所は、気象業務に関す る技術に関する研究を行うことをつかさどる。

の出張所を設けることができる。 部を分掌させるため、所要の地に、気象研究所 国土交通大臣は、気象研究所の所掌事務の一

交通省令で定める。 の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、 の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、国土気象研究所の位置及び内部組織並びに出張所

(気象衛星センター)

第二百三十六条 気象衛星センターは、 無線報の受信を行うことをつかさどる。 象及び水象並びにこれらに関連する輻射に関す る気象衛星による観測及び気象通信並びに気象

2 土交通省令で定める。 気象衛星センターの位置及び内部組織は、 玉

測並びにその成果の収集及び発表に関するこ

電気並びにこれらに関連する輻射に関する観

第二百三十七条 る精密な観測及び調査並びに高層気象に関する 高層気象台は、高層気象に関す

(高層気象台)

- 部を分掌させるため、所要の地に、 気象測器の試験及び改良を行うことをつかさど 国土交通大臣は、高層気象台の所掌事務の一 高層気象台
- の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、国土 の出張所を設けることができる。 高層気象台の位置及び内部組織並びに出張所
- 交通省令で定める。 (地磁気観測所)

- 第二百三十八条 地球電気に関する観測及び調査を行うことをつ 地磁気観測所は、地球磁気及び
- 測所の出張所を設けることができる。 一部を分掌させるため、所要の地に、地磁気観 国土交通大臣は、地磁気観測所の所掌事務の
- 土交通省令で定める。 所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、国地磁気観測所の位置及び内部組織並びに出張 (気象大学校)
- 第二百三十九条 気象大学校は、気象庁の職員に 対し、気象業務に従事するため必要な教育及び 訓練を行うことをつかさどる。
- 2 気象大学校の位置及び内部組織は、 に規定する政令で定める文教研修施設とする。 省令で定める。 気象大学校は、法第四条第一項第百二十六号 国土交通

3

第四款 地方支分部局

(管区気象台等の名称及び位置)

第二百四十条 管区気象台の名称及び位置は、

次

のとおりとする。

東京管区気象台 福岡管区気象台 札幌管区気象台 大阪管区気象台 仙台管区気象台 札幌市 福岡市 東京都 大阪市 仙台市

(管区気象台の部の数) 沖縄気象台は、 那覇市に置

第二百四十一条 法第四十九条第四項に規定する 政令で定める数は、十とする。

(地方気象台の数)

第二百四十二条 法第五十条第一項に規定する政 令で定める数は、五十五とする。

第三節 款 運輸安全委員会事務局 特別な職

(審議官)

- 第二百四十三条 運輸安全委員会 (以下この節に 官一人を置く。 おいて「委員会」という。)の事務局に、審議
- 2 案に参画し、関係事務を総括整理する。 掌事務に関する重要事項についての企画及び立 審議官は、命を受けて、委員会の事務局の所

第二款 内部部局

(事務局に置く課等)

- 並びに参事官、首席航空事故調査官、首席鉄道第二百四十三条の二 委員会の事務局に、総務課 事故調査官及び首席船舶事故調査官それぞれ一 人並びに首席地方事故調査官四人を置く。
- 2 で定める区域ごとに置く。 前項の首席地方事故調査官は、 国土交通省令
- (総務課の所掌事務)
- 第二百四十三条の三 総務課は、 をつかさどる。 次に掲げる事務
- 機密に関すること。
- 委員会の事務局の職員の任免、給与、 服務その他の人事に関すること。 懲
- 三 委員長及び事務局長の官印並びに委員会及 び事務局の公印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関 すること。
- Ŧi. 法令案その他の公文書類の審査及び進達に
- 整に関すること。 委員会の事務局の所掌事務に関する総合調
- 七 ح 委員会の事務局の行政の考査に関するこ
- 広報に関すること。

位置

- 九 لح 委員会の保有する情報の公開に関するこ
- + 委員会の保有する個人情報の保護に関する
- 十二 委員会の所掌事務に関する官報掲載に関十一 委員会の機構及び定員に関すること。
- 算、 委員会所属の行政財産及び物品の管理に 決算及び会計並びに会計の監査に関する 委員会の所掌に係る経費及び収入の予
- 十五 委員会の十四 委員会所 他の福利厚生に関すること。 委員会の事務局の職員の衛生、 医療その

- 収集及び分析に関すること。 委員会の所掌事務に関する資料及び情報
- 委員会の所掌事務に係る国際協力に関す
- の国土交通大臣又は原因関係者に対する勧告の軽減のため講ずべき施策又は措置について 故及び船舶事故が発生した場合における被害 空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれら 下この節において同じ。)の結果に基づく航五条第一項に規定する事故等調査をいう。以 の事故の兆候の防止並びに航空事故、 に関すること。 事故等調査(運輸安全委員会設置法第十 鉄道事
- 国土交通大臣又は関係行政機関の長に対する る被害の軽減のため講ずべき施策についての 鉄道事故及び船舶事故が発生した場合におけ これらの事故の兆候の防止並びに航空事故、 意見に関すること。 航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びに
- (参事官の職務) 関すること。 務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに 前各号に掲げるもののほか、委員会の事
- 第二百四十三条の四 をつかさどる。 参事官は、 次に掲げる事務
- すること。 委員会の事務局の職員の教養及び訓練に関
- 委員会の会議の庶務に関すること。
- 三 事故等調査に関する企画及び立案に関する رع
- 兀 機関との連絡調整その他の措置に関するこ 事故等調査の円滑な実施を図るための関係
- (首席航空事故調査官の職務)
- 第二百四十三条の五 首席航空事故調査官は、 く。)をつかさどる。 に掲げる事務(参事官の所掌に属するものを除 次
- するための調査に関すること。 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明 航空事故及び航空事故の兆候の原因を究明

するための調査に関すること。

第二百四十三条の六 首席鉄道事故調査官は、 く。)をつかさどる。 に掲げる事務(参事官の所掌に属するものを除 (首席鉄道事故調査官の職務) 次

するための調査に関すること

- 二 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明 するための調査に関すること。
- 第二百四十三条の七 首席船舶事故調査官は、 に掲げる事務(参事官及び首席地方事故調査官 の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 究明するための調査に関すること。 において「船舶事故等」という。)の原因を 船舶事故及び船舶事故の兆候(次条第一号 次
- 一 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明 するための調査に関すること。

(首席地方事故調査官の職務)

- 第二百四十三条の八 首席地方事故調査官は、 な受けて、次に掲げるもの(参事官の所掌に属ることの十三条のハー首席地方事故調査官は、命 するものを除く。)を分掌する。
- ものの原因を究明するための調査に関するこ 事故等であってその置かれた第二百四十三条通省令で定める重大な船舶事故等以外の船舶 の二第二項に規定する区域において発生した 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交
- 故であってその置かれた第二百四十三条の二通省令で定める重大な船舶事故以外の船舶事 調査に関すること。 第二項に規定する区域において発生したもの に伴い発生した被害の原因を究明するための 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交
- 査に関すること。 事故発生後の初期の段階における事故等調
- (国土交通省令への委任)
- 第二百四十三条の九 この節に定めるもの 交通省令で定める。 か、委員会の事務局の内部組織の細目は、 国の出
- 第四節 第一款 款 特別な職 海上保安庁

(次長)

- 第二百四十四条 海上保安庁に、 次長一人を置
- (海上保安監)
- 第二百四十五条 を置く。 海上保安庁に、 海上保安監一人
- 鉄道事故及び鉄道事故の兆候の原因を究明 2 る。 当該事態の発生の防止に関する事務を整理す 治安に重要な影響を与える事態への対処並びに 海上保安監は、長官を助け、 海上の安全及び

(部の設置) 第二款

内部部局

第二百四十六条 海上保安庁に、 次の五部を置

装備技術部 総務部

警備救難部 海洋情報部

(総務部の所掌事務)

第二百四十七条 総務部は、 かさどる。 次に掲げる事務をつ

機密に関すること。

すること 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

務その他の人事並びに教養及び訓練に関する』 海上保安庁の職員の任免、給与、懲戒、服

六 法令案その他の公文書類の審査に関するこ 利厚生に関すること。 海上保安庁の職員の衛生、 医療その他の福

海上保安庁の所掌事務に関する総合調整に

海上保安庁の所掌事務に関する調査及び統 海上保安庁の行政の考査に関すること。 海上保安庁の機構及び定員に関すること

計の作成に関すること。 の総括に関すること。 海上保安庁の所掌に属する国際関係事務

広報に関すること。

海上保安庁の保有する情報の公開に関す

十四 海上保安庁の保有する個人情報の保護に

関すること。 海上保安庁の所掌事務に関する政策の評

十六 海上保安庁の所掌に係る経費及び収入の ること(装備技術部の所掌に属するものを除予算、決算及び会計並びに会計の監査に関す 価に関すること。

ること。

の整備及び管理に関すること。 海上保安庁の使用する情報通信システム 国際連合平和維持活動等に対する協力に

づき海上保安庁が行う国際平和協力業務及び

する法律(平成四年法律第七十九号)に基

括に関すること。 委託を受けて実施する輸送に関する事務の総

国立国会図書館支部海上保安庁図書館に

留置業務に関すること

画及び立案並びに調整に関すること。 者等をいう。) の権利利益の保護に関する企 六十一号)第二条第二項に規定する犯罪被害 (犯罪被害者等基本法 (平成十六年法律第百 海上保安庁の所掌に係る犯罪被害者等

二十二 前各号に掲げるもののほか、海上保安 庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関

(装備技術部の所掌事務)

第二百四十八条 装備技術部は、次に掲げる事務 をつかさどる。

「装備」という。) に関する整備計画の調整にの装備(情報通信システムを除く。以下単に海上保安庁の使用する船舶、航空機その他

二 海上保安庁の装備に関する技術的事項の総 合的な企画及び立案並びに調整に関するこ

三 海上保安庁の使用する船舶及び航空機の建 造及び維持に関すること。

五四 物品の検収に関すること。

(警備救難部の所掌事務) 並びに物品の管理に関すること。 海上保安庁所属の国有財産の管理及び処分

第二百四十九条 警備救難部は、次に掲げる事務 をつかさどる。

二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並び ける援助に関すること。 に天災事変その他救済を必要とする場合にお 法令の海上における励行に関すること。

兀 三 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の 処理に関する制度に関すること。 積荷及び船舶の救助を行うものの監督に関す 海上保安庁以外の者で海上において人命、

五. すること(交通部の所掌に属するものを除 する海上における保安のため必要な監督に関 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対

七六 律に基づき海上保安庁に属させられた事務に 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法 危険物の荷役に係る港則に関すること。

関すること(海洋情報部の所掌に属するもの

八 海上における船舶の航行の秩序の維持に関 すること。

十 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する こと。 沿岸水域における巡視警戒に関すること。

十一 海上における犯罪の予防及び鎮圧に関 ること

十二 海上における犯人の捜査及び逮捕に関す

調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十三 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の 事務に関すること。 十四号)に基づき海上保安庁に属させられた

十十五四 国際捜査共助に関すること。

関すること。 用する船舶及び航空機の整備計画及び運用に 前各号に掲げる事務を遂行するために使

関すること。 海上保安庁の使用する通信施設の運用に

助及び連絡に関すること。 その他の関係行政庁との間における協力、 警察庁及び都道府県警察、税関、 協力、共、検疫所

第二百五十条 海洋情報部は、次に掲げる事務を (海洋情報部の所掌事務)

関連して行う海洋の汚染の防止のための科学水路の測量及び海象の観測並びにこれらに 的調査に関すること。 かさどる。

二 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関

の通報に関すること。 する船舶及び航空機の整備計画及び運用に関 水路通報、航行警報及び海象に関する情報 前三号に掲げる事務を遂行するために使用

(交通部の所掌事務)

すること。

第二百五十一条 かさどる。 交通部は、 次に掲げる事務をつ

一 船舶交通の障害の除去に関すること。所の行うものを除く。) に関すること。 海難の調査(運輸安全委員会及び海難審判

害を除去するものの監督に関すること。 する海難防止のため必要な監督に関するこ 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対 海上保安庁以外の者で船舶交通に対する障

Ŧi. 航法及び船舶交通に関する信号に関するこ

六 港則に関すること するものを除く。)。 (警備救難部の所掌に属

船舶交通がふくそうする海域における船舶

号)第十四条第一項の規定による船舶の航行 利用に関する法律(平成十六年法律第百十四、武力攻撃事態等における特定公共施設等の 交通の安全の確保に関すること。

に関すること(海洋情報部の所掌に属するも九 船舶交通の安全のために必要な事項の通報 のを除く。)。 制限に関すること。

及び用品に関すること。 灯台その他の航路標識の建設、 保守、

十二 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路 十一 灯台その他の航路標識の附属の設備によ に関すること。 る気象の観測及びその通報に関すること。 標識の建設、保守又は運用を行うものの監督

十三 前各号に掲げる事務を遂行するために使 関すること。用する船舶及び航空機の整備計画及び運用に

(総括整理職の数)

第二百五十二条 総務部の所掌事務の一部を総括 五項に規定する政令の定める数は、 整理する職に係る国家行政組織法第二十一条第 三人とす

(海上保安庁の課等の数)

第二百五十三条 次の表の上欄に掲げる部に置く ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第 七条第六項に規定する政令の定める数は、 それ

	17.77
総務部	匹
装備技術部	四
警備救難部	七
海洋情報部	六
交通部	四
2 総務部に置く課長に準ずる職に係る。	る国家行政

る数は、 組織法第二十一条第五項に規定する政令の定め 四人とする。

第三款 施設等機関

(設置)

第二百五十四条 を置く。 海上保安庁に、 次の施設等機関

海上保安大学校

管区

本部

(海上保安大学校) 海上保安学校

第二百五十五条 海上保安大学校は、海上保安庁 第二百五十六条 海上保安学校は、海上保安庁の 練を行うことをつかさどる。 的知識又は特殊技能を修得させるための教育訓 練並びに海上保安業務を遂行するに必要な専門 必要な知識及び技能を修得させるための教育訓 の職員に対し、幹部としての職務を遂行するに (海上保安学校)

職員に対し、海上保安業務を遂行するに必要な めの教育訓練を行うことをつかさどる。 必要な専門的知識又は特殊技能を修得させるた めの教育訓練並びに海上保安業務を遂行するに 必要な知識及び技能を除く。)を修得させるた 知識及び技能(幹部としての職務を遂行するに (文教研修施設の指定) 崎県及び大分県の区域並び

第二百五十七条 海上保安大学校及び海上保安学 る政令で定める文教研修施設とする。 校は、海上保安庁法第五条第二十八号に規定す

第四款 地方支分部局

(地方支分部局)

第二百五十八条 海上保安管区の区域及び名称並 とおりとする。 びに管区海上保安本部の名称及び位置は、 次の 新潟県、富山県、石川県及第九 海第九管区新

青森県、 海上保安管区の区域 |北海道の区域及びその沿岸|第 岩手県、宮城県、第二海第二管区塩釜 管区 安管区保安本部海上海上保管区海上管区 上保安海上保安市 0 名称 海第一管区小 の名称 本部 本 <u>部</u> 樽 安 2

の区域並びにその沿岸水域|上保安|海上保安屋市|岐阜県、愛知県及び三重県第四海第四管区名古 |県の区域並びにその沿岸 神奈川県、山梨県及び静岡管区 |埼玉県、千葉県、東京都、|上保安|海上保安|市 |秋田県、山形県及び福島県|上保安|海上保安|市 茨城県、 の区域並びにその沿岸水域管区 栃木県、 群馬県、 、第三海第三管区横 本部 本部 浜 3

|(下関市、宇部市、 岡山県、 ||島県及び高知県の区域並び 田市及び阿武郡を除く。)、 にその沿岸水域 。)、奈良県、和歌山県、 長門市、美袮市、山陽小野管区 滋賀県、大阪府、 |(豊岡市及び美方郡を除く|上保安|海上保安|市 広島県 山口県第六海第六管区広 兵庫県第五海第五管区神戸 萩市、 徳 管区 上保 安海上保安市 本部 本部 島

||萩市、長門市、美袮市、山上 保 安海上保安州市 |陽小野田市及び阿武郡に限管区 ||る。)、福岡県、佐賀県、 山口県(下関市、 香川県及び愛媛県の区域並 びにその沿岸水域 宇部市、 第七 海第七管区北九 本部

||(豊岡市及び美方郡に限る||上保安海上保安市京都府、福井県、兵庫県第八海第八管区舞 域並びにその沿岸水域 にその沿岸水域 島根県及び鳥取県の区管区 本部 鶴

|県の区域並びにその沿岸上保安海上保安島市||熊本県、宮崎県及び鹿児島第十海第十管区鹿児 沿岸水域 び長野県の区域並びにその上 保 安海上保安市 管区 本部

水域 水域 |沖縄県の区域及びその沿岸第十 ||第十一管那 安管区 安本部 海上保区海上保市 管区 本部 覇

令

(管区海上保安本部の内部組織)

第二百五十九条 管区海上保安本部に、それぞれ は、三人)を置く。 次長一人(第十一管区海上保安本部にあって 次長は、管区海上保安本部長を助け、 管区海

で定める数は、五十五とする。 海上保安庁法第十二条第四項に規定する政令 |保安本部の事務を整理する。

則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (大臣官房の所掌事務の特例) (平成十三年一月六日) から施行する。

第一条の二 大臣官房は、第三条第一項各号に掲 げる事務のほか、当分の間、 国土交通省の所管

> 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する う。) の監督に関する事務をつかさどる。 五条の四において単に「特例民法法人」とい 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 十二条第二項に規定する特例民法法人(附則第 (国土政策局の所掌事務の特例) .関する法律(平成十八年法律第五十号)第四

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務 のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、そ れぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

令和振興山村 期限事務 |七年||六十四号)第七条第一項に規定する振興山 三月村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合 三十的な政策の企画及び立案並びに推進に関す ること。 (山村振興法 (昭和四十年法律第

|三十||帯をいう。以下同じ。) の災害の防除及び振 九 年振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十令 和特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び |三月|六号) 第二条第一項に規定する特殊土壌地 日興に関する総合的な政策の企画及び立案並 びに推進に関すること。 及び立案並びに推進に関すること。 同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画 定する半島振興対策実施地域をいう。以下 |六十年法律第六十三号) 第二条第一項に規 半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和

潟

月二 和奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法 二号において同じ。) の振興及び開発に関する |規定する奄美群島をいう。 総合的な政策の企画及び立案並びに推進に |(昭和二十九年法律第百八十九号) 第一条に 関すること。 附則第十条第

|島振興開発計画をいう。附則第十条第二号 関係行政機関の経費の配分計画に関するこ 特別措置法第五条第一項に規定する奄美群 **奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発** において同じ。)に基づく公共事業に関する

独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う 業務に関すること。

第 法 小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置 項に規定する小笠原諸島をいう。 (昭和四十四年法律第七十九号) 第四条 附 <u>則</u>

> |第十条第四号において同じ。) の総合的な振 興及び開発に関すること。

年三 ||十三|関する特別措置法(令和三年法律第十九号) 和過疎地域 政策の企画及び立案並びに推進に関するこ |以下同じ。) の持続的発展に関する総合的な |第二条第一項に規定する過疎地域をいう。 (過疎地域の持続的発展の支援に

|年三||規定する離島振興対策実施地域をいう。 ||下同じ。) の振興に関する総合的な政策の企||規定する離島振興対策実施地域をいう。以||二十八年法律第七十二号) 第二条第一項に |画及び立案並びに推進に関すること。

| 令 和| 離島振興対策実施地域(離島振興法

昭

和

五二十八年法律第七十二号) 第二条第一項

経費の配分計画に関すること。 規定する離島振興計画をいう。以下同じ。 離島振興計画(離島振興法第四条第一項 に基づく公共事業に関する関係行政機関

(都市局の所掌事務の特例)

第三条 都市局は、第七条各号に掲げる事務 という。)第十九条第一項第一号イからハまで か、当分の間、独立行政法人都市再生機構の 務をつかさどる。 五号。附則第十二条において「旧地域公団法」 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十 業務(同法附則第十六条の規定による改正前 律第百号)附則第十二条第一項第一号に掲げる う独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法 に掲げる業務に係るものに限る。)に関する事 行ほ

(都市局の所掌事務についての読替え)

第四条 都市局の所掌事務については、当分 間、第七条第十二号中「関すること」とあるの の行う業務に関することを除く。)」とする。 「関すること(独立行政法人都市再生機構

第五条 鉄道局は、第十一条各号に掲げる事務の 事務をつかさどる。 ほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する (鉄道局の所掌事務の特例)

(物流・自動車局の所掌事務の特例)

第五条の二 物流・自動車局は、第十二条各号に 保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計 掲げる事務のほか、当分の間、自動車損害賠償 十三号)附則第二条第一項の規定によりなおそ 法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八 基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車 の効力を有することとされた同法第一条の規定 による改正前の自動車損害賠償保障法の規定に

共済保険事業(附則第二十四条の二において害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任 「再保険事業等」という。)に関する事務をつ

(海事局の所掌事務の特例)

第五条の三 (平成二十四年法律第五十二号) 第三条第一項賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法務のほか、当分の間、特定タンカーに係る特定 交付契約」という。)に関する事務をつかさど二十五条の二において単に「特定保険者交付金 に規定する特定保険者交付金交付契約(附則第 海事局は、第十三条各号に掲げる

での間、同法附則第五条及び第六条の規定によの適正な実施に関する法律の施行の日の前日ま項に規定する事務のほか、船舶の再資源化解体項に規定する事務のほか、船舶の再資源化解体 る有害物質一覧表に関する事務をつかさどる。 (大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第五条の四 大臣官房総務課は、第二十五条各号 所管に係る特例民法法人の監督に関する事務を に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の つかさどる。

第六条 国土政策局離島振興課は、令和十五年三(国土政策局離島振興課等の設置期間の特例) 月三十一日まで置かれるものとする。 国土政策局特別地域振興官は、令和十一年三

月三十一日まで置かれるものとする。

(国土政策局総務課の所掌事務についての読替

第七条 において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間 読み替えるものとする。 は、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分 国土政策局総務課の所掌事務について

月三十一日までの 令和九年四月一日、 令和七年三月三十、 から令和十五年三島振興対策分科会 三十一日までの間 日までの間 ら令和九年三月 ·和七年四月一日 振興対策分科会 土壌地帯対策分科会及び離島 帯対策分科会及び離島振興対 振興対策分科会、特殊土壌地 策分科会 豪雪地帯対策分科会及び離 豪雪地带対策分科会、山村 豪雪地带対策分科会、 特殊

号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる|八条 国土政策局地方振興課は、第六十六条各(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

日までの間、 つかさどる。 それぞれ同表下欄に掲げる事務を

· 事			か
日	三月三十	令和七年	期限
٥	7三十の企画及び立案並びに推進に関するこ	村の振興に関する総合	事務

進に関すること。 島振興対策実施地域の振興に関する 合的な政策の企画及び立案並びに推

|三月三十関する総合的な政策の企画及び立案並||令和九年特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に 日 びに推進に関すること。

令和十一 十一日 年三月 過 な政策の企画及び立案並びに推進に関 すること。 疎地域の持続的発展に関する総合的

第九条 規定する事務のほか、令和十五年三月三十一日 までの間、次に掲げる事務をつかさどる。 (国土政策局離島振興課の所掌事務の特例) 離島振興対策実施地域の振興に関する総合 国土政策局離島振興課は、第六十七条に

的な政策の企画及び立案並びに推進に関する

第十条 (国土政策局特別地域振興官の職務の特例) 係行政機関の経費の配分計画に関すること。 離島振興計画に基づく公共事業に関する関

条各号に掲げる事務のほか、令和十一年三月三 十一日までの間、次に掲げる事務をつかさど 国土政策局特別地域振興官は、 第六十九

- 関する関係行政機関の経費の配分計画に関す 政策の企画及び立案並びに推進に関するこ 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な
- 業務に関すること。 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う

ること

ること。 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関す

兀

(都市局参事官の設置期間の特例)

第十二条 都市局まちづくり推進課は、第八十六 第十一条 第八十二条の参事官は、令和十一年三 生機構法附則第十二条第一項第一号に掲げる業 条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行 月三十一日まで置かれるものとする。 政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再 (都市局まちづくり推進課の所掌事務の特例)

> 務 までに掲げる業務に係るものに限る。)に関 (旧地域公団法第十九条第一項第一号イから

(都市局市街地整備課の所掌事務についての読

第十三条 都市局市街地整備課の所掌事務につい こと」とあるのは、「関すること(独立行政法 ては、当分の間、第八十八条第十号中「関する 人都市再生機構の行う業務に関することを除

第十四条 水管理・国土保全局総務課は、第九十 どる。 条第一項及び第三項の規定による河川、砂防 都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五 二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、民間 充てるべき資金の貸付けに関する事務をつかれ 備及び地すべり防止施設の整備に関する費用に (水管理・国土保全局総務課の所掌事務の特例)

第十四条の二 水管理・国土保全局下水道事業報 的発展の支援に関する特別措置法第十七条第一 の特例) 項の規定による公共下水道の指定に関する事務 十三年三月三十一日までの間、 は、第九十九条各号に掲げる事務のほか、令和 過疎地域の持続

(水管理・国土保全局下水道事業課の所掌事な

(道路局総務課の所掌事務の特例)

第十五条 道路局総務課は、第百六条各号に掲げ 三項までの規定による道路の整備に関する費用 に関する特別措置法附則第十五条第一項から第 る事務のほか、当分の間、民間都市開発の推進 さどる。 に充てるべき資金の貸付けに関する事務をつか

第十六条 道路局路政課は、第百七条各号に掲げ る事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの どる。 間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさ

年三月七十九号)第三十四条の二の三第一項第一令和十道路法施行令(昭和二十七年政令第四百 三十 | 令和七||半島振興法第十条の規定による道路の指 期限 年三月定に関すること。 事務

する事務をつかさどる。 三十一

く。)」とする。

をつかさどる。

(道路局路政課の所掌事務の特例)

第二十三条 鉄道局鉄道事業課は、第百二十六条 第七条第一項第 設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団一日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施 各号に掲げる事務のほか、令和十三年三月三十 さどる 務等処理法」という。) 附則第五条第一項及び 百三十六号。以下この条及び次条において「債 の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第 一号の業務に関する事務をつか

|一号の規定による道路の指定に関するこ

令第十七号)第一条第一項及び第三項第置に関する法律施行令(昭和三十四年政 置に関する法律施行令(昭和三十四年道路整備事業に係る国の財政上の特別 よる道路の指定に関すること。 一号並びに第二条第二項第一号の規定に

第十七条 削除

第十八条 事務をつかさどる。 条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲 (道路局環境安全・防災課の所掌事務の特例) げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる 道路局環境安全・防災課は、 第百十

売	和	1 課	:	務		さ	に	設	五.	
売りまりが	十一日 的な市町村道の指定に関すること。	年三月三特別措置法第十六条の	令和十三過疎地域の持続的発展	的な市	半島振興法第十一条の	8 一日	に 三月三十 的な市町村道の指定に関すること。	令和七年山村振興法第十一条の	五 期限 事務	
	関すること。	規定による基幹	の支援に関する	関すること。	規定による基幹		関すること。	規定による基幹		

第十九条 削除

(住宅局市街地建築課の所掌事務の特例)

第二十条 住宅局市街地建築課は、第百二十一条 四条第二項の規定により旧防災建築街区造成法 各号に掲げる事務のほか、都市再開発法附則第 を有する間、防災建築街区造成組合の監督に関 する事務をつかさどる。 (昭和三十六年法律第百十号) がなおその効力

(鉄道局総務課の所掌事務の特例)

第二十一条 鉄道局総務課は、第百二十三条各号 の改革に関する事務をつかさどる。 に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道

第二十二条

(鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例)

げる事務及び前項に規定する事務のほ 鉄道局鉄道事業課は、第百二十六条各号に掲 間、次に掲げる事務をつかさどる。 か、当分

条第五項の業務のうち協定に係る業務に関す び第四号から第七号までの業務並びにこれら 整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及 機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設 に附帯する業務、同条第三項の業務並びに同 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援

七条第一項第二号及び第三号の業務に関する業務」という。)並びに債務等処理法附則第 こと(鉄道局施設課の所掌に属するものを除 規定する特例業務(次条において単に「特例 機構の行う債務等処理法第二十七条第一項に 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

三 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会 条までの規定に基づく事務に関すること。 社に関する法律の一部を改正する法律(平成 十三年法律第六十一号)附則第二条から第四

げる事務、第一項に規定する事務及び前項各号 る事務をつかさどる。 息の支払を完了するまでの間、交通債券に関す いて「交通債券」という。)の償還及びその利承継する債務に係る交通債券(以下この項にお 第一項の規定により東京地下鉄株式会社がその (平成十四年法律第百八十八号) 附則第十三条 に掲げる事務のほか、東京地下鉄株式会社法 鉄道局鉄道事業課は、第百二十六条各号に掲 四条までの規定に基づく事務に関すること。 二十七年法律第三十六号)附則第二条から第 社に関する法律の一部を改正する法律(平成 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会

げる事務、第一項に規定する事務、第二項各号 該業務に関する事務をつかさどる。 び第六条第一項の業務が終了するまでの間、 の行う債務等処理法附則第四条第一項第二号及 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、 鉄道局鉄道事業課は、第百二十六条各号に掲 当

(鉄道局施設課の所掌事務の特例)

第二十四条 鉄道局施設課は、第百二十九条各号 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が特例業務及 として行う宅地の造成及びこれに関連する施設 び債務等処理法附則第七条第一項第三号の業務 に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人

の整備に関する技術上の計画に関する事務をつ かさどる。

第二十四条の二 物流・自動車局安全政策課は、 第百三十五条各号に掲げる事務のほか、当分の 間、再保険事業等に関する事務をつかさどる。 (海事局総務課の所掌事務の特例) (物流・自動車局安全政策課の所掌事務の特例

第二十五条 海事局総務課は、第百四十三条各号 どる。 第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯す政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則 る業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約 及び保証契約に係る業務に関する事務をつかさ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行 に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人

(海事局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局安全政策課は、第百四十 る。 保険者交付金交付契約に関する事務をつかさど 四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定

百四十五条各号に掲げる事務のほか、船舶の再第二十五条の三 海事局海洋・環境政策課は、第 日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条 資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の 定並びにこれに関する制度の企画及び立案に関 の規定による有害物質一覧表に関する基準の設 する事務をつかさどる。 (海事局海洋・環境政策課の所掌事務の特例)

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十六条 海事局内航課は、第百四十八条各号 政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行 る業務に関する事務をつかさどる。 第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯す に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人

(海事局検査測度課の所掌事務の特例)

第二十六条の二 海事局検査測度課は、第百五十 体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日条各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解 までの間、同法附則第五条及び第六条の規定に をつかさどる。 洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。) よる有害物質一覧表に関する事務(海事局海

(地方整備局の所掌事務の特例)

第二十七条 地方整備局は、第二百七条に規定す る事務のほか、法附則第九条第一項の表の上欄 に掲げる日までの間、 国土交通省の所掌事務の

> うち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務(北海 道の区域に係るものを除く。)を分掌する。

(平成一二年六月七日政令第三三

(施行期日)

号)

1 四月一日から施行する。 この政令(第一条を除く。)は、 平成十三年

四附三号) (平成一二年一〇月四日政令第四 抄

第一条 この政令は、法の施行の日 (施行期日)

十一月十五日)から施行する。 四七四号) 附 則 (平成一二年一一月一五日政令第 (平成十二年

この政令は、平成十三年三月一日から施行す

る。

四九五号) (平成一二年一一月二九日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 十一月三十日)から施行する。 (平成十二年

附 則 〇〇号) (平成一二年一二月六日政令第五 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十三年 四月一日)から施行する。

附則 六号) 抄 (平成一三年三月二二日政令第五

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施 行する。

八号) 則 (平成一三年三月三〇日政令第九

(施行期日)

第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法 う。)の施行の日(平成十三年五月十八日。以の一部を改正する法律(以下「改正法」とい 下「施行日」という。)から施行する。

附則 一四号) (平成一三年三月三〇日政令第一 抄

(施行期日)

行する。ただし、第二百六条第一項の表及び別第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施 表の改正規定は、同年五月一日から施行する。

三四号) (平成一三年三月三〇日政令第一

る この政令は、平成十三年四月一日から施行す

> 七六号 則 (平成一三年四月二五日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十三年 五月一日) から施行する。

一九号) (平成一三年六月二九日政令第二

月一日)から施行する。 部を改正する法律の施行の日(平成十三年十 この政令は、航空事故調査委員会設置法等の

四六号) (平成一三年一一月七日政令第三

律の施行の日(平成十三年十二月一日)から施 鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法 この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物

(施行期日) 四一九号) (平成一三年一二月二一日政令第

第一条 この政令は、 行する。 平成十四年四月一日から施

この政令は、公布の日から施行する。 則 (平成一四年三月二九日政令第七 ただ

条の次に一条を加える改正規定は、平成十四 条、第百二条から第百四条まで、第百十一条及 三月三十一日から施行する。 び第百十二条の改正規定、同令附則第三条の次 に一条を加える改正規定並びに同令附則第十四 し、第一条中国土交通省組織令第八条、第九

附 (平成一四年四月一日政令第一三

年七月一日から施行する。 定、第百五十四条の改正規定、同条を第百五十 改正規定、同条を第百五十二条とする改正規 第百五十二条を削る改正規定、第百五十三条の 条、第百四十九条及び第百五十条の改正規定、 同条の次に一条を加える改正規定は、平成十四 定、同条を第百五十四条とする改正規定並びに 三条とする改正規定、第百五十五条の改正規 改正規定、第十九条、第百四十条、第百四十四 し、第二条の改正規定、第十三条第二項を削る この政令は、公布の日から施行する。ただ

四号) 附 則 抄 (平成一四年四月一日政令第一三

(施行期日)

1 この政令は、 公布の日から施行する

五附号訓 則 抄 (平成一四年四月一日政令第一三

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 六号) 抄 (平成一四年四月一日政令第一三

係る処分等又は申請等に係る場合を除く。

|新潟運輸局長(秋田県又は山形県の区域に||北

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一四年四月一日政令第一三

近畿運輸局長(福井県の区域に係る国土交中

通省設置法第三十五条第一項に掲げる事務運

輸 部

る。

|域に係る処分等又は申請等に係る場合に限||局長

及び中部運輸局長(富山県又は石川県の区運

輸 越 陸

のうち同法第四条第十五号、第十八号、第局長

|に係るものに限る。)、第八十六号から第九 |十九号(船舶運航事業者の行う貨物の運送 (施行期日) 抄

七号)

この政令は、 附 則 (平成一四年五月三一日政令第 公布の日から施行する。

1

施行する。 る法律の施行の日 この政令は、都市再開発法等の一部を改正す 八八号) (平成十四年六月一日) から ||条第百十四号及び第百二十八号に掲げる事 務に関する処分等又は申請等に係る場合に |に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同 |十三号まで及び第九十五号から第百号まで

九一号) 附 則 (平成一四年五月三一日政令第一 限る。)

(平成十四年六月一日) から施行する。 この政令は、都市再生特別措置法の施行の日 兵庫陸運支局長

附

則

(平成一四年六月五日政令第一九

法律第六十四号)の施行の日(平成十五年一月関する法律の一部を改正する法律(平成十二年 日)から施行する。 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に

0号) 抄 (平成一四年六月七日政令第二〇

(施行期日)

行する。

附 三四五号)

則

7) 抄(平成一四年一一月二七日政令第

(施行期日)

法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施

この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する

三二一号)

附 則 (平成一四年一〇月三〇日この政令は、公布の日から施行する。

(平成一四年一〇月三〇日政令第

七九号)

則

(平成一四年八月一二日政令第1

第一条 この政令は、 行する。 平成十四年七月一日 「から施

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げ に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等 為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄 てした法令の規定による申請、届出その他の行 令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対し れぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政 可その他の処分又は契約その他の行為(以下 る行政庁がした法律若しくはこれに基づく命令 「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそ (以下「法令」という。) の規定による許可、認 第一条 この政令は、 第一条 この政令は、法の施行の日 施行する。

(施行期日)

三六七号)

抄

則

(平成一四年一二月一一日政令第

(平成十五年六月一日) から 船舶職員法の一部を改正す

|新潟運輸局長(秋田県又は山形県の区域に|東 |係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)|運 輸北 号) 附 則

(施行期日)

局長

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施 2する。ただし、第二条から第五条までの規定 公布の日から施行する。

六三号) 則 (平成一五年三月三一日政令第一

この政令は、平成十五年四月一日から施行す

八号) 附 則 (平成 一五年四月一日政令第一七

(施行期日)

第一条 この政令は、 附 九号) 則 抄 (平 成 一五年四月一日政令第一七 公布の日から施行する。

施行期日)

第一条 この政令は、 附 則 (平成一五年五月一六日政令第I 抄 公布の日から施行する。

二六号)

(施行期日)

監 運神

理

第一条 この政令は、 五〇号) (平成一五年六月一一日政令第1 抄 公布の日から施行する。

(施行期日)

第 **一条** この 五九号) 則 政令は、 (平成一五年六月一八日政令第1 公布の日から施行する。

日(平成十六年一月一日)から施行する。る法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の この政令は、道路運送車両法の一部を改正す

(施行期日) 九 附 三 号 則 (平成一五年六月二七日政令第二

定、附則第四十六条中国土交通省組織令(平成行する。ただし、次条から附則第六条までの規第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施 る。)及び附則第四十八条の規定は、同年七月規定(同条第三号の次に一号を加える部分に限 十二年政令第二百五十五号)第四十一条の改正 日から施行する。

九 附 四 号 則 抄(平成一五年六月二七日政令第二

十二月十八日)から施行する。

(平成十四年

(施行期日)

行する。ただし、次条から附則第四条まで、附第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施 則第十三条及び第十四条の規定は、同年七月一 日から施行する。

第一条 この政令は、エネルギーの使用の合理化

(施行期日)

四〇四号)

抄

(平成一四年一二月二七日政令第

(平成十五年四月一日) から施行する。 に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

(平成一五年三月二六日政令第七 九五号) 附 則 (平成一五年六月二七日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施 する。 附則第十六条の規定は、同年七月一日から施行 規定(同条に一号を加える部分に限る。)及び 二年政令第二百五十五号)第百三十四条の改正 定、附則第十五条中国土交通省組織令(平成十 行する。ただし、次条から附則第四条までの規

九六号) 則 (平成一五年六月二七日政令第二 抄

(施行期日)

|第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施 行する。ただし、第十四条から第十七条までの 規定は、同年七月一日から施行する。

二九号) 附 則 (平成一五年七月二四日政令第三 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 び附則第四十四条の規定(国土交通省組織令だし、附則第八条から第四十三条までの規定及 成十五年十月一日から施行する。 第四号の改正規定に係る部分に限る。) 第四号の改正規定に係る部分に限る。)は、平(平成十二年政令第二百五十五号)第七十八条

八号) 附 則 抄 (平成一五年八月八日政令第三六

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 は、平成十五年十月一日から施行する。 だし、附則第十四条から第三十八条までの規定 た

附 三〇号) 則 (平成一五年九月二五日政令第四 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十五年十月一日から施

八七号) 附 則 (平成一五年一二月三日政令第四 抄

(施行期日)

|第|条 この政令は、 行する。 平成十六年四月一日から施

八 附 九 号) (平成一五年一二月五日政令第四 抄

第一条 この政令は、 だし、附則第十八条から第四十一条まで、 (施行期日) 公布の日 から施行する。 第のた

十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四 から施行する。

五二三号) 則 (平成一五年一二月一七日政令第

(施行期日)

区の整備の促進に関する法律等の一部を改正す1条 この政令は、密集市街地における防災街 から施行する。 る法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)

五五一号) 則 (平成一五年一二月二五日政令第

保護に関する法律の施行の日(平成十七年四月 日)から施行する。 この政令は、行政機関の保有する個人情報の

九号) 則 抄 (平成一六年三月一九日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、 だし、第一章並びに第十一条から第十三条まで14条 この政令は、公布の日から施行する。た 及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施

0号) 則 (平成一六年三月一九日政令第五

(施行期日) 抄

だし、附則第九条から第四十四条までの規定第一条 この政令は、公布の日から施行する。た 平成十六年四月一日から施行する。

(平成一六年三月三一日政令第九

公布の日から施行する。 この政令は、平成十六年四月一日から施行す ただし、第三条から第六条までの規定は、

号 附則 抄 (平成一六年四月一日政令第一三

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 た

同令第五十六条の改正規定、同条を同令第五 を削る改正規定、同令第五十五条の改正規 第五十三条までの改正規定、同令第五十四条 第三十六条、第三十七条及び第五十一条から 条第一項、第二十三条から第二十五条まで、 条、第十九条から第二十一条まで、第二十二 十五条とする改正規定、 第一条中国土交通省組織令第二条、第四 同条を同令第五十四条とする改正規定、 同令第五十七条の改 1

> 則第三条の規定 平成十六年七月一日 省独立行政法人評価委員会令第九条の表北海 第五十七条とし、同条の次に一条を加える改 興機構分科会の項の改正規定、次条並びに附 道開発土木研究所分科会の項及び国際観光振 則第二十五条の改正規定、第三条中国土交通 二百二十一条から第二百二十三条まで及び附 条の次に一条を加える改正規定並びに同令第 とし、同令第一章第二節第三款第十四目中同 上げ、同令第百八十九条を同令第百八十八条 十六条から第百八十八条までを一条ずつ繰り 十五条を同令第百八十四条とし、同令第百八 規定、同令第百八十四条を削り、同令第百八 八条、第百八十二条及び第百八十三条の改正 で、第百五十一条、第百六十四条、第百六十 正規定、同令第百四十条から第百四十八条ま 正規定、同条を同令第五十六条とする改正規 同令第五十八条の改正規定、同条を同令

三 第二条の規定 平成十七年四月一日略

〇附号 則 則 抄 (平成一六年四月九日政令第一六

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施 行する。

六 附 八 号 則 (平成一六年四月二一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年 五月十五日)から施行する。

〇 五 号 則 (平成一六年六月一八日政令第1 抄

第一条 この政令は、油濁損害賠償保障法の一部 は、同法附則第一条第二号に定める日(平成十日)から施行する。ただし、附則第三条の規定 を改正する法律の施行の日(平成十七年三月一 (施行期日)

六年十二月一日)から施行する。 八〇号) (平成一六年九月一五日政令第二 抄

(施行期日)

十七日)から施行する。 この政令は、法の施行の日(平成十六年九月

九三号) 附 則 (平成一六年九月二九日政令第I 抄

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防 止に関する法律等の一部を改正する法律(以下 (施行期日)

令附則第二十六条の次に二条を加える改正規定第五条の二の次に一条を加える改正規定及び同五条の三を同令附則第五条の四とし、同令附則第条の四を同令附則第五条の五とし、同令附則第 令(平成十二年政令第二百五十五号)附則第五 条の規定並びに附則第二十条中国土交通省組織 は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日 「改正法」という。)の施行の日から施行する。 (平成十六年十一月一日) から施行する。 次条から附則第四条まで及び附則第七

九 附 四 号 則 (平成一六年九月二九日政令第I 抄

この政令は、平成十六年十月一日から施行す

〇五号 附 則 (平成一六年一〇月八日政令第三

この政令は、平成十六年十月十二日から施行

附 三九九号) 則 (平成一六年一二月一五日政令第 抄

第一条 この政令は、景観法の施行の日 六年十二月十七日)から施行する。 (平成

号 (平成一七年二月二日政令第一五

この政令は、平成十七年二月十七日から施行

附 則 (平成一七年三月三〇日政令第七

則第三条第一項の表の改正規定、附則第六条のる。ただし、第一条のうち国土交通省組織令附 条の規定は、 定及び附則第十八条の表の改正規定並びに第二 十二条の改正規定、附則第十六条の表の改正規 表の改正規定、附則第八条の改正規定、附則第 この政令は、平成十七年四月一日から施行す 公布の日から施行する。

五三号) (平成一七年四月一三日政令第一 抄

(施行期日)

一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第一条 この政令は、中小企業経営革新支援法の の施行の日から施行する。

九二号) (平成一七年五月二七日政令第一 抄

施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地 の 防災機能の確保等を図るための建築基準法等

> 第四条において「施行日」という。)から施行う。)の施行の日(平成十七年六月一日。附則 の一部を改正する法律(以下「改正法」と

五号) 附 則 (平成一七年六月一日政令第一九

の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年 七月一日)から施行する。 における土砂災害防止対策の推進に関する法律 この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等

附 則 三号)抄 (平成一七年六月一日政令第二〇

から施行する。 この政令は、施行日 附 則 (平成一七年六月二四日政令第二 (平成十七年十月一日)

(施行期日) 二四号)

だし、附則第七条から第三十八条までの規定 は、平成十七年十月一日から施行する。 附 則 (平成一七年六月二九日政令第二

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

た

二七号)

(施行期日)

条第三号、第百七十九条第三号、第百八十条第 る。ただし、第百六十四条第四項、第百七十八 一号及び第百八十一条の改正規定は、同年十月 この政令は、平成十七年七月一日から施行す 日から施行する。

二九号) 附則 (平成一七年六月二九日政令第二 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

四九号) 附 則 (平成一七年七月二一日政令第二

る。 施行の日(平成十七年十月一日)から施行す この政令は、航空法の一部を改正する法律の

八附号副 則 抄 (平成一七年九月九日政令第二九

(施行期日)

十月一日)から施行する。 第一条 この政令は、法の施行の日 (平成十七年

附 則 (平成一七年一二月二一日政令第 三七五号)

施行期日

1 の国土総合開発法等の一部を改正する等の法律 この政令は、総合的な国土の形成を図るため

施行する。 の施行の日 (平成十七年十二月二十二日) から

四号) 則 抄 (平成一八年三月二九日政令第八

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十八年四月一日 Iから施 第

(平成一八年三月三一日政令第

から施行する。 この政令は、平成十八年四月一日から施行す ただし、次に掲げる規定は、 同年七月一日

令第五十六条第三号から第五号までを削り、同定、同条を同令第五十四条とする改正規定、同条を削る改正規定、同令第五十五条の改正規から第五十三条までの改正規定、同令第五十四 附則第二十五条の二の改正規定 を削る改正規定並びに同令第二百二十四条及び 正規定、第二章第一節第一款及び第二款の款名 十条まで、第百五十三条及び第二百十三条の改 ら第百四十五条まで、第百四十七条から第百五 える改正規定、同令第五十七条、第百四十条か 条を同令第五十五条とし、同条の次に一条を加 官一人」を削る部分を除く。)、同令第五十一条同令第三十六条第一項の改正規定(「及び参事 める部分を除く。)、同令第二十条の改正規定、 (「第百二十九条」を「第百二十九条の二」に改第一条中国土交通省組織令目次の改正規定 る。

五二号) 則 (平成一八年三月三一日政令第一

この政令は、 平成十八年四月一日から施行す

六七号) 附 則 (平成一八年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

1

この政令は、

平成十八年四月一日から施行す

る。 九 附七号) 則 (平成一八年五月一七日政令第

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年五月二四日政令第二

(施行期日) 〇 号) 抄

第一条 この政令は、民間事業者の能力の活用に 及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関よる特定施設の整備の促進に関する臨時措置法 する臨時措置法を廃止する法律(以下「廃止 1

法」という。) の施行の日 九日)から施行する。 (平成十八年五月二

附 (平成一八年六月八日政令第二一

(施行期日) 三号)

条 附則 六五号) この政令は、公布の日から施行する。 (平成一八年八月一一日政令第二

備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関す 法律第五十四号)の施行の日(平成十八年八月 る法律の一部を改正する等の法律(平成十八年 二十二日)から施行する。 この政令は、中心市街地における市街地の整

附則 七七号) (平成一八年八月一八日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施 行する。

七 附 九 号) (平成一八年一二月八日政令第三 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 十二月二十日)から施行する。 (平成十八年

四〇四号) 附 則 (平成一八年一二月二七日政令第

この政令は、平成十九年一月一日から施行す

号) 附 則 抄 (平成一九年二月二三日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施 を加える改正規定に限る。)、第三十六条及び第条第十一号の改正規定及び第百二十一条に一号 十五条第十六号及び第十九条第九号の改正規定 三十七条の規定は、公布の日から施行する。 行する。ただし、第三十四条(財務省組織令第 に限る。)、第三十五条 (国土交通省組織令第十 1

二号) 附 則 (平成一九年三月二八日政令第七

この政令は、平成十九年四月一日から施行す

一六号) 附 則 (平成一九年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

号、 この政令は、公布の日から施行する。ただ 第百四十九条第六号及び第百五十条第三号 第一条中国土交通省組織令第十三条第七

> に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の改正規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止 (平成十九年四月一日) から施行する。 (平成一九年四月一日政令第一三

(施行期日)

1 この政令は、平成十九年七月一日から施行す 九条の表港湾空港技術研究所分科会の項の改正委員会令(平成十二年政令第三百二十四号)第規定並びに次項中国土交通省独立行政法人評価項、第二百四十七条及び第二百四十九条の改正項、第二百四十七条第二号、第二百二十条第一 規定は、公布の日から施行する。 号、第百六十条から第百六十二条まで、第百七 規定、第二十一条第一項の改正規定(「一人」 条、第百一条第六号、第百七条第六号、第百十 を「二人」に改める部分に限る。)並びに第百 る。ただし、第十五条第四項及び第五項の改正 条、第百五十八条第六号、第百五十九条第二一条第一号、第百十三条第五号、第百五十七

八号) 附 則 (平成一九年六月八日政令第一七 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十九年 六月十一日)から施行する。

四附号訓 則 (平成一九年七月六日政令第二〇

設定等に関する法律(平成十九年法律第三十四 号)の施行の日(平成十九年七月二十日)から 施行する。 この政令は、海洋構築物等に係る安全水域の

九附号則 則 (平成一九年八月三日政令第二四

(施行期日)

六日)から施行する。 この政令は、法の施行の日(平成十九年八月

〇四号) (平成一九年九月二五日政令第三 抄

改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を 八日)から施行する。 (施行期日)

1

附 三四一号) 則 (平成一九年一一月二一日政令第

(施行期日)

1 ら施行する。 律(平成十九年法律第百十五号)の施行の日 単(平成十九年法律第百十五号)の施行の日かこの政令は、気象業務法の一部を改正する法

三九五号) 附 則 (平成一九年一二月二七日政令第 抄

(施行期日)

1 一日)から施行する この政令は、法の施行の日 (平成二十年四月

0号) 附 則 抄 (平成二〇年二月二九日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一 する。 部の施行の日(平成二十年四月一日)から施行

七号) 附 則 (平成二〇年三月三一日政令第九

この政令は、平成二十年四月一日から施行す

七六号) 附 則 (平成二〇年五月一三日政令第一

(施行期日)

この政令は、公布の日から施 九 附 七 号) (平成二〇年六月一八日政令第一

(施行期日)

抄

1 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二〇年六月三〇日政令第二

(施行期日) 一三号) 抄

1 る。 この政令は、平成二十年七月一日から施行す

三号 附 則 (平成二〇年七月一八日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成二十年十月一日 Iから施

(処分等に関する経過措置)

第二条 国土交通省設置法等の一部を改正する法 機関(以下この条において「新機関」という。) に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の の条において「新法令」という。)の相当規定 正後の法律(これに基づく命令を含む。以下こ の行為は、改正法の施行後は、改正法による改 がした認可、指定その他の処分又は通知その他 の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の 律(以下この条において「改正法」という。) 機関(以下この条において「旧機関」という。) む。以下この条において「旧法令」という。) による改正前の法律(これに基づく命令を含

一回十次の大きないときが、大きな関係の関係会員会(旧設置当該の自主を発展)を発生した地域を管轄していた。 一回十次通大性(成立法第一条観光片長管 一段から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。) 一般の大き、大部風地方労働委員会(旧設置 一般の大き、大き、大部、大き、大部、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、		34					
がした認可、指定その他の処分又は通知その他 同さの満た臣(改正法第一条観光庁長官 通省設置法(以下「旧設置 通省設置法(以下「旧設置 通省設置法(以下「旧設置 一号から第二二号を 上でも大字であり、に係る事務に係る場合に限る。) が1つ事務に保る場合に限る。) が1の事務に係る場合に限る。) が1の事務に係る場合に限る。) が1の事務に係る場合に限る。) が1の事務に係る場合に限る。) で1、当該側地方労働委員会(旧設置労働を養性、ととされているとを除さ、改正法の施行の財産により旧機関に対して名をいるとされた申請、届出、申立てその他のであまます。 が1の事務のうらも側を管轄としなければならないともないともないともないともないともないともないともないともないともないとも			1.	七	六	五 四	三二
一		七年法律第二百八十九地を管轄す関係に関する法律(昭和る事務所ののうち地方公営企業等の行政法人の四条第九十六号に掲げるは特定地方四条第九十六号に掲げるは特定地方の大きでは、	型方が働き員会(旧設置労働争議 四方が動き員会(旧設置労働争議 に係る事務に係る場合に労働争議 に係る事務に係る場合に労働争議 ときは かたるも るときは 地方公替	る。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	合に限る。) 「保る事務(不当労働行為に轄する都道工十四年法律第百七十四号)会の所在地工十四年法律第百七十四号)会の所在地工係の事務(不当労働行為に轄する都道工外四年法律第百代十四号)会の所在地事務のうち労働組合法(昭和員地方労働組合法(昭設置不当労働行に限る。)	に限る。) (日設置) (旧設置) (田設置)	に難審判庁 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、
一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一		る 所 土 独 ま都 在 た 立 フ	そ	安る所土員都在た	桁を安る為 県管員船事	会会	会
のうち間地のである場合に道府県第百十三年法輸監理部長のである場合に道府県海市にその他の行為はに基づいて、新四条第した地の手がに係る場地を管き、改正法の他の行為はに基づいて、新機関に対しておらないととされていないとかの手続が二段である。 「中立てその他の行為は、で通事が出りしておりないととされて、新機関に対しておりないととされて、新機関に対しておりないととされて、新機関に対しておりないととされて、新機関に対しておりないととされて、新機関に対しておりないととされて、新機関に対しておりないとされてよりの手続が一段である。 「中立てその他の行為は、で通事が出りである場所に表が出りておりないとされてより新機関に対しておりないとされてより、新機関に対しており、新機関に対しておりないとされてより、新機関に対しておりないとされてより、新機関に対しておりないとされてより、新機関に対しておりないとされてより、新機関に対しておりないとされてより、新機関に対しておりないとされてより、新機関に対しておりないとされてより、対しておりないとは、対しておりないとは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	第						
- ら - 第 - た項 1 、 れ ろ そ - 為 に 行 ろ 正 て △ と た の 働 県 管 発 - 地 輸 域 所 方	T —		3	2	二十	<u>-+ </u>	+

三三九号) (平成二〇年一〇月三一日政令第

(施行期日)

施行の日(平成二十年十一月四日)から施行す上に関する法律(平成二十年法律第四十号)のび附則第五条の五を削る改正規定並びに次項のび附則第五条の五を削る改正規定並びに次項の場を加える改正規定、附則第二条の改正規定及 る。ただし、第七条の改正規定、第九十条に一 施行の日(平成二十年十二月一日)から施行す この政令は、一般社団法人及び一般財団法人 .関する法律(平成十八年法律第四十八号)の

四附号)則 則 抄 (平成二一年二月一六日政令第二

(施行期日)

この政令は、法の施行の日(平成二十一年六 四日)から施行する。

号) (平成二一年三月六日政令第三〇

(施行期日)

一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改 年四月一日)から施行する。

(平成二一年三月三一日政令第七

する。 この政令は、平成二十一年四月一日から施行

〇三号) 則 (平成二一年三月三一日政令第一

する。ただし、第三条から第六条までの規定この政令は、平成二十一年四月一日から施行 は、公布の日から施行する。 (平成二一年四月三〇日政令第一

一条 この (施行期日) 政令は、公布の日から施行する。

附 則 〇八号) (平成二一年八月一四日政令第1

第

三〇号)

抄

この政令は、都市再生特別措置法及び都市開

七号) 則 抄 (平成二二年三月三一日政令第四

(施行期日)

施行する。ただし、第四条から第六条までの規第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から 定は、公布の日から施行する。

行する。

九号) 附 則 抄 (平成二二年三月三一日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、 部の施行の日(平成二十二年四月一日)から施 行する。 特別会計に関する法律の一

号 (平成二二年四月一日政令第九〇

この政令は、 公布の日から施行する。

附 則 三九号) (平成二二年五月一九日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から 掲げる規定の施行の日(平成二十二年五月二十 害の防止に関する法律等の一部を改正する法律 施行する。ただし、次条から附則第五条まで及 日)から施行する。 (以下「改正法」という。) 附則第一条第二号に び附則第七条の規定は、海洋汚染等及び海上災

(平成二二 抄 |年六月二三日政令第一

(施行期日) 五七号)

月二十四日)から施行する。 この政令は、 法の施行の日 (平成二十二年六

五号) 附則 (平成二三年三月三一日政令第八

する。 この政令は、平成二十三年四月一日から施行

五附八号) (平成二三年五月三〇日政令第一

抄

(施行期日)

月一日)から施行する。 全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠 書に規定する規定の施行の日(平成二十三年六 点施設の整備等に関する法律附則第一条ただし この政令は、排他的経済水域及び大陸棚の保

附 則 抄 (平成二三年七月一日政令第二〇

(施行期日) 三号)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附則 (平成二三年七月一五日政令第二

する。 の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行 等の処理に関する法律等の一部を改正する法律 この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務 二〇号)

正する法律の施行の日 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改 日)から施行する。 附 則 (平成二三年七月二九日政令第二 (平成二十三年七月二十

三七号)

(施行期日)

る法律等の一部を改正する法律 十月二十日)から施行する。 「改正法」という。)の施行の日 この政令は、高齢者の居住の安定確保に関す (平成二十三年 (次項において

四三号) (平成二三年七月二九日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、 年八月一日)から施行する 法の施行の日 (平成二十三

則

(平成二三年一〇月一九日政令第

1

の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施正する法律附則第一条ただし書に規定する規定この政令は、都市再生特別措置法の一部を改

四二七号) (平成二三年一二月二六日政令第

律の施行の日 この政令は、 (平成二十三年十二月二十七日)津波防災地域づくりに関する法 1

四号) (平成二四年三月三〇日政令第八

規定並びに第二条の規定は、 第二条の表、第七条の表及び第八条の表の改正する。ただし、第一条中国土交通省組織令附則 この政令は、平成二十四年四月一日から施行 公布の日から施行

七附号訓 則 (平成二四年三月三一日政令第九

抄

第一条 この政令は、 (施行期日) 平成二十四年四月一日 から

則 (平成二四 [年三月三一日政令第九

(施行期日) 九号) 抄

第一条 この政令は、 施行する。 五 附 号 則 抄 平成二四 平成二十四年四月一日 年五月二五日政令第 から

附 🖯

(施行期日)

第一条 この政令は、福島復興再生特別措置法附 二十四年五月三十日)から施行する。 則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成

(平成二四年六月一日政令第一五

律附則ただし書に規定する規定の施行の 成二十四年六月十三日)から施行する。 この政令は、津波防災地域づくりに関する法 Ħ 伞

六 附 九 号 則 (平成二四年六月二七日政令第

この政令は、 七〇号) (平成二四年六月二七日政令第一 公布の日から施行する。

七四号) 抄 附 則 (平 (平成二四年六月二七日政令第一 公布の日から施行する。

(施行期日) 抄

この政令は、 **七五号)** この政令は、 (平成二四年六月二九日政令第 公布の日から施行する。

する。 平成二十四年七月一日から施行 1

七八 号) (平成二四年六月二九日政令第 抄

(施行期日)

旦 正する法律の施行の日 正する法律の施行の日(平成二十四年七月一この政令は、都市再生特別措置法の一部を改 から施行する。

二 附 七 号 則 (平成二四年九月一四日政令第I 抄

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、定の施行の日(平成二十四年九月十五日)から、 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規 当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

する法律施行令第一条の改正規定(「同法附条中補助金等に係る予算の執行の適正化に関鉱物資源機構法施行令附則の改正規定、第二 則第十二条第三項の規定により読み替えられ 項及び附則第三項の規定 条から第五条まで及び第七条の規定並びに次 る場合を含む。)」を削る部分に限る。)、第三 第一条中独立行政法人石油天然ガス・金属 平成二十五年四月 1 1

三五号) 則 (平成二四 抄 年九月一四日政令第一

号

抄

施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の する。

(施行期日)

三八号) 則 (平成二四年九月二〇日政令第1

る外国船舶の航行に関する法律の一部を改正す る法律の施行の日から施行する。 この政令は、海上保安庁法及び領海等におけ

二八六号) 則 (平成二四年一一月三〇日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 年十二月四日)から施行する。 (平成二十四

二九七号)附 則(平 則 (平成二四年一二月一二日政令第 抄

(施行期日) この政令は、平成二十五年一月一日から施

附

則

(平成二六年六月二五日政令第二

1

号附 則 抄 (平成二五年三月八日政令第四九

する。 (施行期日) この政令は、 平成二十五年四月一日から施

五号) 則 (平成二五年三月二九日政令第九

この政令は、 平成二十五年四月一日から施

二七号) 附 則 抄 (平成二五年四月二六日政令第一

条約が日本国について効力を生ずる日から施行 する。 この政令は、二千六年の海上の労働に関する

四 附四号) 抄(平成二五年五月一六日政令第

施行期日) この政令は、 公布の日から施行する。

(平成二五年五月三一日政令第

附 則 (平成二五年六月二八日政この政令は、公布の日から施行する。 〇〇号) (平成二五年六月二八日政令第I 抄

する。 この政令は、 附 則 (平成二五年九月二六日政令第1 平成二十五年七月一日から施

(施行期日)

(施行期日)

|第一条 この政令は、 施行する。 平成二十五年十月一日 いから

附 則 三七〇号) (平成二五年一二月二七日政令第

する法律の一部を改正する等の法律の施行の日この政令は、エネルギーの使用の合理化に関 (平成二十六年四月一日) から施行する。

号 附 則 (平成二六年三月二八日政令第九

施行する。 三四号) 附 則 (平成二六年三月三一日政令第一

第一条 この政令は、

平成二十六年四月一日

いから

(施行期日)

する。 この政令は、 平成二十六年四月一日から施行

する。 この政令は、 一九号) 平成二十六年七月一日から施行

- 号) 附 則 抄 (平成二六年七月二日 政令第二四

律の一部を改正する法律の施行の日 (施行期日) 年の一部を改正する法律の施行の日(平成二十この政令は、中心市街地の活性化に関する法

六年七月三日)から施行する。 八 附 三 号 則 (平成二六年八月二〇日政令第二

に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 施行期日) この政令は、マンションの建替えの円滑化等

する。 (平成二十六年十二月二十四日) この政令は、平成二十七年四月一日から施 四 附号 訓 則 (平成二七年三月一八日政令第七 から施行する。

六〇 号) (平成二七年三月三一日政令第一

条の規定は、 する。ただし、第一条中国土交通省組織令附則 条の表及び第十八条の表の改正規定並びに第二 第二条の表、第七条の表、第八条の表、第十六 この政令は、平成二十七年四月一日から施行 公布の日から施行する。

八 附 八 号 則 (平成二七年四月一〇日政令第一

この 政令は、 公布の日から施行する

六〇号) 号則 (平成二七年六月二六日政令第二

この政令は、 平成二十七年七月一日 から施行

(平成二七年七月一七日政令第二

の施行の日(平成二十七年七月十九日)から施この政令は、水防法等の一部を改正する法律

(平成二七年八月一二日政令第二

行の日(平成二十七年八月二十六日)から施行 施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸 この政令は、地域公共交通の活性化及び再生

00号) (平成二七年八月二八日政令第三

この政令は、 平成二十八年四月一日 エから施ラ

〇三号) 則 (平成二七年八月二八日政令第

革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改 (平成二十七年九月一日) から施行する。

四四四号) 則 (平成二七年一二月二八日政令第

(施行期日)

鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法。この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物 律の施行の日 (平成二十八年四月一日) から施

(平成二八年一月一五日政令第八

第一条 この政令は、法の施行の日 (施行期日) 抄 (平成二十八

年四月一日)から施行する。 (平成二八年一月二六日政令第

この政令は、 (施行期日) 抄 平成二十八年四月一日 から施行

する。 附 則 平成二八年三月九日政令第五七

(施行期日) 抄

1 する。 この政令は、 平成二十八年四月一日 「から施っ 行

〇三 号 則 (平成二八年三月三一日政令第一 抄

(施行期日) この政令は、 平成二十八年四月一日

1

二 附 号 則 (平成二八年三月三一日政令第

この政令は、平成二十八年四月一日から施行

八 附 二 号 則 (平成二八年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 平成二十八年四月一日

四 附八号) (平成二八年六月三〇日政令第1

日(平成二十八年七月一日)から施行する。進に関する法律の一部を改正する法律の施行のこの政令は、中小企業の新たな事業活動の促

八八号則 (平成二八年八月二九日政令第二

改正する法律の施行の日(平成二十八年九月一この政令は、都市再生特別措置法等の一部を 日)から施行する。

附 則 三五二号) (平成二八年一一月一八日政令第

附 則 (平成二八年一一月三〇日この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 三六四号) (平成二八年一一月三〇日政令第 抄

定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の 行する。

二門三号則 (平成二九年三月三一日政令第

この政令は、 平成二十九年四月一日から施行

四 附三号則 (平成二九年四月二八日政令第

年法律第百十三号) の施行の日 五月一日)から施行する。 -法律第百十三号)の施行の日(平成二十九年この政令は、自転車活用推進法(平成二十八

五 附 六 号 則 (平成二九年六月一四日政令第

(施行期日) 抄

する法律の施行の日(平成二十九年六月十五第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正 日)から施行する。

(施行期日)

から施行 1 部を改正する法律の施行の日

月二十四日) から施行する。

九五号)

日)から施行する。

二八号)

四日)から施行する。 部を改正する法律の施行の日(平成三十年一月 この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の

二三号) 則 (平成三〇年三月三一日政令第

この政令は、平成三十年四月一日から施行す

二 附 八 号 則

(施行期日)

1

る。 この政令は、平成三十年四月一日から施行す

則 (平成三〇年四月一八日政令第

則 (平成三〇年六月二九日政令第一

(平成三〇年八月二〇日政令第二

海外社会資本事業への我が国 伞

七七号) (平成三〇年九月二八日政令第1

平成三十年十月一日から施行す

抄(平成三〇年一一月九日政令第三

第一条 この政令は、法の施行の日 **附則(平成三一年一月** 十一月十五日)から施行する。 (平成三一年一月二三日政令第

号

(平成二九年七月一四日政令第一 抄

この政令は、農村地域工業等導入促進法の (平成二十九年七

(平成二九年七月一四日政令第一

を改正する法律の施行の日(平成二十九年十月この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部

(平成二九年八月一八日政令第1

抄 (平成三〇年三月三一日政令第一

この政令は、公布の日から施行する。五九号)

る。 この政令は、平成三十年七月一日から施行す九六号)

四附四号則

成三十年八月三十一日)から施行する。業者の参入の促進に関する法律の施行の日 この政令は、

この政令は、

(施行期日) 〇 八 号 則

(平成三十年

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 規定の施行の日(平成三十一年四月一日)からえる改正規定は、法附則第一条第二号に掲げる正規定及び同令附則第二十六条の次に一条を加同令附則第二十五条の二の次に一条を加える改同令附則第二十五条の二の次に一条を加える改 号)附則第五条の三に一項を加える改正規定、 交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五から第七条までの規定並びに附則第九条中国土る。ただし、次条並びに附則第三条及び第五条 施行する。 から施

六号) 附 則 抄 (平成三一年三月二〇日政令第四

(施行期日)

附 則 (平成三一月一日) から施行する。 この政令は、法の施行の日 (平成三十一年

この政令は、 四号) (平成三一年三月二七日政令第六 平成三十一年四月一日から施行

する。

三二号) 附 則 (平成三一年三月三〇日政令第一 平成三十一年四月一日から施行

する。 この政令は、

号 附 則 抄 (令和元年六月二八日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、 から施行する。
改正する法律の施行の日 不正 一競争防止法等の一 (令和元年七月一日)

号 附 則 (令和元年六月二八日政令第四五

この 政令は、 令和元年七月一日から施 だけす

〇五号) 附 則 (令和元年一二月二五日政令第二

る。 律の施行の日 この政令は、 (令和二年一月五日) から施 地域再生法の一部を改正する法 派行す

〇 八 号 則 (令和元年一二月二五日政令第二

(施行期日)

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日いう。)の施行の日から施行する。ただし、 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日かいう。)の施行の日から施行する。ただし、次を改正する法律(第二号において「改正法」と、この政令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部 ら施行する。

札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部第一条 この政令は、建設業法及び公共工事の入 1 1 第一条 この政令は、 する。 る。 改正する法律の施行の日 いて「一部施行日」という。)から施行する。 規定の施行の日(令和三年四月一日。次条にお を改正する法律附則第一条ただし書に規定する 及び第三条の規定は、公布の日から施行する。 項」を「同条第七項」に改める部分を除く。) 条第一項の表土地政策分科会の項中「同条第六 る。ただし、第一条の規定(国土審議会令第二 (施行期日) (施行期日) (施行期日) この政令は、 この政令は、 (施行期日) この政令は、 この政令は、令和二年四月一日から施行す この政令は、 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を に規定する規定の施行の日(令和二年三月一 号 附 第七条の規定 二号) 附 二号) 附則 号 則 抄 則 則 則 則 則 抄 抄 (令和二年六月一九日政令第一九 (令和三年三月三一日政令第八二 (令和二年九月四日政令第二六八 (令和二年三月三一日政令第一三 (令和二年三月三〇日政令第八二 (令和三年三月三一日政令第一 (令和二年九月四日政令第二六二 (令和二年五月二七日政令第一七 令和三年四月一日から施行す 令和二年十月一日から施行す 令和二年四月一日から施行す 令和三年 改正法附則第一条ただし書 令和二年七月一日から施行 -四月一日から施! (令和二年九月七日) 行す 1 1 第一条 この政令は、 二条の表の改正規定、同令附則第七条の表の改 する。 る規定の施行の日(令和三年七月十五日)からの一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げ 施行の日(令和四年十一月一日)から施行す る。 等に関する特別措置法の一部を改正する法律の に第二条の規定は、公布の日から施行する。 正規定及び同令附則第八条の表の改正規定並び る。ただし、第一条中国土交通省組織令附則第 行する。 う。)の施行の日(令和三年八月二日)から施正する等の法律(次項において「改正法」とい 施行する。 る。 る。 (施行期日) (施行期日) (施行期日) この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化 この政令は、 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改 この政令は、 この政令は、令和四年四月一日から施行す この政令は、 この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等 この政令は、 五 附 四 号 則 三五号) 九附号訓 五附号。 七号訓 四号) 五号) 八附号訓 五附号 副 附 附 附 則 則 則 則 則 則 則 (令和四年三月三一日政令第一六 (令和三年七月三〇日政令第二 (令和四年六月二二日政令第二二 (令和三年七月一四日政令第二〇 (令和四年一〇月二八日政令第三 (令和三年三月三一日政令第一三 (令和四年一一月二八日政令第三 令和四年七月一日から施行す 公布の日から施行する。 令和三年七月一日から施 令和三年四月 :和三年六月三〇日政令第一八 令和三年四月一日から施行 一日から施行す 行す 第一条 この政令は、 この政令は、 この政令は、 この政令は、 1 1 する。 る。 する法律の施行の日(令和五年五月二十六日) から施行する。 に掲げる規定の施行の日 る。 る。 る。 から施行する。 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) この政令は、宅地造成等規制法の一部を この政令は、 この政令は、 この政令は、 号) 〇 附号 別 八附号訓 九附号副 0号) 九号) 附 号 附 附 号附 則 則 則 則 則 則 則 則 抄 抄 抄 抄 (令和五年九月一三日政令第二八 (令和五年九月一三日政令第二七 令和五年四月一日から施行す 令和五年四月一日から施行す 令和六年四月一日から施

九三号) (令和四年一二月二三日政令第三

則

(令和三年三月三一日政令第一三

(令和五年三月二三日政令第六八

(令和五年三月三〇日政令第九三

與局管內 空知総合振 期局管內 经志総合振 期局管內 後志総合振 動市 石狩市 石狩振 島市 石狩市 不舒振

令和五年四月一日から施

(令和五年三月三〇日政令第一〇

館運輸支局

函

館市

北海道のうち

興局管内のうち空知郡、 夕張郡及び樺戸郡

函館市

北斗市

渡

山島

総合振興局管内

檜

(令和五年六月二三日政令第二一

旭川運輸支局

旭川

旭川市 留萌市 北海道のうち 振興局管内

士別市 名寄市

令和五年七月一日から施 行す

令和五年十月一日から施行す

法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号 の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する. この政令は、脱炭素社会の実現に資するため (令和六年四月一日)

室蘭運輸支局

室蘭市

北海道のうち

管内

宗谷総合振興

興局管内 ち雨竜郡

谷総合振興局 留前振興局

知総合振興局管内のう 深川市 富良野市

空

管内

別市 室蘭市

伊達市

振

振 総

苫小牧市

合振興局管内

日高 胆

興局管内

(令和六年三月二九日政令第九 令和六年四月一日から施行す

帯広運輸支局

帯広市

北見運輸支局

北見市

北海道のうち

局管内

帯広市 北海道のうち 振興局管内 総合振興局管内

十勝

総合振

北見市

網走市

オホーツク総合振れ 網走市 紋別

八局管内

釧路運輸支局

釧

路

北海道のうち

釧路市

根室市

根釧

室路

(令和六年三月二九日政令第一〇

(令和六年三月三〇日政令第一三

この政令は、 令和六年四月一日 から施

行す

	別表(第二百十	[十六条関係]	
を改正	名称	位置	管轄区域
六日)	札幌運輸支局	札幌市	北海道のうち

長崎運輸支局						徳島運輸支局 徳	l				鳥取運輸支局 皀	局								l				1	新潟運輸支局 新	山梨運輸支局 笠	神奈川運輸支局構	東京運輸支局		埼玉運輸支局 さ			茨城運輸支局 *			秋田運輸支局 秋	宮城運輸支局	HT.		Ť	青森運輸支局
崎市	賀市		知市						岡山市		鳥取市	和歌山市	八和郡山	市	京都市			市						富山市				東京都		いたま		市				田市	台市	щ	郡等	4手 果 紫	青森市
長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	県	和歌山県	·山奈良県	大阪府	京都府	滋賀県	二重県	愛知県	静岡県	岐阜県	福井県	長野県	石川県	富山県	新潟県	山梨県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	- 栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県		; ;	- 紫岩手県	青森県

				ı
鹿児島運輸支局	宮崎運輸支局	大分運輸支局	熊本運輸支局	
鹿児島市	宮崎市	大分市	熊本市	
鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	